

## 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第二段階）及び意見募集の実施について

令和元年9月25日  
原子力規制庁

### 1. 概要

平成29年4月14日に公布された原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）第3条では、主に以下の事項に関する規定を整備し、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとしている。

○原子力事業者等に対する検査制度の見直し（事業者検査及び原子力規制検査の創設等）

○原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備

改正法第3条の施行に向け、その施行日を令和2年4月1日とする政令を制定することを念頭に、本年8月には法令類の整備の第一段階として政令の改正案の概要、原子力規制検査等に関する規則案等について意見募集を実施したところである。第二段階では、法施行に必要な品質管理に必要な体制の基準、原子力施設の技術基準、事業者検査その他手続等に関する規則及びこれらの規則の解釈の案について行政手続法に基づく意見募集を実施するとともに、これまでの試運用等を踏まえた許認可手続、保安措置等に関するガイドの案について任意の意見募集を実施することとしたい。

### 2. 今回の意見募集の対象とする規則等の内容

(1)「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び同規則の解釈の制定【別紙3】

各原子力施設を通じた1つの規則を新たに制定する。その際、以下のとおり、品質マネジメントシステムに関する新知見を導入するほか、新たな検査制度で必要となる事項を盛り込む。

- IAEA GSR part2を踏まえ、リーダーシップ等の安全文化、等級別扱い、検査の独立性、変更の管理等について規定する。
- JIS Q 9001:2015を参考に用語を定義し、改善の機会、予防処置の是正措置への統合等について規定する。
- 米国の規制制度を参考に、一般産業用工業品の調達管理について規定する。
- 新たな検査制度で必要となる保安活動指標の導入、事業者検査の明確化、調達先における事業者検査等への原子力規制委員会の職員による立入りに関する要求事項等について規定する。

(2)各原子力施設の技術基準に関する規則及びその解釈【別紙4-1-1~3、別紙4-2-1~8】

- 改正法第3条の施行により、試験炉、加工、貯蔵、再処理、廃棄及び使用に係る施設についても発電用原子炉と同様の規制体系となることから、これらの施設に関する現行の設計・工事、性能及び溶接に関する技術基準の規則を統合し、新たに各原子力施設の技術基準規則及びその解釈を制定する。その際、溶接に関する具体的な要求事項等は解釈において規定する。
- 発電用原子炉施設における燃料体の技術基準規則についても、発電用原子炉施設の技術基準規則に統合し、燃料体に関する具体的な要求事項は解釈において規定する。
- 再処理施設及び研究開発段階発電用原子炉施設以外の原子力施設の技術基準規則についても、廃止措置中の施設の維持義務を規定する。
- 容器等の材料及び溶接部に関する要求事項については、使用前事業者検査終了までの間適用することを規定する。

(3)事業者検査その他手続等に関する規則【別紙5-1~18】

- ① 品質マネジメントシステムに係る手続規定の整備
  - 許認可申請（廃止措置計画、型式証明・指定等を含む。）の本文、添付書類について全体的に整備する。
- ② 設計及び工事の計画の認可等に係る手続規定の整備
  - 発電用原子炉施設及び核燃料施設等の体系を統一し、手続不要範囲を発電用原子炉の届出不要範囲を基に整備する。
  - 実用発電用原子炉施設においては、燃料体設計認可に代わる手続として、燃料体を型式証明・指定の対象とし、一連の申請での記載事項について整備する。
- ③ 事業者検査の導入に伴う規定の整備
  - 使用前事業者検査について、検査の方法、実施要領書に基づく実施、検査の記録事項、溶接に係る表示のほか、原子力規制委員会の確認に係る手続を整備する。確認手続については、確認の不要範囲を従来の発電用原子炉における使用前検査不要範囲を基に整備する。
  - 定期事業者検査については、検査の実施時期、検査の方法、実施要領書に基づく実施及び検査の記録事項のほか、原子力規制委員会への報告について時期、内容等を整備する。検査の実施時期については、試験炉、加工、貯蔵、再処理及び廃棄に係る施設についても発電用原子炉と同様の規制体系となることから、これらの施設においても発電用原子炉施設と同様に、技術基準に適合している状態を維持する一定の期間を設定して、その間維持するかどうかを判定して決められるよう規定を整備する。
- ④ 廃止措置段階に係る規定の整備
  - 廃止措置計画で定める性能維持施設について、技術基準適合と定期事業者検査

査の実施を求める体系として整備する。

⑤ 保安のために必要な措置に係る規定の整備

- 設置（事業）許可を受けたところにより品質マネジメントシステムに係る措置を整備することを求める。
- 施設管理に係る措置について、従来の巡視点検、施設定期自主検査、経年劣化評価等を統合し、重要度に応じて体系的にPDCAを回すよう整備する。
- 防災・非常時対応に係る措置について、自然現象・人為事象に対する防護、火災防護、溢水防護に加えて、重大事故等対処、大規模損壊対処等なども含め、全体として許可（廃止措置段階は廃止措置計画認可）されたところによる対応を求める。
- 運転管理に係る措置について、通常時の確認事項、異状時の対応等を明確にして実施することを求める。
- 運搬、廃棄等に係る措置について、事業者における基準適合確認を明確にする。

⑥ 保安規定の記載事項の整備

- 保安のために必要な措置の規定の整備に合わせて保安規定の記載事項を整備するほか、保安教育の対象者を保安活動に係る要員全体として明確にし、事業所外の運搬、廃棄等に係る措置も含めて保安規定記載事項とするよう整備する。

(4) 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令【別紙6】

改正法第3条の施行により、保安規定の認可申請時期が運転等の開始前から工事の着手前となることから、保安規定の認可の申請を提出する日までとしていた原子力事業者防災業務計画の作成期限を核燃料物質又は核燃料物質等によって汚染された物の取扱いを開始する日の6月前までと規定する。

(5) 保安規定審査基準【別紙7-1~11】

保安規定の記載事項の整備を踏まえて、各原子力施設の保安規定審査基準を改正する。その際、廃棄に関する要求事項として平常時においても環境放射線モニタリングについて実施体制を定めるとともに、放射線管理等においてALARAの考え方に基づく活動を明確にする。

(6) 健全な安全文化の育成と維持に係るガイド及び原因分析に関するガイド【別紙8-1・2】

上述(1)の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び同規則の解釈の整備を踏まえて、健全な安全文化の育成と維持に係るガイド及び原因分析に関するガイドを新たに整備し、健全な安全文化の育成と維持に係る要求事項や、原因分析に係る要求事項を明確にする

ものとする。

(7) 許認可関連手続に関するガイド【別紙9-1~3】

上述(3)①及び②の品質マネジメントシステム並びに設計及び工事の計画の認可等に係る手続規定の整備を踏まえて、発電用原子炉施設において整備している許認可関連手続に関するガイドを改正し、品質マネジメントシステムや工事の方法などに関する申請書等での具体的な記載内容について示す。

(8) 保安措置等に関するガイド【別紙10】

上述(3)③及び⑤の事業者検査の導入に伴う規定の整備及び保安のために必要な措置に係る規定の整備を踏まえて、現在は発電用原子炉施設について整備している定期事業者検査等に関するガイドを基に、各原子力施設に共通して適用するものとして、事業者検査及び保安のために必要な措置に関するガイドとして新たに整備する。

3. 施行期日等

改正法第3条の施行の日（令和2年4月1日予定）から施行する。

【別紙1】のとおり所要の経過措置等を規定する。

4. 今後の予定

今回の意見募集に係る対応

- ・意見募集の実施 令和元年9月26日（予定）から  
同年10月25日までの30日間
- ・規則等の原子力規制委員会決定 同年11月（予定）

5. 添付資料

別紙1 経過措置等（案）

別紙2 改正法第3条に係る制定、改正及び廃止予定の法令一覧

別紙3 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則、同規則の解釈（案）

別紙4-1-1~3 原子力施設の技術基準に関する規則案（実用炉、試験炉、加工、貯蔵、再処理、廃棄物管理、使用）

別紙4-2-1~8 原子力施設の技術基準に関する規則の解釈案（実用炉、研開炉、試験炉、加工、貯蔵、再処理、廃棄物管理、使用）

別紙5-1~18 事業者検査その他手続等に関する規則の一部改正案。新旧対照表（実用炉、研開炉、試験炉、船舶炉、製錬、加工、貯蔵、再処理、一種埋設、二種埋設、廃棄物管理、核燃料使用（施行規則、許可基準規則）、核原料使用、外廃棄、外運搬、クリアランス（製錬等、試験炉等））

- 別紙6 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部改正案 新旧対照表
- 別紙7-1~11 保安規定審査基準の一部改正案 新旧対照表 (実用炉、研開発炉、試験炉、加工、貯蔵、再処理、二種埋設、廃棄物管理、使用、廃止発電炉、廃止試験炉)
- 別紙8-1 健全な安全文化の育成と維持に係るガイド (案)
- 別紙8-2 原因分析に関するガイド (案)
- 別紙9-1 発電用原子炉施設の設置 (変更) 許可申請に係る運用ガイドの一部改正案 新旧対照表
- 別紙9-2 発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイドの一部改正案 新旧対照表
- 別紙9-3 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイドの一部改正案 新旧対照表
- 別紙10 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド (案)

## 経過措置等 (案)

各規則の規定上又は運用上の取扱いとして、主に次の内容の経過措置等を設ける。  
 なお、型式証明、型式指定、事業所外廃棄確認、運搬確認及びクリアランスに係る品質管理文書、申請中の溶接安全管理審査及び輸入燃料体検査、新規制基準未適合施設の設置工事認可等については、必要に応じて、今後運用上の取扱いを明確化することとする。

- 申請事項等が変更された手続について、いつまでに変更申請等を求めるかの期間を定める。なお、その変更申請等に対する認可等の処分が行われるまでの間は、従前の認可等に基づき各種行為は実施できることとする。
- 施設定期検査の廃止、定期事業者検査の導入等に伴い、検査の実施時期や記録の保存期間について、施設定期検査と定期事業者検査の間での法技術的な読み替えを行う。

具体的には、次のような措置を設ける。

- (1) 認可申請における品質マネジメントに係る文書等の提出に係る猶予期間等
- ① 廃止措置計画
- ・ 施行日において廃止措置計画認可を受けている者に対し、品質マネジメント及び性能維持施設に係る文書に関し、施行日から6月以内に廃止措置計画の変更の認可申請を求める。
  - ・ 当該申請に係る処分までは、従前のとおり廃止措置を実施できることとする。  
 【別紙5-1 (実用炉)、5-2 (研開発炉)、5-3 (試験炉)、5-6 (加工)、5-7 (貯蔵)、5-8 (再処理)、5-10 (二種埋設)、5-11 (廃棄物管理) 及び5-12 (核燃料使用)】
  - ・ 各原子力施設において廃止措置中の施設の性能維持を要求することとしたことから、現在廃止措置段階にあって施設の性能維持が要求されていない研究開発段階発電用原子炉施設「ふげん」についても施設の性能維持を要求することとし、当該要求を適用しないこととした経過措置の規定 (平成29年原子力規制委員会規則第5号附則第2条第4項) を削除する。  
 【別紙5-2 (研開発炉)】
- ② 容器承認
- ・ 施行日前に申請された容器承認 (使用期間の更新を含む。) の承認については、なお従前のとおりとする。  
 【別紙5-16 (外運搬)】

(2) 保安規定・保安措置の改正事項に係る猶予期間

① 保安規定

- ・保安措置の改正事項に係る保安規定の変更認可申請について、施行日から6月以内に申請を求めらる。
- ・当該申請に係る処分(新規制基準の審査として行われる場合には、その処分)までは、従前の保安規定を用いることとする。

【別紙5-1(実用炉)、5-2(研開炉)、5-3(試験炉)、5-6(加工)、5-7(貯蔵)、5-8(再処理)、5-10(二種埋設)、5-11(廃棄物管理)及び5-12(核燃料使用)】

② 保安措置

- ・保安措置の改正事項について、上記①の保安規定の(変更)認可申請を行った者については、当該申請に係る処分までは、従前の保安措置を講ずることとする。
- ・保安措置の改正事項について、令41条非該当使用者及び外運搬の委託を受けた者については、施行日から6月までの間は、従前の保安措置を講ずることとする。

【別紙5-1(実用炉)、5-2(研開炉)、5-3(試験炉)、5-6(加工)、5-7(貯蔵)、5-8(再処理)、5-10(二種埋設)、5-11(廃棄物管理)、5-12(核燃料使用)、5-15(外廃棄)及び5-16(外運搬)】

③ 施設管理目標及び施設管理実施計画

- ・保安規定の変更認可までの間に行う定期事業者検査の開始前の報告については、施設管理目標及び施設管理実施計画に代えて、これに相当する内容(次回及び次々回の定期事業者検査の主な事項、例えば、開始予定日、当該施設の工事の方法及び時期、点検等の方法、実施頻度及び時期、工事及び点検等を実施する際に行う保安措置)を報告するものとする。

【別紙5-1(実用炉)、5-2(研開炉)、5-3(試験炉)、5-6(加工)、5-8(再処理)及び5-11(廃棄物管理)】

(3) 定期事業者検査の実施時期

① 施行後最初の定期事業者検査の実施時期

- ・施行後最初の定期事業者検査の実施時期については、以下のとおりとする。
  - ア) 新規制基準に適合している施設及び廃止措置段階の発電用原子炉施設のうち施設定期検査を要するものであって、施行日において施設定期検査を終了しているもの：

施設定期検査が終了した日以降13月又は12月を超えない時期

- イ) 新規制基準に適合している発電用原子炉施設であって、施行日前日において施設定期検査を実施中のもの：

施行日において定期事業者検査に統合

- ウ) 新規制基準に適合している施設(発電用原子炉施設を除く。)であって、施行日前日において施設定期検査を実施中のもの：

施行日以降12月を超えない時期

- エ) 廃止措置段階の発電用原子炉施設のうち施設定期検査を要するものであって、施行日前日において施設定期検査を実施中のもの：

施行日において定期事業者検査に移行

- オ) 新規制基準に適合していない施設であって、施行日前日において定期施設検査を実施中のもの：

施行日において定期事業者検査に移行

- カ) 廃止措置段階の発電用原子炉施設のうち施設定期検査を要しないもの：

施行日以降13月を超えない時期

【別紙5-1(実用炉)、5-2(研開炉)、5-3(試験炉)、5-6(加工)、5-8(再処理)、及び5-11(廃棄物管理)】

② 安全性向上評価の実施時期

- ・平成25年の規則改正後に安全性向上評価を行った実用炉については、今回の改正規則の施行後最初の安全性向上評価の実施時期について、「定期事業者検査が終了した日以降6月を超えない時期」を「施設定期検査が終了した日以降6月を超えない時期」と読み替える。

【別紙5-1(実用炉)】

- ・平成25年規則改正後に安全性向上評価を行っていない発電炉及び加工施設については、安全性向上評価の実施時期について、平成25年改正規則附則中「最初に行う施設定期検査の次の施設定期検査が終了した日以降6月を超えない時期」を「最初に行う定期事業者検査の次の定期事業者検査が終了した日以降6月を超えない時期」に改める。

【別紙5-1(実用炉)及び5-6(加工)】

(4) 記録の内容及び保存期限の変更に係る経過措置等

① 記録

- ・改正される記録事項について、従前の保存期限まで保存を求めらる。
  - 【別紙5-1(実用炉)、5-2(研開炉)、5-3(試験炉)、5-6(加工)、5-7(貯蔵)、5-8(再処理)、5-10(二種埋設)、5-11(廃棄物管理)及び5-12(核燃料使用)】

- ・施行日に保存している施設定期検査の結果の保存期間について、「次の検査の時まで」を「次の定期事業者検査の時まで」と読み替える。

【別紙5-1(実用炉)、5-2(研開炉)、別紙5-3(試験炉)、5-6(加

工)、5-7 (貯蔵)、5-8 (再処理)、5-10 (二種埋設) 及び5-11 (廃棄物管理)】

- ・保存期間が延長される記録 (令第41条非該当使用者に係るもの) について、新たな保存期間を適用する。

【別紙5-12 (核燃料使用)】

## ②経年劣化技術評価

- ・経年劣化に関する技術評価を新たに規定する4つの事業規則において、改正前の「経年変化に関する技術的な評価」を「経年劣化に関する技術的な評価」と、「～施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間 (試験炉にあっては、十箇年) の計画」を「長期施設管理方針」とそれぞれみなす。

【別紙5-3 (試験炉)、5-6 (加工)、5-8 (再処理) 及び5-11 (廃棄物管理)】

## 改正法第3条に係る制定・改正・廃止予定の法令一覧

以下の原子力規制委員会規則等について、所要の規定の整備を行う。

### 1. 法定の意見募集対象

#### 1-1. 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈

- (1) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和元年原子力規制委員会規則第●号) 【別紙3】
- (2) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈 (令和元年原規技発第●号) 【別紙3】

#### 1-2. 原子力施設の技術基準に関する規則及びその解釈

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (平成25年原子力規制委員会規則第6号) 【別紙4-1-1】
- (2) 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則 (令和元年原子力規制委員会規則第●号) 【別紙4-1-2】
- (3) 再処理施設の技術基準に関する規則 (令和元年原子力規制委員会規則第●号) 【別紙4-1-3】
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則 【別紙4-1-3】 (令和元年原子力規制委員会規則第●号)
- (5) 使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則 (令和元年原子力規制委員会規則第●号) 【別紙4-1-3】
- (6) 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則 (令和元年原子力規制委員会規則第●号) 【別紙4-1-3】
- (7) 使用施設等の技術基準に関する規則 (令和元年原子力規制委員会規則第●号) 【別紙4-1-3】
- (8) 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年原規技発第1306194号) 【別紙4-2-1】
- (9) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成25年原管P発第1306193号) 【別紙4-2-2】
- (10) 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の解釈 (令和元年原規技発第●号) 【別紙4-2-3】
  - (11) 再処理施設の技術基準に関する規則の解釈 (令和元年原規技発第●号) 【別紙4-2-4】
  - (12) 加工施設の技術基準に関する規則の解釈 (令和元年原規技発第●号) 【別紙4-2-5】
  - (13) 使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈 (令和元年原規技発第●号) 【別紙4-2-6】
  - (14) 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の

解釈（令和元年原規技発第●号）【別紙4-2-7】

- (15) 使用施設等の技術基準に関する規則の解釈（令和元年原規技発第●号）  
【別紙4-2-8】

1-3. 事業者検査その他手続等に関する規則

- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）【別紙5-1】
- (2) 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号）【別紙5-2】
- (3) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）【別紙5-3】
- (4) 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和53年運輸省令第70号）【別紙5-4】
- (5) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和32年総理府・通商産業省令第1号）【別紙5-5】
- (6) 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）【別紙5-6】
- (7) 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号）【別紙5-7】
- (8) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号）【別紙5-8】
- (9) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成20年経済産業省令第23号）【別紙5-9】
- (10) 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号）【別紙5-10】
- (11) 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号）【別紙5-11】
- (12) 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号）【別紙5-12】
- (13) 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第34号）【別紙5-13】
- (14) 核原料物質の使用に関する規則（昭和43年総理府令第46号）【別紙5-14】
- (15) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和53年総理府令第56号）【別紙5-15】
- (16) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）【別紙5-16】
- (17) 製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年経済産業省令第112号）【別紙5-17】

- (18) 試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年文部科学省令第49号）【別紙5-18】

1-4. 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令

- (1) 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）  
【別紙6】

1-5. 保安規定審査基準

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（平成25年原規技発第1306198号）【別紙7-1】
- (2) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原管P発第1306196号）【別紙7-2】
- (3) 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（平成25年原規研発第1311273号）【別紙7-3】
- (4) 加工施設における保安規定の審査基準（平成25年原管研発第1311274号）  
【別紙7-4】
- (5) 使用済燃料貯蔵施設保安規定の審査基準（平成25年原管廃発第1311274号）  
【別紙7-5】
- (6) 再処理施設における保安規定の審査基準（平成25年原管研発第1311278号）  
【別紙7-6】
- (7) 第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準（平成25年原管廃発第1311278号）【別紙7-7】
- (8) 廃棄物管理施設における保安規定の審査基準（平成25年原管廃発第13112712号）【別紙7-8】
- (9) 使用施設等における保安規定の審査基準（平成25年原規研発第1311275号）  
【別紙7-9】
- (10) 廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（平成25年原管廃発第13112715号）【別紙7-10】
- (11) 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準（平成25年原管廃発第13112714号）【別紙7-11】

2. 任意の意見募集対象

- (1) 健全な安全文化の育成と維持に係るガイド（令和元年原規技発第●号）【別紙8-1】
- (2) 原因分析に関するガイド（令和元年原規技発第●号）【別紙8-2】
- (3) 発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド（平成25年原規技発第13061919号）【別紙9-1】
- (4) 発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド（平成25年原規

技発第 13061920 号)【別紙 9-2】

- (5) 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド(平成 25 年原規技発第 13061921 号)【別紙 9-3】
- (6) 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド(令和元年原規技発第●号)【別紙 10】

### 3. 廃止予定の原子力規制委員会規則等

- (1) 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 8 号)
- (2) 研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 12 号)
- (3) 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 18 号)
- (4) 試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 22 号)
- (5) 使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 25 号)
- (6) 再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 28 号)
- (7) 特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 32 号)
- (8) 実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 7 号)
- (9) 研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 11 号)
- (10) 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和 62 年総理府令第 10 号)
- (11) 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 19 号)
- (12) 加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則(平成 12 年総理府令第 123 号)
- (13) 試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関す

る規則(昭和 62 年総理府令第 11 号)

- (14) 試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 23 号)
- (15) 試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則(昭和 61 年総理府令第 74 号)
- (16) 使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(平成 12 年通商産業省令第 113 号)
- (17) 使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 26 号)
- (18) 使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する技術基準を定める規則(平成 12 年通商産業省令第 114 号)
- (19) 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和 62 年総理府令第 12 号)
- (20) 再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 29 号)
- (21) 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(平成 4 年総理府令第 4 号)
- (22) 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 33 号)
- (23) 使用施設等の溶接の技術基準に関する規則(昭和 61 年総理府令第 73 号)
- (24) 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈(平成 25 年原規技発第 1306196 号)
- (25) 研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈(平成 25 年原管 P 発第 1306194 号)
- (26) 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈(平成 25 年原管研発第 1311272 号)
- (27) 試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈(平成 25 年原規研発第 1311272 号)
- (28) 使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈(平成 25 年原管廃発第 1311273 号)
- (29) 再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈(平成 25 年原管研発第 1311276 号)
- (30) 特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質

管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈（平成25年原管廃発第13112711号）

- (3 1) 加工施設及び再処理施設の溶接方法の認可について（平成12年12安局第212号）
- (3 2) 試験研究の用に供する原子炉等の溶接の方法の認可について（平成12年12安局第211号）
- (3 3) 使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の解釈（平成28年原規技発第1602151号）
- (3 4) 使用済燃料貯蔵施設の溶接の方法の認可について（平成21・02・26原院第9号）
- (3 5) 特定廃棄物管理施設の溶接の方法の認可について（平成24・03・26原院第1号）



資料3-1

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた  
法令類の制定及び改正とこれらに対する意見募集の結果について  
（実用発電用原子炉施設関係以外）（案）

令和2年2月5日  
原子力規制庁

1. 経緯

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向け、法施行に必要な規則、規則の解釈等の案（経過措置等を含む。）について、令和元年9月25日の第31回原子力規制委員会での了承に基づき意見公募手続を実施した。

今回は、上記の意見公募手続の対象としたもののうち実用発電用原子炉施設以外に関する法令類（別紙1の1.に掲げるもの）について、当該意見募集の実施結果を以下に示す。

2. 意見募集の実施結果

- (1) 意見募集の対象：別紙1の1.に掲げる法令類
- (2) 意見募集の期間：令和元年9月26日から同年10月25日（30日間）
- (3) 意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及びFAX
- (4) 御意見数<sup>1</sup>：基準規則及びその解釈8件、施行規則、保安規定審査基準及び経過措置等35件、命令1件
- (5) 提出意見及びこれに対する考え方は、別紙4のとおりとしたい。

3. 主な修正点

上記2. の意見募集等を踏まえた修正や誤記の訂正のうち、主要なものは以下のとおり。

(1) 各事業等の技術基準規則及び解釈

- 1) 規則で定義していた溶接の対象について、各規則において主要な溶接部等と規定するとともに、具体的な範囲を解釈において規定する。

（対象：試験炉、加工、貯蔵、再処理、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準）

【加工規則の例：意見1～3。規則第1条第2項、第15条第1項及び第31条第1項 解釈別記（加工施設の溶接の方法について）】

- 2) 規則間の整合を図るため、試験炉施設が通常運転時に工場等<sup>2</sup>の周辺に及ぼす空間線量率について、「十分に低減できる」旨の規定を改め、「原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回る」旨の規定に変更する。

（対象：試験炉の技術基準）【試験炉規則第16条第1項】

(2) 各事業等の施行規則等における共通事項

- 1) 品質マネジメントシステムのみを変更する場合には、設計及び工事の計画の認可・使用前確認を要しないこととする。

（対象：試験炉、船舶、加工、貯蔵、再処理、第一種埋設、廃棄物管理の施行規則）

【貯蔵規則の例：第3条の2第1項及び第3項、第8条第5号】

- 2) 溶接に係る使用前事業者検査（核燃料使用については使用前検査）を行った旨の表示をすべき容器等について、従来溶接検査の対象であった主要な溶接部を有するもの等に限定する。（実用炉則と同様）

（対象：試験炉、加工、貯蔵、再処理、第一種埋設、廃棄物管理、核燃料使用の施行規則）

【試験炉規則の例：第3条の2の5】

- 3) 廃止措置段階の施設では、認可を受けた廃止措置計画に基づき保安活動が実施されることから、従来どおり運転又は操作に関する措置の適用を除外する。（実用炉則と同様）

（対象：研開炉、加工の施行規則）【研開炉規則の例：第82条第1項柱書き】

- 4) 廃止措置段階における措置内容は変更しないことから、これら措置の記録保存要求も変更しないこととする。

（対象：試験炉、船舶、加工、貯蔵、第一種埋設、廃棄物管理の施行規則）

【貯蔵規則の例：第27条第1項の表第2号】

- 5) 規則間の整合を図るため、設計想定事象に係る教育及び訓練の頻度について、「毎年一回以上定期」を「定期」に修正する。（実用炉則と同様）

（対象：貯蔵、第一種埋設、廃棄物管理の施行規則）

【貯蔵規則の例：意見8。第32条第2号】

- 6) 型式証明の申請内容について、品質管理関連事項の追加を取りやめる（法律上型式証明の判断基準は設備の技術基準適合のみを要求し、品質管理に関する基準適合を要求していないため）。（実用炉則と同様）

（対象：研開炉、貯蔵の施行規則）

【貯蔵規則の例：第43条の2の2第1項第5号及び第2項第3号、第43条の2の3第2項第3号】

- 7) 旧事業者等<sup>3</sup>に係る廃止措置中の施設の維持を要する場合の規定を事業者等と同様に整備する。（実用炉則と同様）

（対象：研開炉、試験炉、船舶、加工、貯蔵、再処理、第一種埋設、廃棄物管理の施行規則）【貯蔵規則の例：意見10。第43条の12の2】

(3) 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

- 1) 平成25年改正時に原子力規制委員会決定の内容の一部を誤って公布していた第78条

<sup>1</sup> 総務省が実施する行政手続法の施行状況調査で指定された算出方法に基づくもので、別紙4にある意見の数とは一致しない。

<sup>2</sup> 「工場等」とは試験研究炉を設置する工場又は事業所を意味する。

<sup>3</sup> 指定や許可を取り消された事業者等又は事業者等が解散、死亡した場合に承継がなかったときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者のことをいう。

第1号口(3)及び(4)の「燃料体の損傷」を「燃料体の著しい損傷」に改める。(実用炉則と同様)

(4) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則

1) 令和元年10月23日原子力規制委員会決定による改正内容(ピット処分及びトレンチ処分に係る改正)のうち、廃止措置段階の保安規定について、①放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置に関する事、②廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視に関する事、③廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関する事を、廃止措置段階で要求しない措置であることから削除する。

【第20条第2項本文、第8号、第12号及び第19号】

2) 第二種廃棄物埋設施設においては廃止措置段階において性能を維持すべき施設が想定されないことから、性能維持施設に係る規定を削除する。

【意見10、第16条第2号、第22条の6の2、第22条の7及び第22条の13】

(5) 核燃料物質の使用等に関する規則

1) 令<sup>4</sup>第41条非該当施設に係る記録の保存期限(1年、3年又は5年)を原子力規制検査の頻度(10年ごとに1回)に合わせる改正を取りやめる。

【第2条の11第1項の表第1号、第2号及び第5号】

2) 使用施設等の安全上重要な施設に係る操作記録について、令第41条非該当施設には安全上重要な施設はないため、令第41条非該当施設に対する保存期限の例外規定を削除する。

【意見8、第2条の11第1項の表第3号】

(6) 製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則

1) 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請について、本文記載事項の「放射能濃度確認対象物の管理方法」を説明する資料を、これまでどおり求めることができるよう、「放射能濃度確認対象物の管理方法に関する事」を添付することを求める<sup>5</sup>。

なお、試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則についても同様に修正する。

【意見1、第5条第2項第7号】

(7) 各事業等の保安規定の審査基準

1) 内部監査や事業者検査における独立性に関するグレーデットアプローチの適用<sup>6</sup>について

<sup>4</sup> 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)

<sup>5</sup> 今回の改正では当該説明資料を添付する根拠としていた第5条第2項第7号を「放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関する事」に変更する予定であることから、根拠規定として不十分となり、追加規定が必要になった。

<sup>6</sup> 本修正は、各事業の保安規定審査基準に対する意見ではなく、品質管理基準規則に対する意見として提出された内容に関連する事業の保安規定審査基準に反映したものの。

て追記する。

(対象：試験炉、加工、貯蔵、第二種埋設、廃棄物管理、核燃料使用、試験炉(廃止措置段階))

【試験炉の例：第15条第1項第2号及び第17号】

2) 令和元年10月23日原子力規制委員会決定による改正内容(第二種埋設(ピット処分及びトレンチ処分))及び同年11月13日原子力規制委員会決定による改正内容(試験炉(定期的な評価))を反映する。

【試験炉の例：第15条第1項第18号】

3) 再処理施設における放射性液体廃棄物の海洋放出について、重複する規定を整理する。

【意見4、第17条第1項第8号及び第13号】

修正後	修正前
再処理規則第17条第1項第8号 排気監視設備及び海洋放出監視設備 (変更なし)	再処理規則第17条第1項第8号 排気監視設備及び海洋放出監視設備 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。
再処理規則第17条第1項第13号 海洋放出 口周辺海域等の放射線管理 (削除)	再処理規則第17条第1項第13号 海洋放出 口周辺海域等の放射線管理 2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体での管理方法の一部として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

4. 関係規則の経過措置

令和元年9月25日第31回原子力規制委員会の資料3別紙1にあるように、関係規則の附則において経過措置等を規定することとした。

今般、提出された意見を含めて検討を行い、実用発電用原子炉施設以外に関し、別紙2のとおり、経過措置を定めることとしたい。

## 今回の決定の対象とする法令類の一覧

## 5. 関係法令類の改正に伴う形式的な変更

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の改正に伴い、別紙1の2.に掲げる規則、告示等に形式的な変更を加える必要がある。これらは、行政手続法第39条第4項各号に掲げる意見公募手続を実施することを要しない命令等に該当することから、この手続を実施せず、必要な変更を行うこととした。

## 6. 関係法令類の決定

上記2. から5. までを踏まえ、別紙1に掲げる法令類について、別紙5のとおり制定又は一部改正したい。その際、これらの法令類の経過措置等のうち運用に関するものは別紙3のとおりとした。

なお、上記3. を含めた意見募集実施時からの変更点は赤字で示している。

これらの法令類は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の原子力規制検査関係部分の施行期日に合わせ、令和2年4月1日から施行する。

## (添付資料)

- 別紙1 今回の決定の対象とする法令類の一覧
- 別紙2 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る規則の経過措置について(実用発電用原子炉施設関係以外) (案)
- 別紙3 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る法令類の規定の運用について(実用発電用原子炉施設関係以外) (案)
- 別紙4 提出意見とこれに対する考え方 (案)
- 別紙5 今回の決定の対象とする法令類の制定又は一部改正案

## 1. 第二段階の意見募集に関するもの

## (1) 技術基準規則

- ・試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則 (案)
- ・加工施設の技術基準に関する規則 (案)
- ・使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則 (案)
- ・再処理施設の技術基準に関する規則 (案)
- ・特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則 (案)
- ・使用施設等の技術基準に関する規則 (案)

## (2) 技術基準規則の解釈

- ・研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 一部改正案
- ・試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の解釈 (案)
- ・加工施設の技術基準に関する規則の解釈 (案)
- ・使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈 (案)
- ・再処理施設の技術基準に関する規則の解釈 (案)
- ・特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈 (案)
- ・使用施設等の技術基準に関する規則の解釈 (案)

## (3) 各事業等の施行規則等（経過措置を含む。）

- ・研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 一部改正案
- ・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 一部改正案
- ・船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則 一部改正案
- ・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則 一部改正案
- ・核燃料物質の加工の事業に関する規則 一部改正案
- ・使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 一部改正案
- ・使用済燃料の再処理の事業に関する規則 一部改正案
- ・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則 一部改正案
- ・核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則 一部改正案
- ・核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 一部改正案
- ・核燃料物質の使用等に関する規則 一部改正案
- ・使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則 一部改正案
- ・核原料物質の使用に関する規則 一部改正案
- ・核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則 一部改正案
- ・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 一部改正案
- ・製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能

濃度についての確認等に関する規則 一部改正案

- ・試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則 一部改正案

(4) 命令

- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令 一部改正案

(5) 保安規定審査基準

- ・研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 一部改正案
- ・試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 一部改正案
- ・加工施設における保安規定の審査基準 一部改正案
- ・使用済燃料貯蔵施設保安規定の審査基準 一部改正案
- ・再処理施設における保安規定の審査基準 一部改正案
- ・第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準 一部改正案
- ・廃棄物管理施設における保安規定の審査基準 一部改正案
- ・使用施設等における保安規定の審査基準 一部改正案
- ・廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準 一部改正案

2. 関係法令類の改正に伴い、形式的な変更を行うもの

- ・国際規制物資の使用等に関する規則
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則

※このほか、関係法令類の改正に伴う以下の告示等の形式的な変更について、専決決裁により対応予定。

- ・核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する措置等に係る技術的細目を定める告示
- ・核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目を定める告示
- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示
- ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四十八条第一項の表各号の規定に基づき特定重要発電用原子炉施設を定める告示
- ・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示
- ・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示
- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等を始めた内規類

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る規則の経過措置について  
（実用発電用原子炉施設関係以外）  
（案）

令和2年2月5日  
原子力規制庁

令和元年12月25日第50回原子力規制委員会・資料3別紙2において、新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る規則の経過措置のうち、実用発電用原子炉施設に関する規則について提示した。今回それ以外の原子力施設等（加工、試験炉、研削炉、貯蔵、再処理、第二種埋設、廃棄物管理、核燃料物質使用、核原料物質使用、事業所外廃棄及び事業所外運搬）の規則に関し、以下の内容の規定を定めることとしたい。

<整備規則関係（別紙5-13）>

1. 施行後最初の定期事業者検査の実施時期（附則第3条～第5条）

施行後最初の定期事業者検査の実施時期については、以下のとおりとする。

- (1) 新規基準に適合している原子力施設であって、施行日において施設定期検査を終了しているもの：施設定期検査が終了した日以降12月を超えない時期
- (2) 新規基準に適合している原子力施設であって、施行日前日において施設定期検査を実施中のもの：施行日以降12月を超えない時期
- (3) 新規基準に適合していない原子力施設（施行日前日において施設定期検査を実施中のもの）：施行日において定期事業者検査を開始
- (4) 廃止措置段階の原子力施設のうち施設定期検査を要するものであって、施行日において施設定期検査を終了しているもの：施設定期検査が終了した日以降13月を超えない時期
- (5) 廃止措置段階の原子力施設のうち施設定期検査を要するものであって、施行日前日において施設定期検査を実施中のもの：施行日において定期事業者検査を開始
- (6) 廃止措置段階の原子力施設のうち施設定期検査を要しないもの：施行日以降12月を超えない時期

2. 施行日直後の定期事業者検査の報告（附則第6条）

定期事業者検査を開始しようとするときは1月前までに報告を行うこととされているところ、施行日から1月以内に定期事業者検査を開始しようとする場合には施行日までに報告を行うものとする（保安規定の変更認可までの間に定期事業者検査が開始される場合の報告については、別紙3の4.参照）。

また、1. (3)及び(5)に該当する施行日前日において施設定期検査を実施中の施設の場合には、定期事業者検査を開始しようとするときにおける報告は不要とする。

3. 記録の保存期限（附則第7条）

- (1) 今回の規則改正に伴い削除される記録の保存期限については、従前の保存期限まで保存を求める（例えば、加工施設の設備等の点検・巡視の記録は、1年の期間の保存を求めている。）。

この場合、使用前検査及び施設定期検査の結果は、それぞれ次の使用前検査又は施設定期検査の時まで保存を求めているが、施行後の最初の同一事項に関する使用前確認又は定期事業者検査まで保存を求めるとする。

また、施設定期自主検査の結果については、加工規則、再処理規則及び廃棄物管理規則において「検査終了後5年が経過するまでの期間」、試験炉規則及び核燃料物質使用規則においては「同一事項に関する次の検査のときまでの期間」まで保存を求めているが、施行後の最初の同一事項に関する定期事業者検査まで保存を求めるとする。

さらに、核燃料物質使用規則（令41条該当使用者のみ）の施設検査の結果は、次の施設検査のときまで保存を求めているが、施行後の最初の同一事項に関する使用前確認まで保存を求めるとする。

- (2) 試験炉規則及び核燃料物質使用規則（令41条該当使用者のみ）の品質保証計画に関する記録の保存期限は、現行の規則において「次の改定の後の3年間」の保存が求められているため、「品質マネジメント文書又は品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後3年が経過するまでの期間」保存を求めるとする。

#### 4. 保安規定の（変更）認可申請（附則第8条第1項及び第2項）

- (1) 施行日において保安規定の変更認可を受けている施設に対し、新たに要求することとする品質マネジメントシステム等に関し、施行日から6月以内に保安規定の変更の認可申請を求めるとする。
- (2) 施行日において建設段階で、保安規定の認可を受けていない施設に対し、施行日から6月以内に保安規定の認可申請を求めるとする。
- (3) 上記(1)及び(2)に係る処分までは、従前の保安規定に基づき保安措置を講ずることによいこととする。なお、今回の制度改正により廃止される法定検査（使用前検査、施設定期検査、溶接検査等）については、法律上の根拠がなくなり、事業者等がこれに対応するべき義務もなくなる。

#### 5. 事業所外廃棄規則及び事業所外運搬規則の保安措置（附則第8条第3項）

品質マネジメントシステム等を保安措置として新たに要求した事業所外廃棄規則の廃棄及び事業所外運搬規則の運搬を行おうとする事業者等（実用発電用原子炉設置者を含む。）のうち保安規定認可を受けなければならない者は、当該事業者等の品質マネジメントシステムに関する保安規定変更認可が処分されるまでは、従前の保安措置を講ずることによいこととする。

#### 6. 保安規定を定めない事業者の保安措置（附則第8条第4項及び第5項）

保安措置の改正事項について、核燃料物質使用規則の令41条非該当使用者については、核燃料物質使用規則、事業所外廃棄規則及び事業所外運搬規則に関して、施行日から6月までの間は、従前の保安措置を講ずることによいこととする。

また、事業所外運搬規則の運搬を委託された者についても事業所外運搬規則に関して、施行日から6月までの間は、従前の保安措置を講ずることによいこととする。

#### 7. 施行日前に申請された容器承認（附則第9条）

施行日前に申請された事業所外運搬規則の容器承認（使用期間の更新を含む。）については、改正後の事業所外運搬規則の規定による申請とみなす。

#### 8. 経年劣化技術評価（附則第10条）

経年劣化に関する技術評価を新たに規定する4つの規則（加工、試験炉、再処理、廃棄物管理）において、改正前の「経年変化に関する技術的な評価」を「経年劣化に関する技術的な評価」と、「～施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間（試験炉にあっては、十箇年）の計画」を「長期施設管理方針」とそれぞれみなす。

#### 9. 廃止措置計画の変更認可申請（附則第11条）

施行日において廃止措置計画認可を受けている施設に対し、新たに要求することとする品質マネジメントシステム及び性能維持施設に関し、施行日から6月以内に廃止措置計画の変更の認可申請を求めるとする。当該申請に係る処分までは、従前の廃止措置計画に基づき廃止措置を講ずることによいこととする。

#### 10. その他（附則第12条～第15条）

- (1) 保安規定変更認可の申請中の者に対して適用が猶予される各事業規則の条文を以下のとおり改正する。

##### ① 研開炉規則

現行	改正後
第78条、第79条、第80条、第81条	第78条
第87条第1項第20号、第21号、第22号、第23号及び第3項第17号、第18号、第19号、第20号	第87条第1項第16号及び第3項第16号

##### ② 試験炉規則

現行	改正後
—	第10条
第15条第1項第15号	第15条第1項第15号及び第2項第15号

##### ③ 核燃料物質使用規則

現行	改正後
—	第2条の11の8
第2条の12第1項第11号	第2条の12第1項第13号及び第2項第15号

##### ④ 加工規則

現行	改正後
第7条の4の4、第7条の4の5	第7条の4の3
第8条第1項第17号、第18号及び第2項第19号、第20号	第8条第1項第14号及び第2項第16号

##### ⑤ 再処理規則

現行	改正後
第12条の4、第12条の5	第12条
第17条第1項第20号、第21号及び第2項第22号、第23号	第17条第1項第15号及び第2項第17号

対象規則：①原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第4号）附則第12条第2項の

<sup>1</sup>「長期施設管理方針」とみなすに当たり、従前の10年間の期間について変更するものではない。

一部改正（研開炉規則関係）

- ②原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に關する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 16 号）附則第 2 条第 2 項の一部改正（試験炉規則関係）
- ③同第 4 条第 2 項の一部改正（核燃料物質使用規則関係）
- ④同第 7 条第 2 項の一部改正（加工規則関係）
- ⑤同第 11 条第 2 項の一部改正（再処理規則関係）

- (2) 施行日まで安全性向上評価を行っていない加工施設については、安全性向上評価の実施時期について「最初に行う施設定期検査の次の施設定期検査が終了した日以降 6 月を超えない時期」を「最初に行う定期事業者検査の次の定期事業者検査が終了した日以降 6 月を超えない時期」に改める。

対象規則：原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に關する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 16 号）附則第 8 条の一部改正（加工規則関係）

- (3) 廃止措置段階にある核燃料施設等に施設の性能維持を要求することに合わせて、新型転換炉原型炉ふげんに関し、当該要求を適用しないことを規定した経過措置（平成 29 年原子力規制委員会規則第 5 号附則第 2 条第 3 項及び第 4 項並びに第 3 条）を削除する。
- (4) 核燃料物質使用規則の改正に伴い、試験研究用等原子炉施設等に対する妨害破壊行為等への対策の強化等のための試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（平成 31 年原子力規制委員会規則第 1 号）附則で引用する核燃料物質使用規則の条項番号を整理する。

<再処理施設の技術基準に関する規則関係（別紙 5-4）>

#### バックフィット対策に係る措置（附則第 3 条及び第 4 条）

バックフィット対策に係る措置（①有毒ガス対策、②高エネルギーアーク対策）について、以下のとおり規定する。

- (1) 経過措置期間の起点について「施設定期検査を終了した日」を「定期事業者検査を終了した日」とする。
- (2) 経過措置期間を適用しない対象について「当該期間中における使用前検査及び当該検査を受けた再処理施設」を「当該期間中における使用前事業者検査の確認及び当該確認を受けた再処理施設」とする。

対象規則：①再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成 29 年原子力規制委員会規則第 6 号）附則第 2 条第 2 項（再処理指定基準規則及び再処理技術基準規則関係）  
②再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成 29 年原子力規制委員会規則第 12 号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項（再処理技術基準規則関係）

## 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る法令類の 規定の運用について （実用発電用原子炉施設関係以外） （案）

令和 2 年 2 月 5 日  
原子力規制庁

令和元年 9 月 25 日第 31 回原子力規制委員会・資料 3 別紙 1 において、新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備において、各規則の附則において経過措置等を規定するほか、必要に応じて、運用上の取扱いを明確化することとした。

今般、提出された意見を含めて検討を行い、実用発電用原子炉施設以外の原子力施設（加工、試験炉、研開炉、貯蔵、再処理、第二種埋設、廃棄物管理、核燃料物質使用）の規則に関し、以下のとおり、法令類の規定を運用することとしたい。

### 1. 新制度に対応した申請の施行日前の受理について

下記の処分については、施行日（令和 2 年 4 月 1 日）以降に事業者等からの多くの申請が集中することが予想されることから、新制度への円滑な移行及び審査業務量の平準化を図るため、施行日前においても申請を受理し、審査を開始する。認可又は認可の拒否の処分は施行日以降に行う。

- (1) 保安規定の変更の認可（品質マネジメントシステム及び施設管理実施計画関係）
- (2) 廃止措置計画の変更の認可（品質マネジメントシステム及び性能維持施設関係）

注）品質マネジメントシステム関係に係る設置許可等の変更の届出は、その内容が上記の認可の基準となるものであり、施行日前においても、届出を予定する内容について事前に聴取を行うこととする。

### 2. 設計及び工事の方法の認可を受けずに行われている工事の取扱い

使用前事業者検査の確認の基準は、①認可を受けた設計及び工事の計画に従って行われたものであること、及び②技術上の基準に適合するものであること、と規定されている。

したがって、施行の際現に設計及び工事の方法の認可を受けることなく行われている工事（溶接検査が行われていた工事や、新規基準に適合するため設計及び工事の方法の認可前に着手を認められている工事）についても、基本的には、施行日以降に設計及び工事の計画の認可を得た上で使用前事業者検査を行う必要があるが、制度の円滑な移行のため、当該認可前においても使用前事業者検査を行うことができることとし、その際、上記①については、事業者等が認可申請中の設計及び工事の計画に従って実施すれば足りることとする。ただし、事業者等は施行日以降に当該認可を受けた後、使用前確認の申請を行うものとする。

核燃料物質使用規則では、設計及び工事の計画の認可の制度がなく、使用許可の後に使用者が使用前検査を行うこととなるが、上記の考え方と同様に当該許可前においても使用前検査を行うことができることとする。

なお、分割して認可の申請がされた工事を含めて、施行日前に設計及び工事の方法の認可を受けている工事については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第7条第1項の規定に基づき、現行の使用前検査を行うこととされている。

### 3. 廃止される検査及び審査の記録の取扱い

令和2年4月1日以降廃止される以下の審査又は検査について、施行日前日までに終了に至らないものは、施行日前日にその事務を終了してそれまでに作成した審査又は検査の記録を保管し、必要に応じて原子力規制検査及び使用前確認に活用する。

○施設定期検査

○溶接の方法の認可の審査

### 4. 施設管理目標及び施設管理実施計画

保安規定の変更認可までの間に定期事業者検査が開始される場合、事業者等が当該検査開始前に報告する施設管理目標及び施設管理実施計画については、その認可後の保安規定に基づき策定されるものに代えて、これらの案又はこれらに相当する内容（従前の保安規定に基づき策定された施設定期自主検査の保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画等であって、次回及び次々回の定期事業者検査の主な事項、開始予定日、当該施設の工事の方法及び時期、点検等の方法、実施頻度及び時期、工事及び点検等を実施する際に行う保安措置を含むもの。）を報告すればよいものとする。

別表第一 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義) 第一条の二 「略」 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 「一〇七 略」 八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二兆年原子力規制委員会規則第二〇号。以下「品質管理基準規則」という。） 第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。 十 「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による棄置の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設をいう。 十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、試験研究用等原子炉施設の設計において発生を想定しているものをいう。 イ 自然現象 ロ 試験研究用等原子炉施設を設置する工場若しくは事業所（原子力船を含む。）内又はその周辺における試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。） ハ 試験研究用等原子炉施設内における火災、溢水その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象</p>	<p>(定義) 第一条の二 「同上」 2 「同上」 「一〇七 同上」 「号を加える。」 「号を加える。」 「号を加える。」 「号を加える。」</p>

<p>十二 「多量の放射性物質等を放出する事故」とは、発生頻度が設計基準事故（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号。次条第一項第二号ロ及び第十一号第三号において「設置許可基準規則」という。）第二条第二項第十六号に規定する設計基準事故をいう。）より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものをいう。 （試験研究用等原子炉の設置の許可の申請） 第一条の三 法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。 一 「略」 二 法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。 イ 「略」 ロ 試験研究用等原子炉施設的一般構造 （1）耐津波構造（設置許可基準規則第五条に規定する津波に対して試験研究用等原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。） （3）「略」 ハ 原子炉本体の構造及び設備 （1）試験研究用等原子炉の炉心（第六条第一項及び第十一号において単に「炉心」という。） （ii）「略」 （iii）燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量 「略」</p>	<p>「号を加える。」 （試験研究用等原子炉の設置の許可の申請） 第一条の三 「同上」 一 「同上」 二 「同上」 イ 「同上」 ロ 「同上」 （1）耐津波構造（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号。次条第十号において「設置許可基準規則」という。）第五条に規定する津波に対して試験研究用等原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。） （3）「同上」 ハ 「同上」 （1）試験研究用等原子炉の炉心（以下「炉心」という。） （ii）「同上」 （iii）燃料体の最大挿入量 「同上」</p>
---	--



(2) 燃料体

〔(i) (iv) 略〕

〔削る。〕

〔(3) (6) 略〕

〔二〇又略〕

〔三〇五 略〕

六 法第二十三条第二項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を併せて記載すること。

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限るものとする。

〔一〇九 略〕  
十 試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故（多量の放射性物質等を放出する事故を含む。第二十条第二項第十号において同じ。）の種類、程度、影響等に関する説明書

十一 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十二 略

十三 略

4 3 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場

(2) 〔同上〕 燃料体

〔(i) (iv) 同上〕

最高燃焼度

〔(3) (6) 同上〕

〔二〇又 同上〕

〔三〇五 同上〕

〔号を加える。〕

〔同上〕

十 試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故（発生頻度が設計基準事故（設置許可基準規則第二十条第二項第十六号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものを含む。第二十条第二項第十号において同じ。）の種類、程度、影響等に関する説明書

〔号を加える。〕

十一 同上

十二 同上

十三 同上

4 3 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場

合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第二条 令第十四条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力（連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力）を記載し、同項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第一条の三第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第一条の三第一項第六号に規定する事項を記載すること。

二 略

2 法第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第九号に掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限る。）を添付しなければならない。

〔一〇十 略〕

十一 変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に備付する説明書

3 略

合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第二条 令第十四条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力（連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力）を記載し、同項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第一条の三第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

二 〔同上〕

2 法第二十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限る。）を添付しなければならない。

〔一〇十 同上〕

十一 号を加える。〕

3 〔同上〕

〔設計及び工事の計画の認可を要しない工事等〕  
第二條の二 法第二十七條第一項の原子力規制委員会規則で定める

第二條の二 法第二十七條第一項の原子力規制委員会規則で定める  
工事は、変更の工事であつて、次條第一項第三号又は第五号に掲

げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。  
2 法第二十七條第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める

軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同條第一項  
又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮断物、蔽物の側壁

における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等  
原子炉施設の保全上支障のない変更とする。  
3 法第二十七條第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める

場合は、次條第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更を伴う  
場合以外の場合とする。  
〔設計及び工事の計画の認可の申請〕

第三條 法第二十七條第一項の規定により、試験研究用等原子炉施  
設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者

は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会  
に提出しなければならない。

一 号の細分を削る。  
二 号の細分を削る。  
三 号の細分を削る。  
四 号の細分を削る。  
五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム  
四 工事工程表  
一 号の細分を削る。  
二 号の細分を削る。  
三 号の細分を削る。  
四 号の細分を削る。

五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム  
四 工事工程表  
一 号の細分を削る。  
二 号の細分を削る。  
三 号の細分を削る。  
四 号の細分を削る。

五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム  
四 工事工程表  
一 号の細分を削る。  
二 号の細分を削る。  
三 号の細分を削る。  
四 号の細分を削る。

〔条を加える。〕

第三條 法第二十七條第一項の規定により、試験研究用等原子炉施  
設に関する設計及び工事の方法〔第三條の七に規定する試験研究

用等原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除  
く。以下この条及び次条において同じ。〕について認可を受けよ

うとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力  
規制委員会に提出しなければならない。

一 号を加える。  
二 号を加える。  
三 号を加える。  
四 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組

織〔以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。〕  
に関する次の事項

一 品質保証の実施に係る組織  
二 保安活動の計画  
三 保安活動の実施  
四 保安活動の評価  
五 保安活動の改善

五 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組  
織〔以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。〕  
に関する次の事項

一 品質保証の実施に係る組織  
二 保安活動の計画  
三 保安活動の実施  
四 保安活動の評価  
五 保安活動の改善

五 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組  
織〔以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。〕  
に関する次の事項

一 品質保証の実施に係る組織  
二 保安活動の計画  
三 保安活動の実施  
四 保安活動の評価  
五 保安活動の改善

五 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組  
織〔以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。〕  
に関する次の事項

一 品質保証の実施に係る組織  
二 保安活動の計画  
三 保安活動の実施  
四 保安活動の評価  
五 保安活動の改善

六 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第  
二十三條第一項若しくは第二十六條第一項の許可を受けたところ

又は同條第二項の規定により届け出たところによるものであるこ  
とを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法

第二十八條の二の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に  
適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請

に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明  
した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第二十七條第一項の  
規定による認可を申請することができないときは、分割して認可

を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請  
に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工

事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記  
載した書類を添付しなければならない。  
4 〔略〕

（変更の認可の申請）  
第三條の二 法第二十七條第二項の規定により、認可を受けた試験

研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の計画について変更の  
認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申

請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
一 号 同上  
二 号 同上  
三 号 同上  
四 変更に係る前條第一項第四号の工事工程表

五 変更に係る前條第一項第五号の設計及び工事に係る品質マネ  
ジメントシステム  
六 〔略〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければな  
らない。

五 前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第  
二十七條第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条にお

いて「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合し  
ていることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る

設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合  
していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事

に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合して  
いることを説明した書類を添付しなければならない。

3 設計及び工事の方法の全部につき一時に法第二十七條第一項の  
規定による認可を申請することができないときは、その理由を付

し、分割して認可を申請することができる。  
4 〔同上〕

（変更の認可の申請）  
第三條の二 法第二十七條第二項の規定により、認可を受けた試験

研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法について変更の  
認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申

請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
一 号 同上  
二 号 同上  
三 号 同上  
四 変更に係る前條第一項第四号の設計及び工事に係る品質管理

の方法等に関する事項  
五 〔同上〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければな  
らない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規

制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、  
当該書類の添付を省略することができる。

- 一 変更に係る設計及び工事の計画が法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類
- 二 変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類

〔号を削る。〕

3 〔略〕

(設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)

- 第三條の二の二 法第二十七条第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 変更に係る試験研究用等原子炉施設の概要
  - 三 法第二十七条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号
  - 四 変更の内容
  - 五 変更の理由
- 2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(使用前事業者検査の実施)

第三條の二の三 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

〔号を加える。〕

- 一 変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類
- 二 変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第二十七条第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

3 〔同上〕

(設計及び工事の方法に係る軽微な変更)

- 第三條の二の二 法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。
- 2 前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

〔条を加える。〕

- 2 使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前事業者検査の記録)

第三條の二の四 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を行った者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項

- 2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る試験研究用等原子炉施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示)

第三條の二の五 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号)第十二条第一項に規定する容器等試験研究用等原子炉施設に係る容器若しくは管(以下この条において単に「容器等」という。)であつて、同項第二号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有する溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものを設置する試験研究用等原子炉設置者は、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

機を以て容器等であつて輸入したものに係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等であつて海陸を運ぶもの又は海陸を以て容器等であつて輸入したものに使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

#### 〔使用前確認の申請〕

第三条の三 法第二十八条第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

二 試験研究用等原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）

三 「号を削る。」

四 申請に係る試験研究用等原子炉施設の概要

五 法第二十七条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

六 申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期

七 法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによる熱出力（使用しようとする熱出力がこれらの熱出力未満であるときは、その使用しようとする最大の熱出力。次号において「最大使用熱出力」という。）

八 「略」

九 「略」

十 原子炉本体を試験のために使用するとき又は試験研究用等原子炉施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならぬ特別な理由があるときにあつては、その

2 使用の期間及び方法

前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 工事の工程

二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に關するものに限る。）

三 第九条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四 前項第十号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

#### 〔使用前確認を要しない場合〕

第三条の四 法第二十八条第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 原子炉本体を試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 前号に規定する場合以外の試験研究用等原子炉施設を試験のために使用する場合

三 試験研究用等原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別な理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 試験研究用等原子炉施設の設置の状況又は工事の内容

#### 〔使用前検査の申請〕

第三条の三 法第二十八条第一項の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「同上」

二 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（試験研究用等原子炉施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る工場又は事業所）の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）

三 工事工程表

四 「号を加える。」

五 検査を受けようとする事項、期日及び場所

六 「号を加える。」

七 法第二十三条第一項又は法第二十六条第一項の設置又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類（以下この条において「申請書等」という。）に記載した熱出力（使用しようとする熱出力が申請書等に記載した熱出力未満であるときは、その使用しようとする最大の熱出力。以下「最大使用熱出力」という。）

八 「同上」

九 「号を加える。」

〔項を加える。〕

2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

#### 〔使用前検査の実施〕

第三条の四 使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一 燃料体、制御材、減速材、反射材、放射線遮蔽材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に關する事項 質量分析試験、化学分析試験若しくは分光分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二 原子炉本体又は原子炉冷却系統施設の組立てに關する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は洗浄試験を行うとき。

三 核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに關する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき。

四 計測制御系統施設、放射線管理施設、原子炉格納施設又はその他の試験研究用等原子炉の附属施設の組立てに關する事項

により、原子力規制委員会が支障がないと認めて検査使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合  
五 試験研究用等原子炉施設の変更の工事であつて、第三条第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

「条を削る。」

(使用前確認証)

第三条の六 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第三条の三の規定による申請に係る試験研究用等原子炉施設が法第二十八條第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

(廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持)

第三条の七 法第二十八條の二ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第十六條の五の二第十一号第十木条の木第十項第木条の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第二十八條の二本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

それぞれの施設が完成したとき。  
五 試験研究用等原子炉施設の性能に関する事項 試験研究用等原子炉が臨界に達するとき、熱出力が最大使用熱出力に達するときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

(使用前検査実施要領書)

第三条の四の二 原子力規制委員会は、第三条の三第一項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前検査合格証)

第三条の六 原子力規制委員会は、使用前検査を行い、合格と認めるときは、使用前検査合格証を交付する。

(溶接検査を受ける試験研究用等原子炉施設)

第三条の七 法第二十八條の二第一項の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする  
一 原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器  
二 原子炉冷却系統施設(蒸気タービン及びその附属設備を除く。以下この条において同じ。)、計測制御系統施設、放射線管理施設又は第一條の三第一項第二号又は規定する試験研究用等原子炉の附属施設(非常用電源設備を除く。以下「主要実験設備等」という。)に属する容器であつて非常に安全装置として使用されるもの  
三 原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止める

弁までの部分

四 原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設又は主要実験設備等に属する管であつて、非常に安全装置として使用されるもの(前号に規定するものを除く。)

五 核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設若しくは主要実験設備等に属する容器(第二号に規定するものを除く。)  
又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル(最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル)を超える管(前二号に規定するものを除く。)  
であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)未満のものうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分(以下「耐圧部分」という。)  
について溶接をするもの  
イ 水用の容器又は管であつて、最高使用圧力九百六十キロパスカル  
ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル  
ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル(長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル)

六 核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設若しくは主要実験設備等に属する容器(第二号に規定するものを除く。)

又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管(第三号及び第四号に規定するものを除く。)  
であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)未満のものうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分(以下「耐圧部分」という。)  
について溶接をするもの  
イ 水用の容器又は管であつて、最高使用圧力九百六十キロパスカル  
ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル  
ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル(長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル)

(定期事業者検査の実施時期)  
第三條の八 定期事業者検査は、試験研究用等原子炉施設について

定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期(判定期間が三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合)、その指定した時期)ごとに行うものとする。ただし、試験研究用等原子炉施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2 前項の判定期間は、原子力規制検査において、試験研究用等原子炉施設(当該試験研究用等原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。)が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間(機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間)とする。

一 次条第一項各号第一号及び第二号並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの  
二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要があるもの  
三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて試験研究用等原子炉施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの  
ロ 試験研究用等原子炉施設の使用時にその機械又は器具を檢

七 蒸気タービンに係る蒸気だめ若しくは熱交換器又は非常用電源設備に属する容器のうち、耐圧部分について溶接をするもの  
八 蒸気タービンに係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接をするもの

(溶接検査の申請)

第三條の八 法第二十八條の二第一項の規定により前条に規定する試験研究用等原子炉施設の溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施工場の名称及び所在地

四 溶接工程表

五 検査を受けようとする事項、期日及び場所  
六 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施工法(以下「溶接施工方法」という。)並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。  
4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

査することにより試験研究用等原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの

3 試験研究用等原子炉施設についての次条第一項各号第一号及び第二号並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより試験研究用等原子炉施設の使用時における試験研究用等原子炉施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に掲げる規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。  
二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地(船舶にあつては、その船舶の名称)  
三 直近の定期事業者検査が終了した年月日

四 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6 前項の申請書には、申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（定期事業者検査の実施）  
第三条の九 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
- 二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法
- 2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該試験研究用等原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。
- 3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。
  - 一 試験研究用等原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
  - 二 試験研究用等原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他
  - 三 試験研究用等原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該試験研究用等原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）
- 4 第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。
- 5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。
- 6 定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第三条の十 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
  - 二 検査の対象
  - 三 検査の方法
  - 四 検査の結果
  - 五 検査を行った者の氏名
  - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
  - 七 検査の実施に係る組織
  - 八 検査の実施に係る工程管理
  - 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
  - 十 検査記録の管理に関する事項
  - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 定期事業者検査の結果の記録は、その試験研究用等原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）

第三条の十一 法第二十九条第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第十六条の五の二第二十一号第一項の木条第一項の木条の性能維持施設が存在する場合とする。

（溶接検査の実施）

- 第三条の九 法第二十八条の二第一項の検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。
- 一 溶接作業を行うとき（第三条の七第一項第六号から第八号までに規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで容器又は管を使用することを承認した場合を除く。）
  - 二 法第二十八条の二第三項第二号に規定する技術上の基準（以下「溶接の技術基準」という。）により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。
  - 三 突合せ溶接部については、溶接の技術基準による機械試験を行うことができる状態になったとき。
  - 四 耐圧試験を行うことができる状態になったとき（第三条の七第一項第六号から第八号までに規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）

（溶接検査を要しない場合）

第三条の十 法第二十八条の二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、漏止め溶接のみをした第三条の七第一項第六号から第八号までに規定する容器又は管（耐圧部分についての溶接のみを新たに含むものを含む。）を使用する場合とする。

（溶接の方法の認可）

第三条の十一 法第二十八条の二第二項の認可を受けようとする者は、溶接施行工場ごとに（船舶に設置する試験研究用等原子炉施設に係る溶接の方法にあつては、溶接施行工場ごとに、かつ、船舶ごとに）、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 溶接施行工場の名称及び所在地
- 三 試験研究用等原子炉施設を船舶に設置する場合にあつては、その船舶の名称
- 四 溶接設備の種類及び容量
- 五 溶接施行方法の種類

(定期事業者検査の報告)

- 第三條の十二 法第二十九條第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査（第三條の八第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするときは、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項に規定するときにあつては検査開始予定日の一月前まで（第三條の九第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）
- 三 検査の対象及び方法並びに期日
- 四 検査の実績又は予定の概要

- 3 第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 定期事業者検査の計画
- 二 試験研究用等原子炉施設及び第九條第一項の施設管理（以下この項において単に「施設管理」という。）の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理の目標
- 三 第九條第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項
  - イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日を含む。）
  - ロ 試験研究用等原子炉施設の点検、検査等（以下この号及び第九條第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
  - ハ 試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に、行う保安の確保のための措置
  - ニ 試験研究用等原子炉施設の工事及び時期
  - ホ 試験研究用等原子炉施設の点検、検査等（以下この号及び第九條第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
- 四 第三條の九第二項に規定する方法に関する事項（前項の一定の期間を含む。）
- 五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合に於ては、その変更の内容を説明する書類
- 六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合に於ては、その評価の結果を記載した書類
- 七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項の内容（一定の期間に係るものに限る。）をに変更したがあつた場合に於ては、第三條の

- 六 溶接を行う者の氏名及びその者が行う溶接施行方法の範囲
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。
- 一 溶接設備
- 二 溶接施行方法
- 三 溶接を行う者の知識及び技能
- 3 原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
- 一 溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施行方法による溶接を行うのに適切であること。
- 二 溶接施行方法が溶接部の強度を確保するのに適切であること。
- 三 溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接について相当の知識及び技能を有すること。
- 4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(輸入品の溶接検査)

- 第三條の十二 法第二十八條の二第四項の規定により溶接をした第三條の七に規定する試験研究用等原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
- 三 溶接施行工場の名称及び所在地
- 四 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 溶接の方法に関する説明書
- 二 検査を受けようとする容器又は管の構造図
- 三 溶接部の設計図
- 四 溶接（第三條の七第一項第六号から第八号までに規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先面試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第三條の九第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（突合せ溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書
- 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。



- 4 第三項各号に掲げる事項について記載した書類  
前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合については、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。
- 5 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第三条の九第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。
- 6 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

〔条を削る。〕

(溶接検査実施要領書)  
第三条の十二の二 原子力規制委員会は、第三条の八第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の九各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

- 2 原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第二十八条の二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

〔条を削る。〕

(溶接検査合格証等)  
第三条の十三 原子力規制委員会は、法第二十八条の二第一項又は第四項の検査を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

〔条を削る。〕

(施設定期検査を受ける試験研究用等原子炉の附属施設)  
第三条の十四 令第十六条の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉の附属施設は、非常用電源設備及びループ照射設備とする。

〔条を削る。〕

(施設定期検査の申請)  
第三条の十五 法第二十九条第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 試験研究用等原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）
- 三 検査を受けようとする試験研究用等原子炉施設の名称
- 四 検査を受けようとする事項及び期日
- 2 前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

〔条を削る。〕

(施設定期検査実施要領書)  
第三条の十五の二 原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、施設定期検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

〔条を削る。〕

(施設定期検査合格証)  
第三条の十六 原子力規制委員会は、施設定期検査を行い、合格と認めるときは、施設定期検査合格証を交付する。

(合併及び分割の認可の申請)  
第五条 法第三十一条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

七 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理  
〔一〇六 略〕

(合併及び分割の認可の申請)  
第五条 法第三十一条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〇六 同上〕

〔号を加える。〕

2 に必要な体制の整備に関する事項  
前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 「一」五 略  
六 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書  
七 「略」  
八 「略」

3 (記録)  
第六条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 試験研究用等原子炉施設の施設管理(第九条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
ロ 第九条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した試験研究

2 「同上」

「一」五 同上  
「号を加える。」

3 「同上」  
「同上」

3 (記録)  
第六条 法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 試験研究用等原子炉施設の検査記録	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
イ 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査

況及びその担当者の氏名

ハ 第九条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名

究用等原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間  
評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間

- 二 「略」 運転記録(法第四十  
三条の主の土第一項の認可を  
受け、燃料体が炉心から取り  
出されたいる場合を除く。)
- 三 燃料体の記録(第十六条の  
五の二第十一号第十一本条の本  
項第一号の性能維持施設  
が存在しない場合を除く。)
- 「イ」ト 略

「略」

「略」

ハ 第十条の規定による検査の結果

のときまでの期間  
同一事項に関する次の検査のときまでの期間

- 二 「同上」 運転記録
- 三 燃料体の記録
- 「イ」ト 同上

「同上」

「同上」

四 放射線管理記録

イ 原子炉本体（法第四十三 条の三の二第二項の認可を 受け、 <u>第十六条の五の二第 十一号</u> 第十四条の第十項 第十四条の性能維持施設に該 当する部分が存在しない場 合を除く。）使用済燃料 の貯蔵施設（法第四十三 条の三の二第二項の認可を受 け、 <u>第十六条の五の二第 十一号</u> 第十四条の第十項第 一第十四条の性能維持施設に 該当する部分が存在しない場 合を除く。）放射性廃棄物 の廃棄施設等の放射線遮蔽 物の側壁における線量当量 率	〔略〕	〔略〕
ホ〔削る。〕廃止措置に係る工 事の方法、時期及び対象とな る使用施設等の設備の名称	〔略〕 法第四十三 条の三の二 第十項の認 可を受けた 廃止措置計 画に記載さ れた工事の 各工程の終	〔略〕 第七項に定め る期間

四 〔同上〕

イ 原子炉本体、使用済燃料 の貯蔵施設、放射性廃棄物 の廃棄施設等の放射線遮蔽 物の側壁における線量当量 率	〔同上〕	〔同上〕
五 保守記録 イ 試験研究用等原子炉施設 の巡視及び点検の状況並び にその担当者の氏名（法第 四十三條の三の二第二項の 認可を受けた試験研究用等 原子炉にあつては点検の状	〔ロ〜ル 同上〕 〔同上〕	〔同上〕

イの都度

ホ五 〔略〕	〔略〕	〔略〕
七六 試験研究用等原子炉施設 等の事故記録	〔略〕	〔略〕
イ 事故の発生及び復旧の時 時	〔ロ〜二 略〕	〔略〕
七 〔略〕	〔略〕	〔略〕
八 〔略〕	〔略〕	〔略〕
九 廃止措置に係る工事の方法 、時期及び対象となる試験研 究用等原子炉施設の設備の名 称	法第四十三 条の三の二 第二項の認 可を受けた 廃止措置計	第七項に定め る期間

況を除く。）

ロ 試験研究用等原子炉施設 の修理の状況及びその担当 者の氏名	等原子炉及 びその附属 施設内に核 燃料物質が 存在しない 場合は、毎 週一回） 修理の都度	一年間
六 〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
七 〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
イ 事故の発生及び復旧の時	〔同上〕	〔同上〕
〔ロ〜二 同上〕	〔同上〕	〔同上〕
八 〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
九 〔加える。〕	〔加える。〕	〔加える。〕

十四	第十四条の二各号の規定による試験研究用等原子炉施設の定期的な評価の結果	評価の都度	第八項に定める期間
十一	品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更後五年の期間	当該文書又は記録の作成又は変更後五年の期間
十二	略	略	略

7 [256 略]  
 7 第一項の表第四号及び又、第六号並びに第九号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第

十四	第十四条の二各号の規定による試験研究用等原子炉施設の定期的な評価の結果	「加える。」	「加える。」
十一	品質保証計画	策定及び改定の都度	次の改定の後三年間
十二	同上	同上	同上

7 [256 同上]  
 7 第一項の表第四号及び又並びに第七号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二條の六第

十二條の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。  
 [8・9 略]

(品質マネジメントシステム)  
 第六條の三 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動(次条から第十四条の二までに規定する措置を含む。)の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

(試験研究用等原子炉施設の施設管理)  
 第九條 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 試験研究用等原子炉施設が法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。
- 二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の二第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第十六條の五の二第十一号第十一号の木条第十項の木条の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。
- 三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、試験研究用等

八項の確認を受けるまでの期間とする。  
 [8・9 同上]

(試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検)  
 第九條 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、毎日一回以上、従業者に試験研究用等原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わなければならない。

- 一 原子炉冷却系統施設
- 二 制御材駆動設備
- 三 電源、給排水及び排気施設
- 2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、試験研究用等原子炉設置者は、毎週一回以上(核燃料物質が試験研究用等原子炉施設内に存在する場合は毎日一回以上)、従業者に試験研究用等原子炉施設について巡視させなければならない。

原子炉施設及び施設管理の重要度が高い設備系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 試験研究用等原子炉施設の設計及び工事に関すること。

ハ 試験研究用等原子炉施設の巡視（試験研究用等原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ 試験研究用等原子炉施設の点検・検査等（以下この項において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（試験研究用等原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三條の三の二第二項の認可を受けたものを除く。））に関すること。

ホ 試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ 試験研究用等原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未燃防止処置を含む。）に関すること。

チ 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項及び第二項に規定する措置を除く。）。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理

方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 試験研究用等原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該試験研究用等原子炉施設の状態に於いて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

二 試験研究用等原子炉設置者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない

（試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第九條の二 法第三十五條第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設の保全に関し、運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該試験研究用等原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、試験研究用等原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

二 前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該試験研究用等原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

三 試験研究用等原子炉設置者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針（以下第十五條第一項第十七号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

四 前三項の規定は、法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた

「条を加える。」

試験研究用等原子炉については適用しない。

（設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置）

- 第十條 法第三十五條第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に關して、法第二十三條第一項又は第二十六條第一項の許可を受けたところ（法第四十三條の三の二第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。
- 一 設計想定事象発生時又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。
  - イ 試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。
  - ロ 消防吏員への通報に関すること。
  - ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。
  - ニ 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、毎年一回以上定期に）実施すること。
  - 三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象又は多量の放射性

（試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査）

- 第十條 法第三十五條第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。
- 一 計測制御系統施設については、緊急遮断を起こすべき各条件に於いて緊急遮断のための性能検査を一月ごとに、緊急遮断検査を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。
  - 二 試験研究用等原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。
  - 三 法第三十七條第一項の規定による保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査（第一号に掲げるものを除く。）を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第四十三條の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。
- 一 試験研究用等原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を廃止措置計画においてそれらの機能を維持すべきとした期間中、年一回行うこと。
  - 二 法第三十七條第一項の規定による保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査を廃止措置計画においてそれらの機能を維持すべきとした期間中、年一回行うこと。

（試験研究用等原子炉の運転）

第十一條 法第三十五條第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる試験研究用等原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。

- 一 試験研究用等原子炉の運転に必要な構成人員がそろつていないときでなければ運転を行わないこと。
- 二 試験研究用等原子炉の通常運転（設置許可基準規則第二條第二項第十四号に規定する通常運転をいう。以下この号において同じ。）を行うために必要な次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。
  - イ 試験研究用等原子炉の通常運転に係る操作及び燃料体の取替えに係る操作に關し、その操作に先立つて確認すべき事項（炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するため必要な事項を含む。）、その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項
  - ロ 運転員その他の従業者が試験研究用等原子炉施設の状態に於いて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び確認の時期又は頻度は実施頻度又は時期に関する事項
  - ハ 警報の発報その他の異状があつた場合（第五号の処置を除く。）に関する事項
- 三 緊急遮断が起こつた場合には、遮断の起こつた原因及び損傷の有無について点検し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。
- 四 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従

（試験研究用等原子炉の運転）

- 第十一條 法第三十五條第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる試験研究用等原子炉の運転に関する措置を採らなければならない。
- 一 試験研究用等原子炉の運転に必要な構成人員がそろつていないときでなければ運転を行わないこと。
  - 二 試験研究用等原子炉の通常運転（設置許可基準規則第二條第二項第十四号に規定する通常運転をいう。以下この号において同じ。）を行うために必要な次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。
    - イ 試験研究用等原子炉の通常運転に係る操作及び燃料体の取替えに係る操作に關し、その操作に先立つて確認すべき事項（炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するため必要な事項を含む。）、その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項
    - ロ 運転員その他の従業者が試験研究用等原子炉施設の状態に於いて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び確認の時期又は頻度は実施頻度又は時期に関する事項
    - ハ 警報の発報その他の異状があつた場合（第五号の処置を除く。）に関する事項
  - 三 緊急遮断が起こつた場合には、遮断の起こつた原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転すること。
  - 四 非常の場合に採るべき処置を定め、これを運転員に守らせる

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

業者に守らせること。  
六 試験運転又は特殊実験を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。  
【本七 略】

(工場又は事業所において行われる運搬)  
第十二条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。)において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。  
【一〇十 略】  
【二・三 略】

4 試験研究用等原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

(工場又は事業所内での廃棄)  
第十四条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。  
【一〇十四 略】

こと。  
六 試験運転又は特殊実験を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。  
【本七 同上】

(工場又は事業所内の運搬)  
第十二条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。)において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。  
【一〇十 同上】  
【二・三 同上】

4 試験研究用等原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

(工場又は事業所内の廃棄)  
第十四条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。  
【一〇十四 同上】

(試験研究用等原子炉施設の定期的な評価)  
第十四条の二 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉(法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉を除く。以下この条において同じ。)ごと及び試験研究用等原子炉の運転を開始した日から起算して十年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。  
一 試験研究用等原子炉施設における法第三十五条第一項の保安のために必要な措置保安活動の実施の状況の評価を行うこと。

二 試験研究用等原子炉施設における法第三十五条第一項の保安のために必要な措置に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。  
【項を削る。】

【項を削る。】

(保安規定)  
第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所(船舶にあつては、その船舶。以下この条において同じ。)ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

(試験研究用等原子炉施設の定期的な評価)  
第十四条の二 同上 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉(法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉を除く。以下この条において同じ。)ごと及び試験研究用等原子炉の運転を開始した日から起算して十年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる措置を採らなければならない。  
一 試験研究用等原子炉施設における保安活動(法第三十五条第一項の保安のために必要な措置をいう。次号において同じ。)の実施の状況の評価を行うこと。

二 試験研究用等原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。  
【項を削る。】

2|| 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉の運転を開始した日から起算して三十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を採らなければならない。  
一 経年変化に関する技術的な評価を行うこと。  
二 前号の評価に基づき試験研究用等原子炉施設の保全のために実施すべき措置に関する十箇年間の計画を策定すること。  
3|| 試験研究用等原子炉設置者は、前項の措置を採つた日から起算して十年を超えない期間ごとに、前項各号に掲げる措置を採らなければならない。

(保安規定)  
第十五条 同上 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所(船舶にあつては、その船舶)ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
【項を加える。】

- 二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
- 三 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
- 五 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
  - イ 「略」
  - ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
    - (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
    - 〔2〕〔4〕 略
  - (5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- 六 試験研究用等原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの
  - イ 試験研究用等原子炉の運転を行う体制の整備に関すること
  - ロ 試験研究用等原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項
  - ハ 異状があつた場合の措置に関すること（第十四号に掲げるものを除く。）。
  - ニ 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。

- 一 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。
- 二 「同上」
- イ 「同上」
- ロ 「同上」
- (1) 関係法令及び保安規定に関すること。
- 〔2〕〔4〕 同上
- (5) 非常の場合に採るべき処置に関すること。
- 三 試験研究用等原子炉施設の運転に関すること。
- ハ 「同上」
- イ 「号の細分を加える。」
- ロ 「号の細分を加える。」
- ハ 「号の細分を加える。」
- ニ 「号の細分を加える。」
- 四 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。
- 五 試験研究用等原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃

- 七 「略」
- 八 「略」
- 九 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
- 十 「号を削る。」
- 十一 「号を削る。」
- 十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
- 十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
- 十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- 十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保安に関する措置に関すること。
- 十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
- 十七 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。
- 十八 「略」
- 十九 「号を削る。」

- 十 料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えの手續に関すること。
- 七 「同上」
- 八 「同上」
- 九 放射線測定器の管理に関すること。
- 十 試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
- 十一 試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査に関すること（保安上特に管理を必要とする設備の特定を含む。）。
- 十二 「同上」
- 十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。
- 十四 放射性廃棄物の廃棄に関すること。
- 十五 非常の場合に採るべき処置（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合に採るべき処置を含む。）に関すること。
- 十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。
- 十七 「号を加える。」
- 十八 「同上」
- 十九 品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施するこ



十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関する  
こと。  
二十 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する  
こと。

二十一 「略」

21 法第四十三条の三の第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第三十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
- 三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
- 四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。
- 五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関する  
こと。  
ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

- (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
- (2) 試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。
- (3) 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。
- (4) 放射線管理に関すること。
- (5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱  
いに関すること。
- (6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要  
な事項

- 六 試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関する  
こと（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 七 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関する  
こと。
- 八 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの  
区域に係る立入制限等に関すること。
- 九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
- 十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて  
汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除  
去に関すること。
- 十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること
- 十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱（工場又は  
事業所の外に行う場合を含む。）に関すること（廃止  
措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
- 十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外に行う場  
合を含む。）に関すること。

とにより、原子力の安全を確保することをいう。）に関するこ  
とであつて次に掲げるもの

- イ 品質保証計画の策定に関すること。
- ロ 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。
- ハ 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施（保安に関し必  
要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む  
。）、「評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改  
善に関すること。
- ニ 品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること。

「号を加える。」

19 「同上」  
「項を加える。」

- 十四 非常の場合に講ずべき処置に関する事。
  - 十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関する事。
  - 十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事。
  - 十七 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関する事。
  - 十八 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する事（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事を含む。）
  - 十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関する事。
  - 二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事。
  - 二十一 廃止措置の管理に関する事。
  - 二十二 その他試験研究用等原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項
- 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。
- 4|| 3|| 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第十五条の二 削除

- 2|| 「項を加える。」
- 2|| 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
- （保安規定の遵守状況の検査）
- 第十五条の二 法第三十七条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

- （試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請）
- 第十五条の三 令第十九条第一項の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。
- 一 一〇四 略
  - 二 令第十九条第一項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を併せて記載すること。
  - 三 令第十九条第一項の譲受けの許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 四 一〇九 略
  - 五 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
  - 六 略
  - 七 略
- 3 || 「条を削る。」

- 2 法第三十七条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。
- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
  - 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
  - 三 従業者その他関係者に対する質問
  - 四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物
- その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
- （試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請）
- 第十五条の三 「同上」
- 一 一〇四 同上
  - 二 「号を加える。」
  - 三 「同上」
  - 四 「同上」
  - 五 「核物質防護規定の遵守状況の検査」
  - 六 第十六条の二の二 法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第五項の検査は、毎年一回行うものとする。
  - 七 法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(廃止措置実施方針に定める事項)  
第十六条の五の二 法第四十三条の三第一項の廃止措置実施方針には、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。  
〔一〇〕十 略

十一 廃止措置期間中に性能を維持すべき試験研究用等原子炉施設(第十六条の六及び第十六条の十三の二において「性能維持施設」という。)第十本条の本第十項第十本条の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間  
〔十二・十三 略〕  
十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム  
〔十五・十六 略〕

(廃止措置計画の認可の申請)  
第十六条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
〔一〇三 略〕

四 廃止措置対象施設及びその敷地  
〔一〇三 略〕

五 略  
六 性能維持施設廃止措置期間中に性能を維持すべき試験研究用等原子炉施設(以下この条及び第十本条の十三の二において「

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り  
二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査  
三 従業者その他関係者に対する質問  
四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

(廃止措置実施方針に定める事項)  
第十六条の五の二 「同上」

〔一〇十 同上〕  
十一 廃止措置期間中に性能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間  
〔十二・十三 同上〕  
十四 廃止措置に係る品質保証計画  
〔十五・十六 同上〕

(廃止措置計画の認可の申請)  
第十六条の六 「同上」

〔一〇三 同上〕  
四 廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設(以下「廃止措置対象施設」という。)及びその敷地  
五 「同上」  
〔号を加える。〕

性能維持施設」という。)  
七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間  
八 略  
九 略  
十 略  
十一 略  
十二 略

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム  
十三 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。  
〔一〇四 略〕

五 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書  
〔六・七 略〕

八 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書  
九 略  
十 略

三 (廃止措置計画の変更の認可の申請)  
第十六条の七 法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
〔一〇三 略〕

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項  
五 略  
〔二・三 略〕

(廃止措置計画に係る軽微な変更)  
第十六条の八 法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で

〔号を加える。〕

〔六 同上〕  
〔七 同上〕  
〔八 同上〕  
〔九 同上〕  
〔十 同上〕  
〔十一 同上〕  
〔十二 同上〕  
〔十三 同上〕  
〔十四 同上〕  
〔十五 同上〕  
〔十六 同上〕  
〔十七 同上〕  
〔十八 同上〕  
〔十九 同上〕  
〔二十 同上〕  
〔二十一 同上〕  
〔二十二 同上〕  
〔二十三 同上〕  
〔二十四 同上〕  
〔二十五 同上〕  
〔二十六 同上〕  
〔二十七 同上〕  
〔二十八 同上〕  
〔二十九 同上〕  
〔三十 同上〕  
〔三十一 同上〕  
〔三十二 同上〕  
〔三十三 同上〕  
〔三十四 同上〕  
〔三十五 同上〕  
〔三十六 同上〕  
〔三十七 同上〕  
〔三十八 同上〕  
〔三十九 同上〕  
〔四十 同上〕  
〔四十一 同上〕  
〔四十二 同上〕  
〔四十三 同上〕  
〔四十四 同上〕  
〔四十五 同上〕  
〔四十六 同上〕  
〔四十七 同上〕  
〔四十八 同上〕  
〔四十九 同上〕  
〔五十 同上〕  
〔五十一 同上〕  
〔五十二 同上〕  
〔五十三 同上〕  
〔五十四 同上〕  
〔五十五 同上〕  
〔五十六 同上〕  
〔五十七 同上〕  
〔五十八 同上〕  
〔五十九 同上〕  
〔六十 同上〕  
〔六十一 同上〕  
〔六十二 同上〕  
〔六十三 同上〕  
〔六十四 同上〕  
〔六十五 同上〕  
〔六十六 同上〕  
〔六十七 同上〕  
〔六十八 同上〕  
〔六十九 同上〕  
〔七十 同上〕  
〔七十一 同上〕  
〔七十二 同上〕  
〔七十三 同上〕  
〔七十四 同上〕  
〔七十五 同上〕  
〔七十六 同上〕  
〔七十七 同上〕  
〔七十八 同上〕  
〔七十九 同上〕  
〔八十 同上〕  
〔八十一 同上〕  
〔八十二 同上〕  
〔八十三 同上〕  
〔八十四 同上〕  
〔八十五 同上〕  
〔八十六 同上〕  
〔八十七 同上〕  
〔八十八 同上〕  
〔八十九 同上〕  
〔九十 同上〕  
〔九十一 同上〕  
〔九十二 同上〕  
〔九十三 同上〕  
〔九十四 同上〕  
〔九十五 同上〕  
〔九十六 同上〕  
〔九十七 同上〕  
〔九十八 同上〕  
〔九十九 同上〕  
〔百 同上〕  
〔百一 同上〕  
〔百二 同上〕  
〔百三 同上〕  
〔百四 同上〕  
〔百五 同上〕  
〔百六 同上〕  
〔百七 同上〕  
〔百八 同上〕  
〔百九 同上〕  
〔百十 同上〕  
〔百十一 同上〕  
〔百十二 同上〕  
〔百十三 同上〕  
〔百十四 同上〕  
〔百十五 同上〕  
〔百十六 同上〕  
〔百十七 同上〕  
〔百十八 同上〕  
〔百十九 同上〕  
〔百二十 同上〕  
〔百二十一 同上〕  
〔百二十二 同上〕  
〔百二十三 同上〕  
〔百二十四 同上〕  
〔百二十五 同上〕  
〔百二十六 同上〕  
〔百二十七 同上〕  
〔百二十八 同上〕  
〔百二十九 同上〕  
〔百三十 同上〕  
〔百三十一 同上〕  
〔百三十二 同上〕  
〔百三十三 同上〕  
〔百三十四 同上〕  
〔百三十五 同上〕  
〔百三十六 同上〕  
〔百三十七 同上〕  
〔百三十八 同上〕  
〔百三十九 同上〕  
〔百四十 同上〕  
〔百四十一 同上〕  
〔百四十二 同上〕  
〔百四十三 同上〕  
〔百四十四 同上〕  
〔百四十五 同上〕  
〔百四十六 同上〕  
〔百四十七 同上〕  
〔百四十八 同上〕  
〔百四十九 同上〕  
〔百五十 同上〕  
〔百五十一 同上〕  
〔百五十二 同上〕  
〔百五十三 同上〕  
〔百五十四 同上〕  
〔百五十五 同上〕  
〔百五十六 同上〕  
〔百五十七 同上〕  
〔百五十八 同上〕  
〔百五十九 同上〕  
〔百六十 同上〕  
〔百六十一 同上〕  
〔百六十二 同上〕  
〔百六十三 同上〕  
〔百六十四 同上〕  
〔百六十五 同上〕  
〔百六十六 同上〕  
〔百六十七 同上〕  
〔百六十八 同上〕  
〔百六十九 同上〕  
〔百七十 同上〕  
〔百七十一 同上〕  
〔百七十二 同上〕  
〔百七十三 同上〕  
〔百七十四 同上〕  
〔百七十五 同上〕  
〔百七十六 同上〕  
〔百七十七 同上〕  
〔百七十八 同上〕  
〔百七十九 同上〕  
〔百八十 同上〕  
〔百八十一 同上〕  
〔百八十二 同上〕  
〔百八十三 同上〕  
〔百八十四 同上〕  
〔百八十五 同上〕  
〔百八十六 同上〕  
〔百八十七 同上〕  
〔百八十八 同上〕  
〔百八十九 同上〕  
〔百九十 同上〕  
〔百九十一 同上〕  
〔百九十二 同上〕  
〔百九十三 同上〕  
〔百九十四 同上〕  
〔百九十五 同上〕  
〔百九十六 同上〕  
〔百九十七 同上〕  
〔百九十八 同上〕  
〔百九十九 同上〕  
〔百十 同上〕

(廃止措置計画の変更の認可の申請)  
第十六条の七 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
〔一〇三 同上〕  
四 変更に係る前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項  
五 「同上」  
〔二・三 同上〕

(廃止措置計画に係る軽微な変更)  
第十六条の八 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微

2 定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項又は同条第三項において読み替へて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。

2 な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。

2 (廃止措置計画の認可の基準)  
 第十六条の九 法第四十三条の三の二第三項において読み替へて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置の実施が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。

2 (廃止措置計画の認可の基準)  
 第十六条の九 法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。

(廃止措置終了確認証)  
 第十六条の十一の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

「条を加える。」

(許可の取消し等に伴う措置)

(許可の取消し等に伴う措置)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

2 第十六条の十二 「同上」

〔略〕	法第四十三条の三の二第三項において読み替へて準用する法第十二条の六第三項	法第四十三条の三の二第三項において読み替へて準用する法第十二条の六第四項
〔略〕	法第四十三条の三の二第三項において読み替へて準用する法第十二条の六第三項	法第四十三条の三の二第三項において読み替へて準用する法第十二条の六第四項

〔同上〕	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項
〔同上〕	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項

〔略〕	前条第一項第四号から第十二号まで	第十六条の十二第一項において準用する前条第一項第四号から第十二号まで
-----	------------------	------------------------------------

〔同上〕	前条第一項第四号から第九号まで	第十六条の十二第一項において準用する前条第一項第四号から第九号まで
------	-----------------	-----------------------------------

〔略〕	法第四十三条の三の二第二項又は同条第三項において読み替へて準用する法第十二条の六第三項の認可	法第四十三条の三の二第二項又は同条第三項において読み替へて準用する法第十二条の七第四項の認可
〔略〕	法第四十三条の三の二第三項において読み替へて準用する法第十二条の六第四項	法第四十三条の三の二第四項において読み替へて準用する法第十二条の七第五項
〔略〕	法第四十三条の三の二第三項において読み替へて準用する法第十二条の六第八項	法第四十三条の三の二第四項において読み替へて準用する法第十二条の七第九項

〔同上〕	法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可	法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第四項において準用する法第十二条の七第四項の変更の認可
〔同上〕	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項	法第四十三条の三の二第四項において準用する法第十二条の七第五項
〔同上〕	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項	法第四十三条の三の二第四項において準用する法第十二条の七第九項

前条

前条各号

次条第一項において準用する前条各号

(旧試験研究用等原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設並びにその定期事業者検査を要する場合の維持等)

第十六条の十三の二 法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2 前項の場合において、法第二十八條の二本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3 前項第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

(事故故障等の報告)

第十六条の十四 法第六十二條の規定により、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

〔一・二 略〕

三 試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。)の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき(前号に掲げる場合を除く。)

四 火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重

〔条を加える。〕

(事故故障等の報告)  
第十六条の十四 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものの拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。)の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき(前号に掲げる場合を除く。)

四 火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重

要な機器及び構造物(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。)の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

〔五十二 略〕

(届出書類の提出部数)

第十九条 法第二十六條第二項及び第三項、第二十七條第四項並びに第三十二條第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

(電磁的記録媒体による手続)

第二十條 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。別記様式第三において同じ。及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うこ

要な機器及び構造物(発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものの拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。)の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

〔五十二 同上〕

(届出書類の提出部数)

第十九条 法第二十六條第二項若しくは第三項又は法第三十二條第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(身分を示す証明書)

第二十條 法第三十七條第六項において準用する法第十二條第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の二によるものとし、法第四十三條の二第二項において準用する法第十二條の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の三によるものとし、法第六十八條第六項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとする。

(人の出入り等の管理が行われている区域)

第二十一條 令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条の二第四号に規定する管理区域とする。

(電磁的記録媒体による手続)

第二十條 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。及び別記様式第四の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

<p>とができる。          [一～三 略]          [様式を削る。]          [様式を削る。]          [様式を削る。]</p> <p><b>別記様式第3</b> (第20条関係) [略]</p>	<p>[一～三 同土審]  <b>別記様式第2の2</b> (第20条関係) [略]  <b>別記様式第2の3</b> (第20条関係) [略]  <b>別記様式第3</b> (第20条関係) [略]  <b>別記様式第4</b> (第22条関係) [同上]</p>
--	---

別表第二 核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後

改正前

第一条 「略」  
2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第一条 「同上」  
2 「同上」

六 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二兆年原子力規制委員会規則第二〇号。以下「品質管理基準規則」という。）  
第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。

六 「設計評価事故」とは、操作上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災、爆発その他の災害により発生する事故であつて、公衆に放射性物質又は放射線による影響を及ぼすおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。

七 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

七 「安全機能」とは、使用施設等の通常時又は設計評価事故時において、使用施設等の安全性を確保するために必要な機能をいう。

八 「廃止措置対象施設」とは、法第五十七条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる使用施設等をいう。

八 「安全上重要な施設」とは、使用施設等のうち、安全機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計評価事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が使用施設等を設置する工場又は事業所の外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。

九 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、使用施設等の設計において発生を想定している氷に掛りものをいう。  
イ 自然現象  
ロ 使用施設等を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における使用施設等の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）  
ハ 使用施設等内における火災、化学薬品の漏えいその他の使用施設等の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

九 「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因（二以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。）又は従属要因（単一の原因によつて確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。）によつて同時にその機能が損なわれないことをいう。

十 「多量の放射性物質等を放出する事故」とは、発生頻度が設計評価事故（使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号。第二條の十一第一項の表第三号において「使用許可基準規則」という。）第一条第二項第二号に規定する設計評価事故をいう。）より低い事故であつて、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものをいう。

「号を加える。」

（核燃料物質の使用の許可の申請）  
第一条の二 法第五十二條第二項の核燃料物質の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

（核燃料物質の使用の許可の申請）  
第一条の二 「同上」

一・二 略

一・二 同上

三 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八條第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一條各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

二 「同上」  
一 「同上」

二 使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故（多量の放射性物質等を放出する事故を含む。第二条第二項第二号において同じ。）の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に應ずる災害防止の措置に関する説明書

二 使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故（発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものを含む。第二条第二項第二号において同じ。）の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に應ずる災害防止の措置に関する説明書

三 「略」

三 「同上」

四 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

五 〔略〕

六 〔略〕

3 〔略〕

4 法第五十二条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第六号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十四条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第二条 令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を記載するものとする。

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条前項の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二 機能及び性能を確認するために十分な方法

三 その他使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法

2 使用前検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

3 〔略〕

(使用前検査の実施)

第二条の二 使用前検査は、次に掲げる方法により行うものとする

〔号を加える。〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

3 〔同上〕

4 法第五十二条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第五号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十四条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第二条 令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載するものとする。

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二 機能及び性能を確認するために十分な方法

三 その他使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法

2 使用前検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

3 〔同上〕

〔条を加える。〕

一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二 機能及び性能を確認するために十分な方法

三 その他使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法

2 使用前検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前検査の記録)

第二条の三 使用前検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 検査の結果

五 検査を行った者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 検査の実施に係る組織

八 検査の実施に係る工程管理

九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

2 使用前検査の結果の記録は、当該使用前検査に係る使用施設等の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前検査を行った旨の表示)

第二条の四 使用施設等の技術基準に関する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号)第十七条第一項に規定する容器等使用施

〔条を加える。〕



設等に係る容器若しくは管（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、同項第二号に規定する主要な溶接部を有する溶接をするものは、当該溶接をした容器等であつて輸入したものを設置する使用者は、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに係る使用前検査を終了したときは、当該容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした容器等であつて輸入したものに使用前検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

〔使用前確認の申請〕

第二條の五 法第五十五條の二第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一・二 略
- 三 使用前確認を受けようとする使用施設等の範囲
- 四 使用施設に設けられるセル、グローブボックスその他の気密設備（第二條の十一の九第二号において「セル等」という。）の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量（令第四十一條第一号に掲げるものにあつてはプルトニウムの質量、同條第二号に掲げるものにあつては放射性物質質量、同條第三号から第六号までに掲げるものにあつてはウランの質量）（略）
- 五 使用前確認を受けようとする使用施設等の設計及び工事の方法
- 六 使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の工程、期日、場所及び種類
- 七 使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステム
- 八 使用施設等を核燃料物質等を用いた試験のために使用すると

第二條の二 法第五十五條の二第一項の規定により、使用施設等の工事（第二條の六に規定する使用施設等であつて溶接をするもの）の溶接を除く。次項及び第二條の五において同じ。）について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一・二 同上
- 三 検査を受けようとする使用施設等の範囲
- 四 使用施設に設けられるセル、グローブボックスその他の気密設備（以下「セル等」という。）の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量（令第四十一條第一号に掲げるものにあつてはプルトニウムの質量、同條第二号に掲げるものにあつては放射性物質質量、同條第三号から第六号までに掲げるものにあつてはウランの質量、次項及び第二條の五において同じ。）（略）
- 五 受けようとする検査の期日、場所及び種類

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

- 二 前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）
- 三 第二條の十一の七の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器
- 四 前項第五号の内容が法第五十五條の二第二項各号のいずれにも適合していることを説明した書類
- 五 使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステムに関する説明書
- 六 前項第八号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類
- 3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
- 4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

〔条を削る。〕

- 二 法第五十五條の二第一項の規定により、使用施設等を変更する場合における当該使用施設等の工事について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査を受けようとする変更に係る使用施設等の範囲
- 四 変更に係る使用施設に設けられるセル等の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量
- 五 受けようとする検査の期日、場所及び種類
- 3 前二項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

〔項を加える。〕

〔施設検査の実施〕

第二條の三 法第五十五條の二第一項の検査（以下「施設検査」という。）は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

- 一 気密、水密又は耐食を要する材料又は部品に関する事項
- 二 学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき
- 三 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の組立てに関する事項

それぞれ施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破壊

「条を削る。」

〔使用前確認を要しない場合〕

第二条の六 法第五十五条の二第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 使用施設等を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用する時。
- 二 前号に規定する場合以外の使用施設等を試験のために使用する場合
- 三 使用施設等の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用する時。
- 四 使用施設等の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前審査確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合
- 五 使用施設等の設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところによる核的制限値である間隔より小さくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更の場合

〔使用前確認証〕

壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。

〔施設検査実施要領書〕

第二條の三の二 原子力規制委員会は、第二條の二第一項及び第二項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

「条を加える。」

〔合格証〕

第二條の七 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第二條の五の規定による申請に係る使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

「条を削る。」

第二條の四 原子力規制委員会は、施設検査を行い、合格と認めるときは、検査合格証を交付する。

〔工事の技術上の基準〕

第二條の五 法第五十五条の二第二項に規定する工事の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設すること。
- イ 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。
- ロ 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。
- ハ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（使用済燃料を除く。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）するセル等又は再処理研究設備（再処理の研究の用に供する設備であつて、気密又は水密を要するものをいう。）をその内部に設置するセル等は、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。
- ニ 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄するセル等は、当該物質がセル等外に漏えいするおそれがない構造であること。
- ホ 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。
- ヘ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は

二以上を含む物質（以下「ブルトニウム等」という。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）する室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。  
ト セル等がその内部を負圧状態に保つ必要があるものであるときは、当該セル等は、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。

チ 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄する設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、当該物質が当該施設内に漏えいした場合にも、これが施設外に漏えいするおそれがない構造であること。

ニ 使用施設等に属する容器及び管並びにこれらをサポートする構造物のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なもの（以下この号において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等の設計上要求される強度及び耐食性が確保できるものであること。

三 使用施設等に属する容器及び管のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設すること。

四 使用施設等のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものであること。

五 使用施設等は、放射線障害を防止するため、次に掲げる要件を備えていること。

イ 通常時において使用施設等からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度以下となるように施設すること。  
ロ 工場又は事業所内における外部放射線による放射線障害を

防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設すること。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられているものであること。

六 使用施設等は、次に掲げるところにより、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するための措置が講じられているものであること。

イ 火災又は爆発の影響を受けることにより使用施設等の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設すること。

ロ イの消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

ハ 火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられているものであること。

ニ 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものであること。

ホ 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するセル等及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられているものであること。

七 使用施設等は、次に掲げるところにより、人がみだりに管理区域内及び周辺監視区域内に立ち入らないような措置が講じられているものであること。

- イ 管理区域の境界には、壁、柵その他の区画物及び標識が設けられていること。
- ロ 周辺監視区域には、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識が設けられていること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。
- ハ 使用施設等は、核燃料物質の臨界を防止するため、次に掲げる要件を備えていること。
  - イ 核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられているものであること。
  - ロ 単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられているものであること。
- ハ 臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を施設すること。
- 九 使用施設等は、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号。以下「使用許可基準規則」という。）第八条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用施設等を十分に支持することができる地盤に施設すること。

- 十 使用施設等は、これに作用する地震力（使用許可基準規則第九条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設すること。
- 十一 耐震重要施設（使用許可基準規則第八条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、使用許可基準規則第九条第三項の地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設すること。
- 十二 耐震重要施設が使用許可基準規則第九条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。
- 十三 使用施設等は、その供用中に当該使用施設等に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられているものであること。
- 十四 使用施設等が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。
- 十五 使用施設等は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により使用施設等の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられているものであること。
- 十六 工場又は事業所には、使用施設等への人の不法な侵入、使用施設等に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、適切な措置が講じられていること。

十七 工場又は事業所には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられていること。

十八 使用施設等がその施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

十九 使用施設等がその施設内における化学薬品の漏えいによりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

二十 使用施設等に属する設備であつて、機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、使用施設等の安全機能を損なうことが想定されるものには、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

二十一 使用施設等は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるとともに施設すること。

二十二 使用施設等は、当該使用施設等の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設すること。

二十三 使用施設等は、他の原子力施設又は同一の工場又は事業所内の他の使用施設等と共用する場合には、使用施設等の安全性を損なわないように施設すること。

二十四 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、第二十八号イの放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設すること。

二十五 使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じ

たときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設すること。

二十六 使用施設等には、次に掲げる設備を施設すること。

イ その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

ロ 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

ハ 設計評価事故が発生した場合に用いる照明（ロの避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

ニ 貯蔵施設は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置が講じられているものであること。

ロ 標識が設けられていること。

ハ 必要に応じて核燃料物質の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱（以下「崩壊熱等」という。）により過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられているものであること。

二十八 廃棄施設は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 管理区域内の人が常時立ち入る場所の空气中、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように使用施設等において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

ロ 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を

取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

ニ 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

ホ 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

ヘ 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、外部と区画されたものであること。

ト 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置が講じられているものであること。

チ 放射性廃棄物を保管廃棄する施設であつて、放射性廃棄物の崩壊熱等により過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられているものであること。

リ 標識が設けられていること。

二十九 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を調査するために必要な設備が備えられていること。

三十 工場又は事業所には、次に掲げる事項を計測する設備が備えられていること。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて代えることができる。

イ 放射性廃棄物の排気口又はそれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度

ロ 放射性廃棄物の排水口又はそれに近接する箇所における水中の放射性物質の濃度

ハ 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度

三十一 使用施設等には、次に掲げる非常用電源設備を施設すること。

イ 外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、使用施設等の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設すること。

ロ 使用施設等の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設すること。

三十二 工場又は事業所には、設計評価事故が発生した場合において工場又は事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設すること。

三十三 工場又は事業所には、設計評価事故が発生した場合において使用施設等の外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を施設すること。

三十四 前号の専用通信回線は、必要に応じて多様性を有するものであること。

三十五 使用施設等は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられているものであること。

三十六 使用施設等は、前各号に定めるもののほか、法第五十二条第一項又は法第五十五条第一項の使用又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類に記載したところによるものであること。

〔溶接検査を受ける使用施設等〕  
第二条の六 法第五十五条の三第一項の原子力規制委員会規則で定

める使用施設等は、令第四十一条第一号又は第二号に掲げる核燃料物質に係る使用施設等にあつては第一号から第三号まで及び第七号に、同条第三号から第六号までに掲げる核燃料物質に係る使用施設等にあつては第四号から第七号までに掲げるとおりとする。

- 一 プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの。
  - イ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの。
  - ロ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクログラム毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の管（イに規定するものを除く。）であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射線物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）
- 二 放射線物質を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管（前号に規定するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの。
  - イ その内包する放射性物質の濃度が三十七ベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七メガベクレル毎立方センチメートル）以上のもの。
  - ロ その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の容器（イに規定するものを除く。）であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの。
  - ハ その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクログラム毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の管（イに規定するものを除く。）であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射線物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）

- イ その内包する放射性物質の濃度が三十七ベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七メガベクレル毎立方センチメートル）以上のもの。
- ロ その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の容器（イに規定するものを除く。）であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの。
- ハ その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の管（イに規定するものを除く。）であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射線物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）
- 三 プルトニウムの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質又は放射性物質の濃度が三十七メガベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質を内包する容器又は管からの漏えいの拡大を防止するために設置されるドリフトレイその他の容器
- 四 ウラン又はウランの化合物を含む気体状の物質を内包する容器又は管（その容器又は管の内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの。
  - イ その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの
  - ロ その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎

- 立方センチメートル以上の管であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの
- 五 ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ その内包するウランの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の容器（その内包するウランの量が五キログラム未満のものを除く。）
- ロ その内包するウランの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の管（その内包するウランの量が五キログラム未満の容器に附属する管を除く。）であつて、液体状の六ふつ化ウランを内包するもの又は外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの
- 六 六ふつ化ウランの加熱容器であつて、液体状の六ふつ化ウラン又は大気圧を超える圧力の気体状の六ふつ化ウランを内包する容器からの漏えいの拡大を防止する機能を有するもの（加熱するウランの量が五キログラム未満のものを除く。）
- 七 胴の外径が百五十ミリメートル以上の容器又は外径百五十ミリメートル以上の管（前各号に規定する容器又は管を除く。）であつて、放射性物質を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用電源設備その他の安全上重要な施設に属するものうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの  
イ 液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル
- ロ イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル
- ハ イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

パスカル)

「条を削る。」

(溶接検査の申請)

- 第二条の七 法第五十五条の三第一項の規定により前条に規定する使用施設等の溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第三項に定める場合は、この限りでない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
- 三 溶接施工工場の名称及び所在地
- 四 溶接工程表
- 五 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施工法並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書
- 二 溶接の方法に関する説明書
- 三 検査を受けようとする容器又は管の構造図
- 四 溶接部の設計図
- 3 法第五十五条の三第一項の規定により溶接をした使用施設等であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類



第二条の八及び第二条の九 削除

- 及び濃度
- 三 溶接施工場の名称及び所在地
- 四 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 溶接の方法に関する説明書
  - 二 検査を受けようとする容器又は管の構造図
  - 三 溶接部の設計図
  - 四 溶接（前条第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（次条第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に規定する溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書
- 5 第一項若しくは第三項の申請書又は第二項若しくは前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。
- 6 第一項又は第三項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（溶接検査の実施）

- 第二条の八 法第五十五条の三第一項の検査（溶接をした使用施設等であつて輸入したものの当該溶接についての検査を除く。）は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。
- 一 溶接作業を行うとき（第二条の六第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで使用することを承認した場合を除く。）。
  - 二 法第五十五条の三第二項に規定する技術上の基準（以下「溶接の技術基準」という。）により非破壊試験を必要とする

溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になつたとき。

- 三 溶接の技術基準により機械試験を必要とする突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になつたとき
- 四 耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になつたとき（第二条の六第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

（溶接検査を要しない場合）

- 第二条の九 法第五十五条の三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 使用施設に属する容器又は管であつて、セル等の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして法第五十五条の三第一項の検査を受けないで使用することを承認した場合
  - 二 漏止め溶接のみをした第二条の六第七号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合
  - 三 使用施設に属する容器又は管であつて、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十三号）第一条の三第一項第二号又は規定する試験研究用等原子炉の附属施設のうち的主要な実験設備として法第二十八条の二第一項又は第四項の検査に合格したものを使用する場合

（溶接検査実施要領書）

第二条の九の二 原子力規制委員会は、第二条の七第一項及び第三項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十五条の三第一項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

「条を削る。」

〔条を削る。〕

(合併及び分割の認可の申請)

第二十条の十 法第五十五条の三第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 一五 略
- 六 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
- 七 略

2 〔略〕

(記録)  
第二十条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存してお置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 使用施設等の施設管理(第二十条の十一の七に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録		

(溶接検査合格証等)  
第二十条の十 原子力規制委員会は、法第五十五条の三第一項の検査を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるものとする。

(合併及び分割の認可の申請)

第二十条の十二 法第五十五条の四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 一五 同上
- 六 同上

2 〔同上〕

(記録)  
第二十条の十一 法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 施設検査の結果	検査の都度	同一事項に 関する次の 検査のとき までの期間

イ 使用前確認の結果

確認の都度

同一事項に  
関する次の  
確認のとき  
までの期間

ロ 第二十条の十一の七第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名

施設管理の  
実施の都度

施設管理を  
実施した使  
用施設等の  
解体又は廃  
棄をした後  
五年以内第  
四十一條第  
四項に掲げ  
る燃料物質  
を使用し本  
条の場合に  
おいては、十  
年以内が経過  
するまでの  
期間

ハ 第二十条の十一の七第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名

評価の都度

評価を実施  
した使用施  
設等の施設  
管理方針、  
施設管理目  
標又は施設  
管理実施計  
画の改定ま  
で

第四

放射線管理記録

イ 「略」

ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度

「略」

排気又は排水の都度（連続して排気又は排水をする場合は連続して）

「略」  
「略」  
五年間（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用し、その改定後一年が経過するまでの期間）

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

「同上」

「同上」

排気又は排水の都度（連続して排気又は排水する場合は連続して）

「同上」  
年

ホ 「同上」

「同上」

五年間

ホ 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率（「」に規定する場合のものを除く。）並びに管理区域における空気中の放射性物質の十時間平均第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用する場合に

「略」

五年間（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用し、その改定後一年が経過するまでの期間）

料物質を使用する場合にあっては「週間」についての平均濃度及び放射性物質による汚染された物の表面の放射性物質の濃度  
「ハ」 スト 略  
ホ 工場又は事業所の外において連搬した核燃料物質等の種類別の数量、その連搬に使用した容器の種類並びにその連搬の同時及び経路

「略」

「略」  
五年間（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用し、その改定後一年が経過するまでの期間）

「削る。」

「削る。」

「削る。」

「略」

「削る。」

「略」

三 保守記録

「削る。」

「削る。」

「削る。」

イ 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係る使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名（法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等内に核燃料物質が存在しない場合は、毎週一回）

毎日一回（法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等内に核燃料物質が存在しない場合は、毎週一回）

一年間

<p>三  操作記録(安全上重要な施設(使用許可基準規則第一条第二項第四号に規定するものをいう。)に係るものに限る(八井を除く。))。〔本法第五十七条の非第三項の認可を受けた使用施設等に係るものを除く。〕</p>	「削る。」	「削る。」	<p>四  警報装置から発せられた警報の内容(令第四十一条に掲げる核燃料物質に係るものに限る。)</p>	その都度	一年間
<p>イ  使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時</p>	使用排木の都度(連続式にあつては、連続して)	一年間(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用し、本の場合に、あつては、十年間)	<p>ロ 使用施設等の修理の状況及びその担当者の氏名(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。)</p> <p>ハ 使用施設等の定期的な自主検査の結果(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。)</p>	修理の都度 検査の都度	一年間 同一事項に関する次の検査のときまでの期間
<p>ロ  使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻</p>	開始及び停止の都度	一年間(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用し、本の場合に、あつては、十年間)	「加える。」	「加える。」	「加える。」

<p>ハ  警報装置から発せられた警報の内容(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。)</p>	その都度	一年間(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用し、本の場合に、あつては、十年間)	「加える。」	「加える。」	「加える。」
<p>ニ  使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻</p>	操作の開始及び交代の都度	一年間(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用し、本の場合に、あつては、十年間)	「加える。」	「加える。」	「加える。」
<p>四  使用施設等の事故記録</p>	「略」	「略」	「同上」	「同上」	「同上」
<p>イ 事故の発生及び復旧の日時</p>	「略」	「略」	「同上」	「同上」	「同上」
<p>五  保安教育の記録</p>	「略」	「略」	「同上」	「同上」	「同上」
<p>イ 保安教育の実施計画</p>	「略」	「略」	「同上」	「同上」	「同上」
<p>五  「同上」</p>	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
<p>イ 事故の発生及び復旧の時</p>	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
<p>六  「同上」</p>	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
<p>イ 「同上」</p>	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

申 保安教育の実施日時及び項目	略	本様燃料物 質を使用し ない場合 ありは、 十年間 五年間（令 第四十一 条） 各号に掲 げる燃料 物 質を使用 しない場 合は、 十年間
小 保安教育を受けたい者の氏名	略	五年間（令 第四十一 条） 各号に掲 げる燃料 物 質を使用 しない場 合は、 十年間
六 品質管理基準規則第四條第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（令第四十一條各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合にあつては、品	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後三年が経過するまでの期間（令第四十一條）
申 十年間	十年間	五年間
小 十年間	十年間	五年間
七 品質保証計画（令第四十一條各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	策定及び改定の都度	次の改定の後三年間

質管理基準規則第五十四條第一項第二号に規定する記録（他の号に掲げるものを除く。）	七 第二条の十一の十三に規定する防護措置の記録	各号に掲 げる燃料 物 質を使用 しない場 合は、 十年間 五年間
イ 略	略	略
八 第二条の十一の十三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入る者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	八 第二条の十一の十三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	略
イ 同上	同上	同上
八 第二条の十一の十第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	八 第二条の十一の十第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	同上
同上	同上	同上

八 廃止措置に係る工事の方法、 時期及び対象となる使用施設等 の設備の名称	法第五十七 条の五第二 項の認可を 受けた廃止 措置計画に 記載された 工事の各工 程の終了の 都度	第七項に定 める期間
---	--	---------------

〔256 略〕

7 第一項の表第二号リ及びヌ、第四号イからニまで並びに第八号の記録の保存期間は、法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

8 〔略〕

(品質マネジメントシステム)

第二條の十一の三 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第二條の十一の十二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。ただし、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置を講ずるものとする。

(管理区域への立入制限等)  
第二條の十一の四 〔略〕

〔加える。〕	〔加える。〕	〔加える。〕
--------	--------	--------

〔256 同上〕

7 第一項の表第二号リ及びヌ並びに第五号イからニまでの記録の保存期間は、法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

8 〔同上〕

〔条を加える。〕

(管理区域への立入制限等)  
第二條の十一の三 〔同上〕

(線量等に関する措置)  
第二條の十一の五 〔略〕

(放射性物質による汚染の状況等の測定)  
第二條の十一の六 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、放射性物質による汚染の状況等の測定に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〜四 略〕

(使用施設等の施設管理)

第二條の十一の七 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 使用施設等が法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、法第五十五条の三第二項第二号の技術上の基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第五十七条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第五十七条の五第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第六条の二第十号第本条の主第十項第本条の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、使用施設等及び施設管理の重要度が高い設備系統について定量的に定める目

(線量等に関する措置)  
第二條の十一の四 〔同上〕

(放射性物質による汚染の状況等の測定)  
第二條の十一の五 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、放射性物質による汚染の状況等の測定に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、この限りでない。

〔一〜四 同上〕

〔条を加える。〕

標を含む。以下この条において「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 使用施設等の設計及び工事に伴うこと。

ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ 使用施設等の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。））に関すること。

ホ 使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号中）に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、前各号に掲げる措置につ

いて特別な措置を講ずること。

（設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置）

第十二条の十一の八 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者

は、設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に関し、法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところ（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる使用施設等の保全に関する措置を講じなければならない。

一 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画（使用施設等を設置した工場又は事業所における火災に係る次に掲げる事項活動を含む。）並行する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 使用施設等を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ 消防吏員への通報に関すること。

ハ 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、毎年一回以上定期に）実施すること。

三 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象又は多量の放射性

「条を加える。」

物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

〔核燃料物質の使用〕

第二条の十一の九 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を講じなければならない。

- 一 核燃料物質の使用は、使用施設において行うこと。〔略〕
- 二 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下この号において「プルトニウム等」という。）を使用する場合は、次に掲げる場合を除き、セル等を用いること。

〔イ・ロ 略〕

三 〔略〕

四 〔略〕

五 〔略〕

六 〔略〕

使用施設の通常の操作（使用施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

- イ 操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項
- ロ 操作員その他の従業者が使用施設等の状態に応じて定期的には必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び確認の時期実施頻度又は稟庫時期に関する事項
- ハ 警報の発報その他の異状があつた場合、次号の場合を除く。に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項
- 八 非常の場合に構ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者

業者に守らせること。

〔工場又は事業所内での運搬〕

第二条の十一の十 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所内において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

〔一〇三〇 略〕

- 四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二条の十一の四第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

〔五〇十 略〕

4 使用者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三号から第十七号まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七二二号）第三号から第十九号までで規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を使用施設等を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

〔貯蔵〕

〔核燃料物質の使用〕

第二条の十一の六 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第六号の規定は、適用しない。

- 一 〔同上〕
- 二 プルトニウム等を使用する場合は、次に掲げる場合を除き、セル等を用いること。

〔イ・ロ 同上〕

三 〔同上〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

六 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号を加える。〕

〔工場又は事業所内での運搬〕

第二条の十一の七 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所内での核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

〔一〇三〇 同上〕

- 四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二条の十一の三第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

〔五〇十 同上〕

4 使用者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三号から第十七号まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七二二号）第三号から第十九号までで規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を使用施設等を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

〔貯蔵〕



第二條の十一の十一 法第五十六條の三第一項の規定により、使用者は、核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 「一・二 略」
- 三 貯蔵施設には、核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講ずること。
- 四 核燃料物質を貯蔵する場合において、核燃料物質の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱（次条において「崩壊熱等」という。）により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。
- 「五〃八 略」

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第二條の十一の十二 法第五十六條の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

- 「一〃四 略」
- 五 第三号口の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。
- 「六・七 略」
- 八 第六号口の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。
- 「九・十 略」
- 十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。
- イ 「略」

第二條の十一の八 法第五十六條の三第一項の規定により、使用者は、核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第八号の規定は、適用しない。

- 「一・二 同上」
- 三 貯蔵施設には、核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を採ること。
- 四 核燃料物質を貯蔵する場合において、核燃料物質の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。
- 「五〃八 同上」

（工場又は事業所内の廃棄）

第二條の十一の九 法第五十六條の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

- 「一〃四 同上」
- 五 第三号口の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。
- 「六・七 同上」
- 八 第六号口の方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。
- 「九・十 同上」
- 十一 「同上」
- イ 「同上」

- ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。
- 「八・二 略」
- 「十二〃十五 略」

（防護措置）

第二條の十一の十三 「略」

（保安規定）  
第二條の十二 法第五十七條第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五條第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
- 三 「略」
- 四 使用施設等の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
- イ 「略」
- ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

- （1） 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
  - 「（2）（4） 略」
  - （5） 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
  - ハ 「略」
- 五 使用施設等の操作に関することであつて、次に掲げるもの

- ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を採ること。
- 「八・二 同上」
- 「十二〃十五 同上」

（防護措置）

第二條の十一の十 「同上」

（保安規定）  
第二條の十二 「同上」

- 一 「号を加える。」
- 二 「号を加える。」
- 三 「同上」
- 四 使用施設等の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
- イ 「略同上」
- ロ 「同上」保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

- （1） 関係法令及び保安規定に関すること。
  - 「（2）（4） 同上」
  - （5） 非常の場合に採るべき処置に関すること。
  - ハ 「略同上」
- 三 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関すること

イ 使用施設等の操作を行う体制の整備に関すること。  
ロ 使用施設等の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項及び異常があつた場合の措置に関すること。  
ハ 異常があつた場合の措置に関すること（第十一号第十二号に掲げるものを除く。）。

六 [略]  
七 [略]  
八 [略]  
九 [略]  
十 [号を削る。]

十一 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外に行う場合を含む。）に関すること。

十二 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外に行う場合を含む。）に関すること。

十三 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十四 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。

十五 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者の報告を含む。）に関すること。

十六 [号を削る。]

イ [号の細分を加える。]  
ロ [号の細分を加える。]  
ハ [号の細分を加える。]

四 [同上]  
五 [同上]  
六 [同上]  
七 [同上]  
八 [同上]

九 使用施設等の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

十 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。

十一 非常の場合に採るべき処置（発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合における処置を含む。）に関すること。

十二 [号を加える。]

十三 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

十四 使用施設等の定期的な自主検査に関することであつて次に掲げるもの

イ 使用施設等の保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査に関すること。

ロ 使用施設等の保安のために直接関連を有する計器及び放射

[号を削る。]

十五 使用施設等の施設管理に関すること（使用前検査の実施に関することを含む。）。

十六 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。

十七 不適合（品質管理基準規則第二条第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

十八 [略]

十九 法第五十七条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手

線測定器の校正に関すること。

十四 品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）に関することであつて次に掲げるもの

イ 品質保証計画の策定に関すること。

ロ 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。

ハ 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）、評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。

ニ 品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること。

十三 [号を加える。]

十四 [号を加える。]

十五 [号を加える。]

十六 [同上]  
十七 [項を加える。]

- 順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)
- 四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。
  - 五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
    - イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
    - ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
      - (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
      - (2) 使用施設等の構造及び性能に関すること。
      - (3) 使用施設等の廃止措置に関すること。
      - (4) 放射線管理に関すること。
      - (5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱ひに関すること。
      - (6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
    - ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項
  - 六 使用施設等の操作停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）
  - 七 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。
  - 八 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
  - 九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
  - 十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
  - 十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
  - 十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
  - 十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場

- 合を含む。）に関すること。
- 十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
  - 十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。
  - 十六 使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
  - 十七 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
  - 十八 使用施設等の施設管理に関すること（使用前検査の実施に関することを含む。）。
  - 十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。
  - 二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
  - 二十一 廃止措置の管理に関すること。
  - 二十二 その他使用施設等又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項
- 4|| 3|| 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。
- 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

〔条を削る。〕

- 2|| 「項を加える。」
- 2|| 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（保安規定の遵守状況の検査）

第二条の十三 法第五十七条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 法第五十七条第六項において準用する法第十二条第六項の原子

力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物

その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（核物質防護規定）

第三条 「同上」

（核物質防護規定）  
第三条 法第五十七条の二第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 防護区域（第二条の十一の十第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域。次号において同じ。）の設定並びに巡視及び監視に関すること。

〔五〇四 略〕

十五 第二条の十一の十第六項に規定する脅威に対する施設の防護措置の詳細に関すること。

2 〔十六〇十八 略〕

〔条を削る。〕

力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三 従業者その他関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物

その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（核物質防護規定）

第三条 「同上」

〔一〇三 同上〕

四 防護区域（第二条の十一の十第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域。次号において同じ。）の設定並びに巡視及び監視に関すること。

〔五〇四 同上〕

十五 第二条の十一の十第六項に規定する脅威に対する施設の防護措置の詳細に関すること。

2 〔十六〇十八 同上〕

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第三条の二 法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第五項の検査は、毎年一回行うものとする。

2 法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第六

項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三 従業者その他関係者に対する質問

四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第六条の二 「同上」

〔一〇九 同上〕

十 廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

〔十一・十二 同上〕

十三 廃止措置に係る品質保証計画

〔十四・十五 同上〕

（廃止措置計画の認可の申請）

第六条の三 「同上」

〔一・二 同上〕

三 廃止措置の対象となる使用施設等（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

四 「同上」

〔号を加える。〕

（廃止措置実施方針に定める事項）  
第六条の二 法第五十七条の四第一項の廃止措置実施方針には、次

に掲げる事項を定めなければならない。

〔一〇九 略〕

十 廃止措置期間中に性能を維持すべき使用施設等（第六条の三において「性能維持施設」という。）  
〔十一・十二 略〕

十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理

基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置）  
〔十四・十五 略〕

（廃止措置計画の認可の申請）

第六条の三 法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 廃止措置対象施設及びその敷地

四 「略」

五 性能維持施設廃止措置期間中に性能を維持すべき使用施設等

六 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

七 略

八 略

九 略

十 略

十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置）

十二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第二号、第三号及び第六号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。

（一）四 略

五 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

（六・七 略）

八 廃止措置に係る品質マネジメントシステム（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置）に関する説明書

九 略

三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第六条の三の二 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（一・二 略）

三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

「号を加える。」

四 同上

五 同上

六 同上

七 同上

八 同上

九 同上

十二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第二号、第三号、第六号及び第八号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。

（一）四 同上

五 廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

（六・七 同上）

八 品質保証計画に関する説明書

九 同上

三 変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第六条の三の二 法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（一・二 同上）

三 変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

四 略

四 同上

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第六条の四 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十七条の五第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更とする。

二 略

二 同上

（廃止措置計画の認可の基準）

（廃止措置計画の認可の基準）

第六条の五 法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置の実施が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。

第六条の五 法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。

（廃止措置終了確認証）

第六条の七の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

「条を加える。」

（許可の取消し等に伴う措置）

（許可の取消し等に伴う措置）

第六條の八 略

第六條の八 同上

略

同上

第六條の三 の二第一項	法第五十七條の五第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項	法第五十七條の六第四項において読み替えて準用する法第十二條の七第四項
	前條第一項第三号から第十一号まで	第六條の八第一項において準用する前條第一項第三号から第十一号まで
〔略〕		
第六條の四 第一項	法第五十七條の五第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項ただし書〔略〕	法第五十七條の六第四項において読み替えて準用する法第十二條の七第四項ただし書〔略〕
第六條の五	法第五十七條の五第二項又は同條第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可	法第五十七條の六第二項又は同條第四項において読み替えて準用する法第十二條の七第四項の認可
第六條の六	法第五十七條の五第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第四項	法第五十七條の六第四項の七第五項

〔同上〕	法第五十七條の五第三項において準用する法第十二條の六第三項	法第五十七條の六第四項において準用する法第十二條の七第四項
〔同上〕	前條第一項第三号から第八号まで	第六條の八第一項において準用する前條第一項第三号から第八号まで
〔同上〕		
〔同上〕	法第五十七條の五第三項において準用する法第十二條の六第三項ただし書〔同上〕	法第五十七條の六第四項において準用する法第十二條の七第四項ただし書〔同上〕
〔同上〕	法第五十七條の五第二項の認可又は同條第三項において準用する法第十二條の六第三項の變更の認可	法第五十七條の六第二項の認可又は同條第四項において準用する法第十二條の七第四項の變更の認可
第六條の六	法第五十七條の五第三項において準用する法第十二條の六第四項	法第五十七條の六第四項の七第五項

第一項及び 第六條の 七及び前條	項において準用する法第十二條の六第八項	項において読み替えて準用する法第十二條の七第九項
前條	前條各号	次條第一項において準用する前條各号

第一項及び 前條	項において準用する法第十二條の六第八項	項において準用する法第十二條の七第九項
-------------	---------------------	---------------------

〔事故故障等の報告〕  
第六條の十 法第六十二條の三の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

〔事故故障等の報告〕  
第六條の十 〔同上〕

- 一 一〇四 略
- 二 一〇四 略
- 三 一〇四 略
- 四 一〇四 略
- 五 一〇四 略
- 六 一〇四 略
- 七 一〇四 略
- 八 一〇四 略
- 九 一〇四 略
- 十 一〇四 略
- 十一 一〇四 略
- 十二 一〇四 略

- 一 一〇四 同上
- 二 一〇四 同上
- 三 一〇四 同上
- 四 一〇四 同上
- 五 一〇四 同上
- 六 一〇四 同上
- 七 一〇四 同上
- 八 一〇四 同上
- 九 一〇四 同上
- 十 一〇四 同上
- 十一 一〇四 同上
- 十二 一〇四 同上

〔届出書類の提出部数〕  
第九條 法第五十五條第二項及び第五十五條の四第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

〔届出書類の提出部数〕  
第九條 法第五十五條第二項又は法第五十五條の五第二項の規定に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（身分を示す証明書）

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

〔電磁的記録媒体による手続〕

第十條 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第二において同じ。）及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

〔一・二 略〕

別記様式第 1（第 2 条の 10 関係）

別記様式第 1（第 2 条の 10 関係）

合併（分割）認可申請書

〔略〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十五条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

〔略〕

第十條 法第五十七條第六項において準用する法第十二條第七項の

身分を示す証明書は、別記様式第一の四によるものとし、法第五十七條の二第二項において準用する法第十二條の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の五によるものとし、法第六十八條第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

（人の出入り等の管理が行われている区域）

第十一條 令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一條第二項第二号に規定する管理区域とする。

〔電磁的記録媒体による手続〕

第十二條 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

〔一・二 同上〕

別記様式第 1（第 2 条の 10 の 2 関係）

別記様式第 1（第 2 条の 10 の 2 関係）

合併（分割）認可申請書

〔同上〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十五条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

〔同上〕

合併又は分割の時期	年 月 日
使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事	

注 〔略〕

備考 〔一・二 略〕

3 この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第 2 条の 10 第 1 項に規定する書類を、それらの書類の一覧とともに添えること。  
〔4 号 略〕

〔様式や型等〕

〔様式や型等〕

〔様式や型等〕

別記様式第 2（第 10 条関係） 〔略〕

合併又は分割の時期	年 月 日

注 〔同上〕

備考 〔一・二 同上〕

3 この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第 2 条の 10 の 2 第 1 項に規定する書類を、それらの書類の一覧とともに添えること。  
〔4 号 同上〕

別記様式第 1 の 4（第 10 条関係） 〔略〕

別記様式第 1 の 5（第 10 条関係） 〔略〕

別記様式第 2（第 10 条関係） 〔略〕

別記様式第 3（第 12 条関係） 〔同上〕

# 品質管理基準規則について

5

- 人と環境へ与える影響度の低い施設については、品質保証体制を構築する上で、最も厳しい要求である組織的な独立に対してグレーデッドアプローチを適用した。内部監査員及び検査員に組織的な独立は求めないこととした。
- 極めて少量の核燃料物質を使用する者である使用者(令第41条非該当)には、マネジメントレビュー、内部監査、品質方針、品質目標などの組織的なQMS活動は求めず、個別業務の改善活動と安全文化のみを求めることとした。

## 1. 核燃料施設等へのグレーデッドアプローチの適用

人と環境への影響度	高	低	極低
	重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されている施設	重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない施設	
事業者へ求める独立性の程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査の独立性</li> <li>組織的な独立を求める。</li> <li>内部監査の独立性</li> <li>組織的な独立を求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査の独立性</li> <li>組織的な独立を求めない。</li> <li>内部監査の独立性</li> <li>組織的な独立を求めない。</li> </ul>	個別業務の PDCA と安全文化のみ求める。
対象施設(参考)	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電用原子炉施設</li> <li>再処理施設</li> <li>加工施設(原燃 MOX)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工施設(ウラン(原燃工など))</li> <li>試験研究用等原子炉施設</li> <li>使用済燃料貯蔵施設</li> <li>廃棄物埋設施設</li> <li>廃棄物管理施設</li> <li>製錬施設</li> <li>使用施設(令第41条該当)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用施設(政令第41条非該当施設)</li> <li>核原料物質の使用に係る施設</li> </ul>



# 品質管理基準規則について

## 2. 品質管理基準規則の関連条文

### 第四条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)

「品質管理基準規則」	「品質管理基準規則」の解釈	補足説明
<p>第二章 品質マネジメントシステム (品質マネジメントシステムに係る要求事項) 第四条</p> <p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次の事項を適切に考慮しなければならない。</p> <p>一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p>	<p>第二章 品質マネジメントシステム 第4条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。</p>	

## 2. 品質管理基準規則の関連条文

### 第四十六条 (内部監査)

「品質管理基準規則」	「品質管理基準規則」の解釈	補足説明
<p>第六章 評価及び改善 (内部監査) 第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。</p> <p>一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>二 実効性のある実施及び実効性の維持</p>	<p>第六章 評価及び改善 第46条 (内部監査) 1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。</p>	

# 品質管理基準規則について

## 2. 品質管理基準規則の関連条文

### 第四十八条（機器等の検査等）

「品質管理基準規則」	「品質管理基準規則」の解釈	補足説明
<p>第六章 評価及び改善</p> <p>(機器等の検査等)</p> <p>第四十八条</p> <p>5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。</p> <p>6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p>	<p>第6章 評価及び改善</p> <p>第48条（機器等の検査等）</p> <p>2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</p> <p>3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、「使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。</p> <p>4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。</p>	<p>第十九条第四号より「使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）</p>

## 2. 品質管理基準規則の関連条文

### 第五十四条（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制）

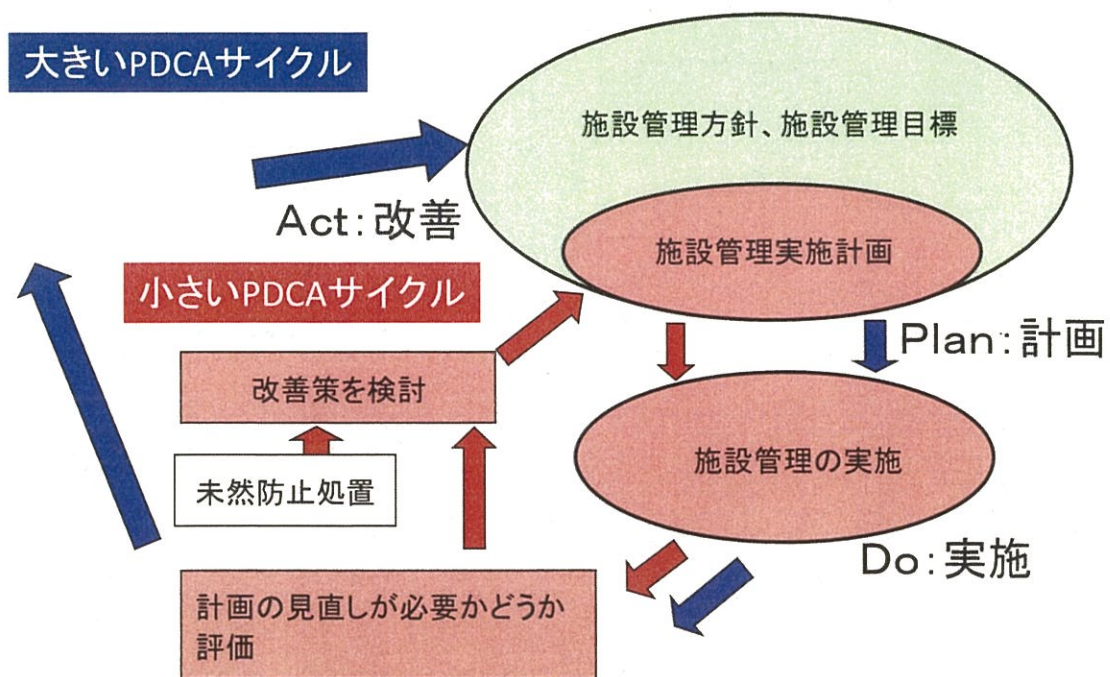
「品質管理基準規則」	「品質管理基準規則」の解釈	補足説明
<p>第七章 使用者に関する特例</p> <p>(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)</p> <p>第五十四条 使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。</p> <p>二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。</p>	<p>第七章 使用者に関する特例</p> <p>第54条（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制）</p> <p>1 第2項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第10条1を準用する。</p> <p>第10条（原子力の安全の確保の重視）</p> <p>1 第10条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。</p>	

# 施設管理について

表1：事業規則における施設管理の条項の概要

施設管理の条項	
第1号	施設管理方針
第2号	施設管理方針（廃止措置中）
第3号	施設管理目標
第4号	施設管理実施計画及び実施
イ	施設管理実施計画の始期及び期間に関すること
ロ	設計及び工事に関すること
ハ	巡視に関すること（施設の保全のために限る）
ニ	点検、検査等の方法、実施頻度及び時期に関すること
ホ	工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保ための措置に関すること
ヘ	設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること
ト	への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき措置（未然防止処置含む）
チ	施設管理に関する記録に関すること
第5号	方針、目標及び計画を、次に掲げる期間ごとに評価すること
イ	施設管理方針及び目標は、一定期間
ロ	施設管理実施計画は、前号イに規定する期間
第6号	前号の評価の都度、速やかに方針、目標及び計画に反映すること…改善
第7号	特別な保全計画（長期停止中など特別な状態にある場合）

## 施設管理の構成（イメージ）



原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、

保安のための措置等に係る運用ガイド

目 次

I. 目的.....	2
II. 使用前事業者検査又は使用前検査.....	3
III. 定期事業者検査.....	5
IV. 品質マネジメントシステム.....	14
V. 放射線管理.....	15
VI. 施設管理.....	16
VII. 設計想定事象等に係る保全に関する措置.....	23
VIII. 運転等の管理.....	24
IX. 運搬、貯蔵及び廃棄.....	25
X. 定期的な評価.....	25

令和 年 月  
原子力規制委員会

## I. 目的

原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく、保安のために必要な措置のうち原子力施設の施設管理並びに使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査の適正な実施のため、表1に示す原子力規制委員会規則各条項に基づく法第57条の8の原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、**使用前検査**、保安のための措置等の運用について定めることを目的とする。

なお、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、**使用前検査**、保安のための措置等に係る要件の技術的内容は、このガイドに限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するものと判断するものである。

## II. 使用前事業者検査又は使用前検査

### 1. 使用前事業者検査又は使用前検査の実施

第1号から第3号までに規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）、核燃料物質の使用の許可（以下「使用許可」という。）、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準に加えて、検査体制、記録方法等をあらかじめ第2項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。

また、**実用発電用原子炉施設**（以下「実用炉施設」という。）では、検査対象となる**構造物、系統、設備、機械又は器具**（以下「機器等」という。）ごとに**対応する技術基準の条項ごとの要求事項及び設工認に記載される機器等の仕様を整理し、これらに留意して検査の方法を設定する必要がある（別記1）。**

#### (1) 第1項第1号に規定する方法

第1号に規定する「構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法」には、表4-1から表4-3までに示す材料検査、寸法検査、外観検査、非破壊検査、漏えい検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。なお、溶接に係る**使用前事業者検査及び使用前検査**（以下「**使用前事業者検査等**」という。）の方法は、表4-2に示す事項（溶接施工法に関する検査及び溶接士の技能に関する検査に係るものに限る。）をあらかじめ確認した後、表2に示す規則の「**材料及び構造**」に定める**溶接部（耐圧部分の溶接部及び主要な耐圧部の溶接部を含む。）**に対して、表4-2に示す溶接施工した構造物に対する検査に係る検査の方法等に留意して設定する必要がある。また、燃料体に係る**使用前事業者検査の方法**は、燃料体の加工の工程を考慮し、表4-3に示す検査の方法に留意して設定する必要がある。

#### (2) 第1項第2号に規定する方法

第2号に規定する「機能及び性能を確認するために十分な方法」には、表4-1に示す特性検査、機能・性能検査及び総合性能検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。

#### (3) 第1項第3号に規定する方法

第3号に規定する「**その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法**」（**使用施設等**にあっては、「**その他使用施設等が法第55条の2第2項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法**」）には、**設工認**における**工事計画**で定められた仕様（**使用施設等**の場合は、**使用許可の記載事項及び技術基準**）、**基本設計方針**等に適合するように施工されているかどうかを確認できる方法であることが必要である。また、第1号及び第2号の方法では確認できないものについて、**施工管理**等の状況も含めて**確認できる方法**であることが必要である。

**設工認**のうち「**基本設計方針**」については、**技術基準**の要求を満たすための**基本的な方針**が定められており、**機器等**の仕様等のハード面だけでなく、**品質マネジメントシステム**との関連、**事業者活動や運用**等のソフト面の方針も記載されている**必要がある**。「**基本設計方針**」に対する**使用前事業者検査の適合性確認**においては、**機器等**の仕様等に対する**要求事項**に加え、**設計、工事、事業者検査等**の**保安活動**に対する**要求事項**についても適合していることが確認されている必要がある。この際、**技術基準の要求事項が整理され、設計から工事及び使用前事業者検査**までの各プロセスにどのように反映されているのかを明確にしておく必要が

ある。

設工認のうち「品質マネジメントシステム」及び使用許可のうち「品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（以下「品質マネジメントシステム等」という。）については、原子力施設の設置から廃止までの保安のための業務に係る一連の品質管理に必要な体制を管理する仕組みを明確に定め、当該記載に従って施工及び検査のPDCAサイクルに係る保安活動が行われることが記載されている。この「品質マネジメントシステム等」に対する使用前事業者検査等の適合性確認においては、上述のPDCAサイクルが確実に機能しているかについても確認されている必要がある。

## 2. 使用前事業者検査等の結果の記録

II. 1. に記載している検査の時期、対象、方法その他必要な事項をあらかじめ定めた検査実施要領書に基づき使用前事業者検査等を実施した結果について、第1項に掲げる事項を記載した使用前事業者検査成績書等を作成し、第2項に従い記録の保存を行うものとする。

## 3. 溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示

溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示については、許認可事項に従っていること及び技術基準に適合することが確認された上で、全ての検査が終了したときに当該検査に係る原子力施設であって溶接をするもの又は溶接をした原子力施設であって輸入したものの容器又は管ごとに容易に消えない方法で付すことが必要である。

## III. 定期事業者検査

### 1. 定期事業者検査の実施時期

#### (1) 原子力施設の運転等を停止して行う検査（第1項及び第2項）

原子力施設の運転等（原子炉の運転及び設備の操作をいう。以下同じ。）の停止時に実施する必要がある機器等の分解検査（III. 2. (1) ①に記載の方法に相当）、その後の機能・性能検査等（III. 2. (1) ②に記載の方法に相当）及び設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定（III. 2. (2)に記載の方法に相当）については、実用炉施設の場合にあっては、第1項の表上欄に掲げる発電用原子炉施設に応じた同表下欄に掲げる時期ごとに、研究開発段階発電用原子炉施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き13月を超えない時期ごとに、その他の原子力施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き12月を超えない時期ごとに行う必要がある。

第1項の「運転が開始された日」及び「使用が開始された日」とは、新設又は増設工事に係る使用前確認証の交付日とし、同項中「定期事業者検査が終了した日」とは定期事業者検査報告書（III. 4. (1)に記載した報告書をいう。以下同じ。）において記載された定期事業者検査の終了日とする。

また、第1項の「判定期間」は、定期事業者検査において設定され、原子力規制検査において、技術基準に適合している状態を維持することが確認された一定の期間をいい、原子力規制委員会の告示で定められる。

なお、実用炉施設において、同一の工事又は事業所内の発電用原子炉（号機）間で共用されている発電用原子炉施設に係る定期事業者検査は、原則として、法第43条の3の9又は第43条の3の10の設工認の対象に位置付けられている原子力施設に係る定期事業者検査において行うものとする。

核燃料施設等のように、工程ごとに運転状態が異なる原子力施設においては、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切り、それぞれの範囲で実施時期を設定することができる。

#### (2) 原子力施設の運転等中に行う検査（第3項）

原子力施設の運転等時における原子力施設の保安の確保に支障を来さない機器等に係る検査において設定した一定の期間中技術基準に適合する状態を維持するかどうかの判定については、原子力施設の運転を停止して行う検査（III. 1. (1)）を行うべき時期より前に実施することができる。

具体的には、例えば実用炉施設においては、発電用原子炉の運転停止時に使用する必要がある燃料取扱装置、補助ボイラー等の機器等及び予備品等の発電用原子炉の運転とは関係しない機器等がこれに該当する。また、当該検査の実施の際に保安確保対策を講じることによって保安の確保が十分に図られる場合も、これに該当するものとするが、定期事業者検査報告書の記載事項である点検、検査等（以下「点検等」という。）を実施する際に行う保安の確保のための措置（III. 4. (2) ④エ）に当該保安確保策を記載する必要がある。

#### (3) 時期変更承認（第4項第1号及び第2号並びに第5項）

第1号に基づく定期事業者検査の実施時期の変更に係る承認は、その内容が次の各号に適合しているときは承認する。

①当該承認申請が第1回目の定期事業者検査に係るものでないこと。

②検査時期の変更による当該原子力施設の運転延長期間（以下単に「運転延長期

間」という。)が1月を超えるものでないこと。

③当該原子力施設において、法第62条の3の規定(発電用原子炉施設においては原子力発電工物に係る電気関係報告規則(平成24年経済産業省令第71号)第3条第1項の規定を含む。)に基づき原子力規制委員会に報告すべき事象(以下「法令報告事象」という。)が発生している場合にあっては、定期事業者検査の実施時期を変更することによってその是正処置の適切な遂行に支障を来すものでないこと。

④運転延長期間中、当該原子力施設の機能及び性能が、該当する定期事業者検査の判定基準を満足するものと評価できること。また、保安規定において認可を受けた運転期間の設定において評価されている制限値等を満足することが確認されていること。

第5項に規定する申請書の提出は、第1項に定める時期の2月前までに行うこととし、第6項に規定する原子力施設の使用の状況を記載した書類は、③及び④を満足することを説明するものとする必要がある。

## 2. 定期事業者検査の実施

### (1) 検査項目・手法(第1項)

第1号及び第2号に規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準に加えて、検査体制、記録方法等をあらかじめ第6項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。

この「検査の時期」には、検査を行う際の保安規定で定める原子力施設の状態と各検査項目を行おうとする時期を記載するとともに、Ⅲ. 4. (2) ④の点検等の時期についても工程表等で明確にする必要がある。

#### ① 第1号に規定する方法

第1号に規定する「各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」とは、表4-1に示す分解検査及び開放検査、外観検査、非破壊検査、漏えい(率)検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。また、**実用炉施設**では、確認対象となる技術基準の条項に対応して、別記1の事項については、特に留意して検査の方法を設定する必要がある。

#### ② 第2号に規定する方法

第2号に規定する「機能及び作動の状況を確認するための十分な方法」とは、表4-1に示す特性検査、機能・性能検査、総合性能検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。また、**実用炉施設**では確認対象となる技術基準の条項に対応して、別記1の事項については、特に留意して検査の方法を設定する必要がある。

### (2) 判定方法(第2項及び第3項)

第2項に規定する判定方法、すなわち、「一定の期間」を設定し、その期間において技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法について、以下を踏まえた基本的な考え方及び一定の期間の設定に関する考え方を明確にし、その考え方によって定期事業者検査(設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定に係るものに限る。)を実施することが必要である。

### ○点検等の実施頻度の設定により機器等を維持する場合

Ⅲ. 4. (2) ④点検等の方法に記載される時間基準保全の方式(時間を基準に点検等の時期を定める方式をいう。以下同じ。)としている点検等については、その実施頻度の設定において、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる期間中に点検等を行うように考慮されている。このため、点検等の実施頻度を「一定の期間」とみなすことができる。

### ○機器等の劣化等の程度を定量的に評価して判定する場合

機器等の劣化及び特性変化を定量的に評価し判定する検査については、当該検査の実施頻度にかかわらず、当該評価で判定に考慮する期間を一定の期間とする必要がある。

また、一定の期間の設定においては、第3項に考慮すべき事項が規定されており、同項に掲げられている事項のうち一又は二以上の事項を知見として収集する必要がある。さらに、当該機器等を構成する部品ごとに経年劣化事象を考慮した上で、時間依存性のある劣化事象により技術基準に適合しなくなる前に点検等を行うとの観点で、施設管理の重要度を踏まえて、点検等の実施頻度を決定するための主要部位を抽出し、抽出した主要部位に対して、第3項各号に掲げられている事項を考慮して、以下に示す分類ごとの評価の考え方を踏まえる必要がある。

#### ・点検等及び取替結果の評価(Ⅵ. 5. のii、同項第1号の劣化の有無に相当)

想定される劣化事象に対する設計上の考慮がなされており、過去の点検等又は取替実績で有意な劣化が認められない場合には、当該部位についての実施頻度には影響がないものと評価できる。ただし、点検等の実施頻度の設定において定量的な根拠とはならないことから、その後の機器等の点検等において変更後の点検等の実施頻度においても有意な劣化がないことを確認する必要がある。

#### ・劣化トレンドによる評価(Ⅵ. 5. のii、同項第1号の劣化の傾向に相当)

設計上特定の劣化事象の発生を想定している場合又は過去の運転実績若しくは点検等若しくは取替実績で有意な劣化傾向が認められている場合には、取替実績等から得られる劣化トレンドから劣化の進展を評価し、変更後の機器等が次回行う点検等までに機能が維持されることを評価する。

#### ・施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究成果による評価(Ⅵ. 5. のvi、同項第2号に相当)

耐久性に関する研究成果、メーカー推奨等により、変更後の機器等の点検等の実施頻度での使用に対して耐久性があるとの知見が得られていることを評価する。

#### ・類似する機器等の使用実績による評価(Ⅵ. 5. のv、同項第3号に相当)

類似する機器等において、変更後の点検の実施頻度以上の頻度での運転実績があり、かつ、点検等の実施頻度を決定する主要部位の劣化に起因する故障が生じていないことを評価する。なお、評価に当たっては、想定される劣化事象に係る要因を踏まえ、使用材料及び使用環境を考慮して類似性を確認する必要がある。

## 3. 定期事業者検査の結果の記録

Ⅲ. 2. (1)に記載している検査実施要領書に基づき定期事業者検査を実施した結果について、第1項に掲げる事項を記載した定期事業者検査成績書を作成し、第2項に従い記録の保存を行うものとする。

#### 4. 定期事業者検査の報告

##### (1) 定期事業者検査の報告書の記載事項（第2項）

第3号の原子力施設の種類については、特に、原子力施設の一部について実施することとしている場合は、当該定期事業者検査の期間で検査対象としている原子力施設範囲を記載する必要がある。なお、実用炉施設において、同じ原子力施設内の複数の発電用原子炉（号機）の設備を共用している場合において他の発電用原子炉（号機）の設備において検査対象として管理しているものは当該号機で検査対象の原子力施設として記載を要さない。

「検査開始予定日」とは、原則として、検査対象とする原子力施設の運転等を停止する日（発電用原子炉施設においては発電機を解列する日。以下同じ。）とする。ただし、故障等により原子力施設を停止したこと等により、原子力施設の運転等を停止した日より後に定期事業者検査を実施することとした場合においては、この限りではない。

第4号の「検査の実績又は予定の概要」には、当該定期事業者検査の期間で実施し、又は実施することとしている定期事業者検査の項目を記載するとともに、検査の実績については当該検査項目ごとの終了日を記載する必要がある。

##### (2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項（第3項）

###### ① 定期事業者検査の計画（第1号）

○定期事業者検査に係る工程

計画している工程として、定期事業者検査の開始から終了までの一連の工程、各予定日（実用炉施設においては、開始については発電機の解列日並びに終了については発電用原子炉の起動日及び発電機の並列日を含む。）並びに定期事業者検査の項目ごとの検査の実施時期（前回の定期事業者検査終了以降、当該定期事業者検査開始までに実施した検査（先行実施検査）がある場合は、その旨を明示。）を記載する必要がある。

○当該定期事業者検査期間中に実施する工事

定期事業者検査の工程に直接影響する工事について、その概要を記載すること。また、定期事業者検査の結果に伴い発生する工事があらかじめ想定される場合は、その旨を記載すること。

○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目

定期事業者検査の全ての検査項目を明示した上で、それぞれの検査項目について、以下の事項を記載する必要がある。

- ・当該定期事業者検査の期間中における実施の予定の有無及びその理由（施設管理の目標、施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）で定めている実施頻度に基づくものか又はこれ以外の状況によるものか等）
- ・前回の定期事業者検査から、定期事業者検査の項目、保全方式、実施頻度及び検査範囲等の内容を変更した場合にはその旨
- ・長期施設管理方針の反映として実施し、又はこれを考慮することにより内容を変更するものか否か

○前回の定期事業者検査からの変更点

前回の定期事業者検査の結果等を踏まえて今回の定期事業者検査に反映した事項等について、定期事業者検査全体を概括して記載する必要がある。ここで、前

回の定期事業者検査の結果等には、当該原子力施設についてのこれまでの運転経歴、国内外におけるトラブル事例等を含むものとする。

###### ② 施設管理目標（第2号）、施設管理実施計画（第3号）及び定期事業者検査の判定方法（第4号）に係る記載の対象範囲

施設管理実施計画及び定期事業者検査の判定方法に記載する事項は、技術基準が適用される設備又は設工認に記載されている設備若しくは施設管理の重要度が高い系統に属する設備について記載する必要がある。

###### ③ 施設管理目標（第2号）

VI. 3. において記載している「プラントレベルの指標」及び施設管理の重要度が高い系統の「系統レベル」の指標について、①指標、②指標ごとの具体的な目標値を記載する必要がある。

###### ④ 施設管理実施計画（第3号）

ア. 施設管理実施計画の始期及び期間（イ）

VI. 4. ア. において記載している計画の始期及び期間として設定しているものを記載する必要がある。

イ. 点検計画（第3号ハのうち点検等に関する事項）

VI. 4. エ. において記載している点検等の計画として、点検等の方法、実施頻度及び時期を記載することが必要である。

○記載すべき点検の範囲及び単位

点検等を実施する機器等又は系統ごとに、点検項目を記載する必要がある。このうち、以下のいずれかに該当する点検については、点検方法として適切な単位に分けて記載する必要がある。

- ・定期事業者検査に係る点検等
- ・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等
- ・定期事業者検査の都度性能維持のための措置を伴う点検等
- ・定期事業者検査に係る点検等の実施頻度より低い実施頻度で行う点検等であって、性能維持のための措置を伴うもの（特に、第7号の定期事業者検査での判定における一定の期間の変更において考慮した事項を記載した書類を提出した以降においては、当該書類において評価対象とした劣化事象に対する性能維持のための措置を伴う点検等は漏れなく記載する必要がある。）

これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等、簡易な記載とすることができる。ただし、この場合であってもまとめた点検等の最短の実施頻度を明示する必要がある。

○点検等の方法

点検等の方法としては、点検等を行う機器等又は系統の施設管理の重要度を踏まえて、時間基準保全、状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式）、及び事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とすることを明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容が明確となるように記



載する必要がある。

状態基準保全の方式とする点検等については、状態監視データの採取方法も記載する必要がある。

また、定期事業者検査の項目を付記するとともに、「定期事業者検査の実施」に係る規定の第1項各号に掲げる方法で行っているかどうかを示すため、各号との関係を明確にする必要がある。

#### ○点検等の実施頻度

時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、点検等を行う間隔（月、年、運転・保全サイクル等）を記載する必要がある。また、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度を記載する必要がある。

点検等の結果及び設計上機器等の交換が推奨された時期を踏まえ、定期に機能・性能の回復を図るために行う修理、取替等の工事についても、実施頻度（工事を行う間隔：月、年、施設管理実施期間等）を記載する必要がある。

#### ○点検等の時期

時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状態として、実用炉施設については発電用原子炉の運転の停止中、発電用原子炉の起動後の検査期間中、及び発電用原子炉の運転中（通常運転時の総合的な性能に関する検査が終了していない期間を除く。）のいずれかの区別を記載する必要がある。核燃料施設等については、施設全体の運転状況を踏まえて、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切っている場合にはそれぞれの範囲の検査時期が明確になるよう記載する必要がある。

#### ○点検計画の策定範囲

原子力規制委員会の内規（別記1で記載しているものを除く。）に従い実施する点検等及び長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等の計画については、これらの点検等以外の点検等とは区別して点検計画を記載する必要がある。その際、当該点検等の進捗状況を把握するため、点検実績についても付記する必要がある。

#### ○計画期間中における点検等の実施状況等

各点検等の項目について、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中での実施の有無、実施数等を参考資料として添付する必要がある。

その際、複数の運転・保全サイクルにわたって行う点検項目については、それぞれの運転・保全サイクルでの具体的な点検箇所数その他点検の実施状況を示すデータを記載する必要がある。特に、実用炉施設において、技術基準規則第18条及び第56条に定める基準への適合性を確認するために行う検査については、対象とする箇所が多いため、これ以外の点検等とは区別して記載する必要がある。

なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。

#### ウ. 工事の計画（第3号ロ及びニのうち工事に関する事項）

当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の保安のための工事について、方法及び時期を記載する必要がある。

#### ○工事の範囲及び単位

範囲としては、以下のいずれかに該当する工事について、記載する必要がある。

- ・設工認の対象となる工事
- ・設備の信頼性の維持又は向上を図るために行う工事であって、その後の点検等の方法、実施頻度及び時期が変更となるもの
- ・長期施設管理方針を踏まえて実施する工事
- ・それまでの点検等の有効性の評価結果を踏まえて実施する工事
- ・NRA指示文書又は指導文書に基づき実施する工事
- ・施設管理の重要度が高い設備の工事
- ・使用前事業者検査又は使用前検査の対象となる工事（設工認の対象となる工事を除く。）

#### ○工事の方法

工事の方法としては、工事を実施する機器等又は系統ごとに、実施理由を明確にした上で、工事の実施内容及びその適切性を示す根拠（学協会規格等）を記載する必要がある。

設工認の対象となる工事については、当該工事の審査において適切性を確認することから、設工認の対象となる工事である旨の記載のみで足りる。

また、予防保全を含め工事を計画する際には、施工部周辺への影響の評価及び施工後における当該影響範囲の健全性確認についても、必要に応じて記載するものとする。

#### ○実施理由の明確化

NRA指示文書又は指導文書に基づき実施する工事及び長期施設管理方針を踏まえて実施する工事については、これら以外の工事とは区別できるようにその旨を記載する必要がある。

さらに、参考資料として、点検等も含めて、長期施設管理方針の項目ごとに、長期施設管理方針に基づく活動の全体像が把握できるよう、対象としている機器等又は系統名、部位と経年劣化事象、活動項目、実施時期、当該施設管理実施計画期間中における実施の有無及び進捗状況等を記載した資料を添付する必要がある。

なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。

#### ○工事の時期

工事の時期としては、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画期間中のみの実施か、又は、複数の施設管理実施計画期間中にわたって継続的に実施するものかの区別を記載する必要がある。さらに、発電用原子炉については運転中・停止中の区別を記載する必要がある。また、エ. に定めた事項についても記載する必要がある。

#### エ. 点検等の計画及び保安の確保のための措置（第3号ハ及びニのうち点検に関する事項）

点検等の工程に応じて、特に原子力施設の運転等の停止時において、当該工程における原子力施設の状況、遵守すべき運転上の制限及びその遵守のための

具体的な計画を記載する必要がある。さらに、定期事業者検査以外の安全上重要な点検等を抽出し、保安の確保上注意すべき事項を記載する必要がある。

なお、上述の計画は報告時点のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。

※エの趣旨は、定期事業者検査のため停止していた沸騰水型原子炉において、制御棒駆動水圧系の点検等の作業中に、想定外の制御棒の引き抜きが起きたことを踏まえたものである。

#### ⑤定期事業者検査の判定方法（第4号）

Ⅲ. 2. (2)に記載している考え方を記載するとともに、定期事業者検査項目ごとの一定の期間について記載する必要がある。

ただし、実施頻度を一定の期間とみなす点検等については、その実施頻度は点検計画に記載されていることから、原子力施設の運転等を停止して実施する必要がある点検の実施頻度のうち、最短のものを記載すればよい。

#### ⑥施設管理目標又は施設管理実施計画の評価の結果（第6号及び第4項）

○評価に用いた情報ごとの記載

施設管理目標及び施設管理実施計画について、経年劣化事象を考慮した上で、少なくともⅥ. 5.に記載の情報を収集すべき項目ごとに評価に用いた情報が特定できるように評価した結果を記載する必要がある。

特に、i. 施設管理目標の監視結果については、目標値と実績値（評価に用いる監視結果の範囲（評価期間）を付記すること。）の比較表を添付する必要がある。また、長期施設管理方針に基づき実施した研究結果、評価結果等については、その旨を明示して記載する必要がある。

○評価の結果を反映して計画を変更した内容の記載

上記の情報を基に評価した結果、施設管理目標又は施設管理実施計画を変更した場合には、評価に用いた具体的な情報の概要、評価内容、反映した内容及び変更した点検等に関連する定期事業者検査について記載する必要がある。

なお、点検等の実施頻度を変更する場合においては、Ⅲ. 2. (2)の一定の期間の設定において考慮すべき事項について、以下の分類に従い、各事項を整理して記載する必要がある。

- ・点検等及び取替結果の評価
- ・劣化トレンドによる評価
- ・研究成果等による評価
- ・類似機器等の使用実績による評価

また、定期事業者検査での判定における一定の期間の変更を行う場合においては、第7号の書類に詳細に記載している点検等についても、当該機器等に対する点検等の概要については記載し、点検等の全体像を記載する必要がある。

#### ⑦定期事業者検査での判定における一定の期間の設定及び変更において考慮した事項（第7号及び第5項）

定期事業者検査の判定における一定の期間の設定及び変更をした場合には、Ⅲ. 2. (2)に記載の考慮すべき事項について整理して、Ⅲ. 2. (1)又は(2)に記載の定期事業者検査の対象の原子力施設に係る点検等の実施頻度の妥当性を示す評価の内容を記載する必要がある。

○一定の期間を設定する際の評価内容の記載における留意事項

定期事業者検査が終了した日以降13月（発電用原子炉施設以外の原子力施設については12月）を超えない時期までを一定の期間として設定する場合には、Ⅲ. 2. (2)に記載している点検等及び取替結果の評価、劣化トレンドによる評価及び類似機器等の使用実績による評価に相当する事項として、当該原子力施設において報告時点以前10年間に時間依存性のある劣化事象により発生した法令報告事象に関して、再発防止対策が実施されていることを記載する必要がある。

○一定の期間を変更する際の評価内容の記載における留意事項

点検等の実施頻度を決定するための主要部位の抽出状況とともに、抽出した主要部位に対して、評価に用いた情報を、Ⅲ. 2. (2)に示す分類に整理した上で、当該部位に適用できることを示す必要がある。

○一定期間を変更する際の条件

評価の結果、設備改造等により一定の期間を変更する場合には、その設備改造等の内容とその妥当性を明確に記載すること。点検等の方法等の変更により一定の期間を変更する場合も同様とする。なお、これらの内容は、点検計画、設計及び工事の計画並びに保安規定に反映することが必要である。

#### ⑧特別な施設管理実施計画を定めた場合の対応

Ⅵ. 6に記載している特別な施設管理実施計画を定めた場合においては、主に④に記載している事項に大きな変更が生じるため、通常の計画から変更がある内容についてそれぞれの書類において記載して報告するものとする。

#### 5. 原子力施設の評価

実用炉施設において、第1項に規定している実用炉施設で技術基準規則第18条（第56条において準用する場合を含む。）の規定に係る評価が必要な亀裂等を確認した場合には、第2項の規定に従い評価を行うとともに、評価の結果を記録し、保存するとともに、原子力規制委員会に報告しなければならない。

本評価に係る活動については、Ⅵ. 4. カ. からク. までに位置付けられるものであり、その後の補修等も含め、施設管理に含めて適切に計画して対応する必要がある。

#### IV. 品質マネジメントシステム

原子力事業者等においては、原子炉の設置の許可又は事業の許可若しくは指定（以下「事業許可等」という。）を受けた時点で原子力事業者等としての責務を有する者となり、事業許可等において示した品質マネジメントシステムを具体化した保安規定に基づき、保安活動を行っていく必要がある。また、設計及び工事の計画においても事業許可等及び保安規定と整合した品質マネジメントシステムを定め、これに基づき設計及び工事に係る保安活動を行う必要がある。具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制、作業手順書等の位置付けを含めて整備して、可能な限り情報を収集して保安活動の改善による安全性の向上に努める必要がある。

なお、許可又は指定の基準の一つに「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び同規則解釈を制定し、これらに従って品質マネジメントシステムを確立し、運用する必要がある。

具体的な品質マネジメントシステムは、同規則第4条第2項に規定する事項（原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度など）を考慮し、保安活動の重要度に応じて、事業者自らが確立するものである。

また、品質マネジメントシステムは、原子力施設の状態（建設段階、供用段階、廃止措置段階等）や原子力事業者等の組織の構成などに応じて適切に見直し、各種の保安活動を原子力安全に対する重要度に応じて合理的に実現可能なものとし、適切な運用をしていけるよう改善していくことが必要である。

#### V. 放射線管理

##### 1. 管理区域への立入制限、放射性物質の汚染状況等の測定等

管理区域への立入制限等を行うに当たっては、管理区域の設定基準に従い区域を設定し、基準の範囲で維持されているかどうかを定期的に又は必要に応じて確認するため、放射性物質の汚染状況等の測定を行う必要がある、不必要な放射線業務従事者の被ばくを避けるため、当該測定結果について区域の入口等に掲示をするなどの措置が必要である。また、汚染が確認された場合には、汚染拡大防止のための措置が必要である。

管理区域へ出入りする職員、協力会社等に遵守させるべき事項、管理区域内において特別措置が必要な区域を設定する場合における採るべき措置等を定め、これらを遵守させる必要がある。

管理区域への出入管理、物品の持出し管理等を行い、管理区域から退出する場合等の表面汚染密度が基準値内であることを確実にする必要がある。

原子炉施設及び再処理施設については、保全区域を設定し、及び明示し、並びに保全区域について管理する必要がある。

周辺監視区域を設定し、及び明示し、並びに業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置を行う必要がある。

また、これらの放射線管理のための活動において使用する放射線測定器等について、校正等の管理を行うとともに、適切な方法で使用する必要がある。その際、第三者の確認等を含めた対応により、当該措置の信頼性を高めることが望ましい。

##### 2. 線量等に関する措置

放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置を講じるとともに、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA: as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理する必要がある。

## VI. 施設管理

### 1. 施設管理における各種活動（第1項）

原子力施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、原子力事業者等は施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を把握する各種の保安活動を実施する必要があり、当該保安活動を各原子力施設の事業規則において「施設管理」を意味している。施設管理には、「設計」、「工事」のほか、施設の状況を日常的に確認する「巡視」、設備等の劣化進展等の状態を把握するとともに正常な状態に保つための計画的な手入れ、潤滑油取替、部品交換等を含めた「点検」、設備等が所定の機能を有しているかを確認する「試験」、要求事項に適合しているかどうかを判定する「検査」などが含まれる。

施設管理に係る保安活動は相互に関連するものであり、それぞれに連携を図って実施していく必要がある。特に、その基礎となるものとして、要求事項と設計情報の関係性を整理した資料や設備等の実態が確認できる資料（以下「設備図書」という。）の整備が重要である。

### 2. 施設管理方針（第1項第1号及び第2号）

原子力施設における安全確保については、事業許可等の際に基本的な設計の方針などの設計要求が事業許可等に規定されており、さらに表2に示す原子力規制委員会規則及び同規則の解釈に適合するように原子力施設を維持するため、これらの規制要求事項を体系的に整理し、具体的な計画を立てて活動していくことが重要である。また、規制要求事項としては、事業所外運搬や事業所外廃棄のほか、廃止措置段階においては廃止措置計画の作成などの各種の原子力規制委員会規則等に基づく措置があり、他法令も含めて整理する必要がある。

また、原子力施設に対する要求事項としては、上述の安全確保のための規制要求事項に加えて、廃止措置実施方針の記載事項となっている廃止措置における解体撤去作業の容易化、放射性廃棄物発生量の最小化などの設計上の考慮や、原子力施設の利用に当たっての考慮など、原子力事業者等が設定する事項もあり、これら一連の事項について、それぞれの位置付け等を明確にしつつ、全体的に整合を取って取り組むようこれらの間の関連性を整理する必要がある。

点検等においては経年劣化事象<sup>\*1</sup>による劣化の有無及び傾向を監視できるように、また、劣化の程度に応じて性能維持のために適切に補修又は取替工事が行えるように、設計上の配慮をすることが重要である。さらに、点検等においては異常影響緩和に係る設備等において偶発的な故障が発生した際の検知性についても配慮し、全体的な管理体制を構築することが重要であり、これらの視点と対処方針については、各種施設管理に係る保安活動の相互の関連性及び連携並びにこれらの基礎となる設備図書の整備に係る活動方針とともに、施設管理方針として整理する必要がある。

また、原子力施設全体を一体として管理していく必要がある一方で、対象となる設備等と対応する作業が非常に多いことから、設備等及び作業の重要度を踏まえて管理の程度を仕分けするなど、資源の適正配分と安全上重要な事項についての配慮が確実になされるための方向性を施設管理方針として整理する必要がある。

※1 表3に示す傾向監視が可能な経年劣化事象及び日本原子力学会日本原子力学会標準「原子力発電所の高経年化対策実施基準：2008」（AESJ-SC-P005：2008）附属書Aの規定により特定される経年劣化事象並びに応力腐食割れ（塩化物による貫粒型応力腐食割れを含む。）、高サイクル疲労、異物付着、固着等の事象を含むものであって、最新の科学的知見、運転経験等を踏まえたもの。

### 3. 施設管理目標（第1項第3号）

施設管理方針に従って実施する施設管理に係る保安活動について、その達成状況を明確にして施設管理の有効性を監視し、及び評価するため、プラントレベルの指標（原子力施設全体の保全が確保されているかを監視し、評価するための指標）、施設管理の重要度が高い系統<sup>\*2</sup>の系統レベルの指標を設定し、指標ごとの具体的な目標値を定める必要がある。

なお、系統レベルの指標を設定しない系統については、プラントレベルの指標によって施設管理の有効性を監視し、及び評価することをもって足りる。

施設管理目標は、主に運転段階の原子力施設における維持管理の有効性として、原子力施設の機能維持の状態を示す指標を念頭に置いているが、設計建設段階においては工程管理の中で達成すべき機能確保の状況を監視するなど、施設状況に応じて創意工夫が図られるべきものである。

※2 「施設管理の重要度が高い系統」とは、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度の高い系統が該当するものとする。実用炉施設においては、①重要度分類指針においてクラス1及びクラス2に分類される機能を要する系統、及び②技術基準において重大事故等クラス1から重大事故等クラス3までに分類される機能を要する系統を原則とする。ただし、確率的リスク評価から得られるリスク情報及び運転経験等を考慮して、具体的な個別の機器等、系統に対して、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度を検討し、原子力施設ごとに定めることができる。

### 4. 施設管理の実施に関する計画（第1項第4号）

施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。

#### ア. 計画の始期及び期間（第4号イ）

##### ○設計建設段階の原子力施設

設置又は変更の工事の工程に応じて、次期の計画の期間に移行するに際してそれまでの施設管理に係る保安活動の評価を行うことが必要な時期を踏まえて設定する必要がある。具体的には、工事着手前の設計に係る期間と、工事着手後の施工、点検、検査等に係る期間を区分するほか、工事期間において一部の設備等を長期に使用する場合には当該期間を区分して部分的に使用開始後と同様の施設管理に係る保安活動を追加するなどが考えられる。

##### ○使用開始後の原子力施設

施設管理実施計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日を、施設管理実施計画の期間はその後（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間として設定する必要がある。ただし、廃止措置計画に規定する廃止措置の工程の終了間近であって、定期事業者検査の必要がない場合にあっては、廃止措置の終了までの期間とすることができる。

#### イ. 設計及び工事の計画及び実施（第4号ロ）

施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等を明確にする必要がある。なお、設計及び工事は長期間を要することも多く、施設管理実施計画の期間を超える

ものについては、設計及び工事の全体工程を明確にしつつ、**施設管理実施計画**の期間内で実施する事項について特に明確にしていくものとする。

設計及び工事の計画については、使用開始後では、要求事項の変更を受けて行うもののほか、点検等の結果から機能を回復するために行うもの、他の原子力施設及び**原子力施設以外**の運転経験等も含めて予防保全として行うものなどが考えられ、経緯、理由等を整理した上で計画していくことが重要である。

設計時には、対象となる設備等が周囲の設備等へ悪影響を及ぼすことがないよう配慮しつつ、要求事項に適合していることを検査で検証できるよう、工事の方法に加えて、点検等の方法、時期等についても検討する必要がある。その際、採用する施工方法に応じて、施工前に施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響の範囲の健全性について適切に確認することについても検討する必要がある。また、オ.に記載している工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置と合わせて検討し、安全が確保された中で、点検等及び工事が実施できるよう設計上の配慮がなされる必要がある。

工事の実施においては、あらかじめ要領書等を定め、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映されるよう体制を整備する必要がある。

また、原子力施設の安全確保には設備等の実態を把握することが基礎となることから、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認していく必要がある。

#### ウ. 巡視の計画及び実施（第4号ハ）

原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保全に従事する者が毎日1回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合<sup>※3</sup>には毎週1回以上）の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。

また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。

※3 第一種廃棄物埋設施設及び第二種廃棄物埋設施設に係る巡視の場合を含む。

#### エ. 点検等の計画及び実施（第4号ニ）

点検等（**使用前事業者検査**、**使用前検査**及び**定期事業者検査**に係るものを含む。）について、方法、実施頻度及び時期を、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る要領書等によって、あらかじめ定める必要がある。

点検等は、工事対象の設備等の使用を開始する前に実施するもの（以下「**使用前点検**」という。）と、使用開始後の機能の維持のために実施するもの（以下「**使用中点検**」という。）に区分し、全体の計画を策定する必要がある。使用前点検については、II.において記載している**使用前事業者検査等**に対する要求事項も踏まえて、使用中点検については、III.において記載している**定期事業者検査等**に対する要求事項も踏まえて、それぞれ計画し、実施することが必要である。

#### ○点検等の範囲

点検等を実施する機器等又は系統ごとに、以下の視点を踏まえて点検方法として適切な単位で計画することが必要である。

- ・使用前事業者検査等又は定期事業者検査に係る点検等
- ・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等
- ・性能維持のための措置を伴う点検等

これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等簡易な扱いとすることができる。

#### ○点検等の方法

使用前点検の方法としては、設計事項が適切に具体化され、施工管理が適切になされているかどうかを確認できるよう検討することが必要であり、その上で要求事項に適合していることを確認するものである必要がある。また、使用前点検では、使用中点検で経年劣化の傾向を監視する上での初期情報を取得することも重要である。

使用中点検の方法としては、点検等を行う設備等の施設管理の重要度を踏まえて、①時間基準保全、②状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式）、及び③事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とするか<sup>※4</sup>を明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容を明確にする必要がある。

状態基準保全の方式とする点検等（時間基準保全の方式とする際に状態監視も合わせて行う場合の状態監視に係る点検等を含む。以下同じ。）については、状態監視データの採取の方法を明確にする必要がある。

各部の損傷、変形及び摩耗等による異常の発生の兆候を作用している状態で確認するための方法としては、**一般社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所の保守管理規程」（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）**に記載されている**設備診断技術<sup>※5</sup>**により異常の兆候を把握するなどの方法があり、これらを適切に実施していくことにより、設備の信頼性を向上させていくことが重要である。

【日本電気協会「原子力発電所の保守管理規程（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）」及び関連指針類に関する技術評価書（平成20年12月）】

また、検査の方法については、検査の独立性の確保の観点から、検査の判定に係る実施体制も含めて、検査の体系を具体的に整理する必要がある。要求事項に適合している状態が維持されていることを体系的に確認できるよう構成される必要がある。特に検査に係る**責任者及び要員は、当該検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う部門から判定に関して影響を受けないよう配慮<sup>(注)</sup>**する必要がある。また、思い込みによる確認漏れや人手不足などの資源不足による不十分な確認を是正できるよう留意して体制を整備し、実施していく必要がある。

なお、点検等の結果については、できる限り事後の検証が可能な方法とし、事後の検証が困難なものについては、**あらかじめ科学的・技術的に妥当性が検証され、要領書や手順書において明確化された工程、手順及び方法を用いて、透明性のある方法で実施し、これらの客観的な記録等を残すことが必要である。**

※4 時間基準保全としつつ、状態監視の点検実績を積み、劣化の傾向を把握していく方式もある。また、事後保全においては、適切な時期に機能喪失が発見できるように巡視及び点検等を計画する必要がある。

※5 具体的には、日本電気協会電気技術指針「原子力発電所の設備診断に関する技術指針一回転機械振動診断技術」（J E A G 4 2 2 1 - 2 0 0 7）等の指針に診断方法が取りまとめられているものがある。

(注) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該**使用前事業者検査等**の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に**使用前事業者検査等**を実施させることができる。

#### ○点検等の実施頻度

実施頻度としては、使用中点検について、使用前点検の実施時期を始点として実施頻度を定め、予防保全である時間基準保全及び状態基準保全の方式については、経年劣化事象を考慮の上、所定の機能を発揮できなくなる前に点検等を行うように実施頻度を設定する必要がある。

そのため、時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については点検等を行う間隔（月、年、運転・保全サイクル等）、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度とする。

特に定期事業者検査に係る点検等については、Ⅲ. 2. (2)に記載とおり、一定の期間を設定し、また保全の有効性評価で見直しを検討する際に考慮する事項を踏まえて実施頻度を設定する必要がある。

#### ○点検等の時期

点検等の時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状態として、①停止中、②試運転段階、及び③運転中（試運転中を除く。）のいずれかに区別する必要がある。

#### ○点検等の計画及び実施に当たったの留意事項

計画した実施頻度の範囲内で点検等を実施していく必要があるため、過去直近の点検等の時期と当該点検等の実施頻度を踏まえて、次回の点検等の実施期限を明確にして、それまでに確実に点検等を実施するよう管理する必要がある。また、類似の設備等が多数あり、順次点検等していくこととしているものについては、実施時期に偏りがあった場合には、継続的な監視としての点検量が不足する期間が発生するおそれがあることから、全体として計画的に実施する必要がある。

巡視及び点検等の結果を踏まえ、機能の回復（予防保全を含む。）を図る場合には、できる限り、事前にその方法、体制等を検討し、機能回復後の点検等を含めて、手順等を明確にしておくことが重要である。その際、設計情報の変更を伴わず、取替工事にも該当しない軽微な作業であっても、機能の回復のために行う溶接などの作業について、施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響範囲の健全性を適切に確認することを含めて検討する必要がある。

#### オ. 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置（4号ホ）

工事及び点検等の工程に応じて、原子力施設の運転等の停止時<sup>※6</sup>を含めて、当該工程における原子力施設の状態、遵守すべき運転上の制限及びその遵守のための具体的な対策を計画し、施設管理に係る保安活動の実施に当たって保安を確保する必要がある。

なお、上述の計画は報告時点のものとし、工程の期間変更といった各工程における措置に変更がない場合には、報告の内容を変更する必要はないものとする。

※6 オ.の趣旨は、定期事業者検査のため停止していた沸騰水型原子炉において、制御棒駆動水圧系の点検等の作業中に、想定外の制御棒の引き抜きが起きたことを踏まえたものである。

#### カ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法（第4号へ）

設計の結果の確認及び評価においては、要求事項との対応関係を明確にし、要求事項を満たしているかどうかを検証することが必要であり、改善すべき事項が見つかった場合には設計の方法等の問題点を分析することが必要である。

工事の結果の確認及び評価においては、点検等で確認することになるが、点検等

の結果として工事の不備等が確認された場合においてその原因等を分析することが必要である。

点検等の結果の確認及び評価については、点検等においてあらかじめ設定した判定基準に基づき対応することになるが、その際、Ⅲ. 5.に記載の原子力施設の評価を含め、経年劣化の傾向が見られるものであって引き続き使用するものにおいては、その後の使用における経年劣化の進展を評価し、次回の点検等まで機能を維持することの評価が必要である。

#### キ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の結果を踏まえた処置（第4号ト）

施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価で特定された問題点等の原因を除去し、さらに類似の事象が発生しないよう施設管理に係る保安活動の方法、体制等を見直すとともに、改めて必要な措置を実施する必要がある。特に、点検等の結果として、設計段階や点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違があった場合には、設計の見直し等まで遡って検討するなど、必要に応じて施設管理に係る保安活動全体に是正処置及び未然防止処置を検討し、対応を図る必要がある。

#### ク. 施設管理に関する記録（第4号チ）

一連の施設管理に係る保安活動においては、要求事項との関連が明確となるように記録するとともに、判断根拠等の客観的事実も含めて、可能な限り事後の検証が可能な形で適切性を示せるようトレーサビリティを確保した記録を作成し、保存する必要がある。

#### 5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映（第1項第5号及び第6号）

施設管理方針及び施設管理目標の評価については、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の改善を検討する必要がある。

施設管理実施計画の評価については、4.ア.の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していくことが必要である。

特に、施設管理目標及び施設管理実施計画については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。

- i. 施設管理目標の監視結果
- ii. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績
- iii. トラブル等の経験その他の運転経験
- iv. 高経年化技術評価、安全性向上評価及び定期安全レビューの結果（該当する場合）
- v. 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ
- vi. リスク情報及び科学的知見

#### 6. 特別な施設管理実施計画（第1項第7号）

##### ○特別な施設管理実施計画が必要な場合

発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子力施設の施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、特別な施設管理実施計画を定め、実施する

必要がある。

相当期間とは、おおむね1年以上とする。特別な状態にある場合とは、比較的広範な機器等に対し追加的な点検等を実施する必要がある場合や設備全般に対する長期保管対策を実施する場合等とする。

○特別な施設管理実施計画の内容

特別な施設管理実施計画の内容としては、VI. 3. 及び4. の事項について、原子力施設の状況に応じて、適切な時期に点検等を行うことを定める必要がある。

特別な施設管理実施計画の始期及び期間は、原子力施設の状況に応じたものとして設定する必要がある。

新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合には、それまでの点検等の適切性の評価を行った上で、新たに計画した点検等の適切性の評価を行う必要がある。

また、通常の管理とは異なることが想定されるため、当該計画の実施に係る体制、記録管理等について検討し、定める必要がある。

7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映(第2項)

原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。

使用者(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号。以下「令」という。)第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。)の施設管理の例について参考を示す。

VII. 設計想定事象等に係る保全に関する措置

1. 設計想定事象等への対応の計画及び実施(第1号)

原子力事業者等は、事業許可等を受けるときにそれぞれの許可基準規則を踏まえて、原子力施設の各設備の位置付け(設計基準対象施設、重大事故等対処施設等)に応じて、原子力施設の設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊(以下「設計想定事象等」という。)に関して各設備が機能を維持できる設計とし、機能を維持するための措置を実施できるよう体制を構築しておくなどの対応が必要である。また、当該対応の中には、当該機能を維持することによって異常の発生を防止するもののほか、異常の発生が他の機能への影響を及ぼし事故等に拡大するなどを防ぐための対応、さらに事故等の発生に至った場合の対応など、各段階で適切に対応することが求められる。

2. 設計想定事象等への対応体制の維持(第2号)

1. の計画が実行可能な体制を維持するため、対応要員に対して適切な教育及び訓練を行う必要がある。特に重大事故等及び大規模損壊等に対する活動の体制のように施設の状況の維持に影響を与えるものについては、それぞれ毎年1回以上、訓練を実施し、確実に実行できる体制を維持する必要がある。

教育及び訓練の有効性については、品質マネジメントシステムに基づく評価及び改善において原子力事業者等で確認し、及び向上させていくことが求められる。

3. 資機材の管理等(第3号及び第4号)

対応に必要な資機材については、設備の機能維持と同様に、必要なときに使用可能な状態で配備し、及び保管しておく必要がある。

保管している資機材の機能維持については、施設管理の一環で管理することも考えられ、原子力事業者等の管理の体制を踏まえて管理の方法を定めておく必要がある。

その他、原子力規制委員会や周辺地方公共団体への連絡及び情報共有、敷地周辺での異常への対応など、関連して対応する事項についてもあらかじめ準備していく必要がある。

## VIII. 運転等の管理

### 1. 体制の整備（第1号から第5号まで）

原子力施設の運転等は、施設設計で想定した方法で行うとともに、必要な知識を有する者に行わせるよう、力量管理や体制整備等の対応を必要に応じて実施する必要がある。

### 2. 運転又は操作における遵守事項（第6号以降）

運転又は操作の開始時には、安全確保のために原子力施設の運転状態等を確認するとともに、設備等を使用している状態においては設備等の作動状態や待機設備の周辺機器等の状態などの原子力施設の運転状態等を確認する必要がある。発電用原子炉施設においては運転員の引継ぎ等も含めて確実にを行う必要がある。

特に、実用炉施設等においては、保安規定において運転上の制限を定め、定期的に又は必要に応じて設備等の状態を確認することが必要である。これは、事故故障等が発生した際に機能すべき設備等が、所定の状態を維持しているかどうかの確認であり、確認の方法としては、可能な限り対応すべき事故故障等が発生した状態を模擬し、その際に必要な性能が発揮できることを確認するものである必要がある。

これらの確認において必要な機能が確保されていることが確認できなかった場合には、原子力施設を安全な状態に移行させる措置を講じる必要がある。そのほか、警報が発生した場合などにおいて、安全を確保するために原子力施設の運転状態等を確認し、必要な対応を確実に行うことができるよう、対応措置を事前に整理して、運転員等が実施できるようにしておく必要がある。

また、運転又は操作を終了する場合にも、設備等が停止状態となり、停止中の体制に移行して問題ないかどうかを確認する必要がある。

## IX. 運搬、貯蔵及び廃棄

運搬や廃棄については、表1で記載している規則の条項では事業所内での活動を規定しているが、原子力事業者等に対しては、法第58条及び第59条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和53年総理府令第56号）」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）」において事業所外での運搬、廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認としては、表6に示す事項が含まれている必要がある。

貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。

これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。

また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。

## X. 定期的な評価

原子力施設の安全性の向上のための評価に係る届出の制度が法律上規定されていない原子力事業者等については、経年劣化等を考慮し、原子力施設に関する保安のための措置の内容を定期的に評価し、改善していくことを求められている。

本評価については、日常的には品質マネジメントシステムに基づき保安活動の評価及び改善が行われているべきものであり、品質マネジメントシステムに基づく仕組みの中での評価及び改善との関係を整理し、体系的に実施していくことも可能である。



表1 原子力事業者等における事業者検査及び保安のための措置に係る事業等ごとの規則名一覧表（規則名は付表）

	加工	試験炉	船舶炉	研削炉	実用炉	貯蔵	再処理	第一種廃棄物埋設	第二種廃棄物埋設	廃棄物管理	核燃料使用	核原料使用
使用前事業者検査の実施	第3条の4の2	第3条の2の3	第8条の3	第14条の2	第14条の2	第6条の2	第4条の2	第17条の2	-	第6条の2	第2条の2(使用前検査)	-
使用前事業者検査の記録	第3条の4の3	第3条の2の4	第8条の4	第14条の3	第14条の3	第6条の3	第4条の3	第17条の3	-	第6条の3	第2条の3	-
使用前事業者検査の表示	第3条の4の4	第3条の2の5	第8条の5	第14条の4	第14条の4	第6条の4	第4条の4	第17条の4	-	第6条の4	-	-
定期事業者検査実施時期	第3条の9	第3条の8	第13条	第51条	第55条	第12条	第7条の9	第26条	-	第12条	-	-
定期事業者検査の実施	第3条の10	第3条の9	第14条	第52条	第56条	第13条	第7条の10	第27条	-	第13条	-	-
定期事業者検査の記録	第3条の11	第3条の10	第14条の2	第53条	第57条	第14条	第7条の11	第28条	-	第14条	-	-
定期事業者検査の報告	第3条の13	第3条の12	第14条の4	第55条	第57条の3	第16条	第7条の12の2	第30条	-	第16条	-	-
施設の評価	-	-	-	-	第58条	-	-	-	-	-	-	-
品質マネジメントシステム	第7条の2の2	第6条の3	第19条の2	第64条	第69条	第28条	第8条の3	第46条	第13条の3	第26条の3	第2条の11の3	-
管理区域への立入制限等	第7条の2の9	第7条	第20条	第73条	第78条	第29条	第9条	第53条	第14条	第27条	第2条の11の4	第2~4号
重量等に関する措置	第7条の3	第8条	第21条	第74条	第79条	第30条	第10条	第54条	第15条	第28条	第2条の11の5	第5号
放射性物質の汚染状況等の測定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第2条の11の6	第6~9号
施設管理	第7条の4	第9条	第22条	第76条	第81条	第31条	第11条	第55条	第16条	第29条	第2条の11の7	-
経年劣化に関する技術的な評価	第7条の4の2	第9条の2	-	第77条	第82条	第31条の2	第11条の2	-	-	第29条の2	-	-
設計想定事象等に対する機能の保全	第7条の4の3	第10条	第23条	第78条	第83条	第32条	第12条	第56条の2	第17条の2	第30条	第2条の11の8	-
運転・操作・使用	第7条の5	第11条	第24条	第82条	第87条	第33条	第13条	第59条	-	第31条	第2条の11の9	第1、2、10号
工場又は事業所での運搬	第7条の6	第12条	第25条	第83条	第88条	第34条	第14条	第60条	第18条	第32条	第2条の11の10	第12号
貯蔵	第7条の7	第13条	第26条	第84条	第89条	-	第15条	-	-	-	第2条の11の11	第13号
工場又は事業所での廃棄	第7条の8	第14条	第27条	第85条	第90条	第35条	第16条	第61条	第19条	第33条	第2条の11の12	第11号、第11の2
定期的な評価（保安活動）	-	第14条の2	-	-	-	第35条の2	-	第68条	第19条の2	第33条の2	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	第71条~第77条（坑道閉鎖）	第4条~第6条（埋設施設） 第7条~第8条の2（喫煙体）	-	-	-

表1付表 事業等ごとの規則名

事業等	規則名
加工	核燃料物質の加工の事業に関する規則
試験炉	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則
船舶炉	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則
研削炉	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
実用炉	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
貯蔵	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則
再処理	使用済燃料の再処理の事業に関する規則
第一種廃棄物埋設	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則
第二種廃棄物埋設	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則
廃棄物管理	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則
核燃料使用	核燃料物質の使用等に関する規則
核原料使用	核原料物質の使用に関する規則

表2 原子力施設に係る技術基準の一覧表

	原子力規制委員会規則 (参考) 基準規則の根拠法条文
加工施設	加工施設の技術基準に関する規則 第16条の4
試験研究用等原子炉施設	試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則 第28条の2
研究開発段階原子炉に係る発電用原子炉施設	研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第43条の3の14
実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第43条の3の14
使用済燃料貯蔵施設	使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則 第43条の10
再処理施設	再処理施設の技術基準に関する規則 第46条の2
特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則 第51条の9
使用施設等	使用施設等の技術基準に関する規則 第55条の2第2項第2号

表3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した傾向監視としての基本的要求事項

経年劣化事象	運転初期から継続的に実施する傾向監視 <sup>※1</sup>	30年ごとの評価の要否	30年以降に実施する傾向監視 <sup>※1</sup>
中性子照射脆化	原子炉圧力容器の脆化試験に基づいて、原子炉圧力容器の脆化試験を行い、当該容器の中性子照射脆化の傾向を監視することが必要。 (技術基準 <sup>※2</sup> 第14条第2項及び第3条)	必要	同左 ただし、中性子照射脆化の進行は運転開始とともに脆化すると考えられているが、30年以降の高放射量領域では新たな脆化機構によって脆化が速く進む可能性があるとの研究結果もあることから、プラントの長期健全性に関する予測を行い、脆化傾向を監視することが必要。
照射誘起型応力腐食割れ (IASCC)	IASCCについては、FWRは約5×10 <sup>24</sup> /(m <sup>2</sup> ・0.1Mw)のしきい値、FWR以外の約1×10 <sup>25</sup> /(m <sup>2</sup> ・0.1Mw)のしきい値を超える可能性は小さいと考えられているもの。照射量の累積量の累積傾向を監視することが必要。 (技術基準 <sup>※2</sup> 第18条、第56条等)	必要	同左 ただし、中性子照射量が高い値を超えると脆化機構に影響がない程度の損傷が発生している可能性が高い部位(例: パンプアップフォーマー)が発生することから、IASCC発生の可能性が高い部位については、プラントの長期間運用を念頭に置いて予測に基づき照射量の累積傾向を監視することが必要。
低サイクル疲労	重要な機器等及び構造物(例えば、FWRでは原子炉容器、蒸気発生器及び加圧釜、RWRでは原子炉圧力容器)について、低サイクル疲労に影響を及ぼす運転過渡現象を監視することにより、高温度環境の影響を加味した変位の累積傾向を監視することが必要。 (技術基準 <sup>※2</sup> 第18条、第56条等)	必要	同左 ただし、時間経過に伴う疲労損傷が蓄積されて変位累積量が最大、疲労亀裂が発生する可能性が大きくなることが考えられることから、プラントの長期間運用を念頭に置いて、左記の重要な機器等及び構造物に加え工事計画の認可における評価対象範囲について、運転過渡現象を基にした過渡の予測に基づき、高温度環境の影響を加味した変位の累積傾向を監視することが必要。
電気・計装設備の結露低下	— (技術基準 <sup>※2</sup> 第14条第2項等)	不要	同左 この状態で事故時環境内において高湿度気象と放射線に晒されると急激な乾燥低下を引き起こすことが考えられることから、プラントの長期運用を念頭に置いて、予測に基づき乾燥性能の低下傾向を監視することが必要。
配管減肉	実験の減肉データの分析等によると、配管減肉は原子力施設の運転開始から徐々に進展することから、配管の肉厚測定結果等の減肉データに基づいて、配管の減肉傾向を監視することが必要。 (技術基準 <sup>※2</sup> 第17条及び第55条)	不要	同左
鋼材劣化	— (技術基準 <sup>※2</sup> 第18条及び第56条等)	不要	同左 2層ステンレス鋼の熱時劣化による脆化は時間依存型の事象であることから、プラントの長期運用を念頭に置いて、予測に基づき脆化傾向を監視することが必要。
コンクリートの強度低下及び凍害耐力低下	— (技術基準 <sup>※2</sup> 第5条、第17条第13号、第42条等) (技術基準 <sup>※2</sup> 第5条、第17条第13号、第42条等) (技術基準 <sup>※2</sup> 第5条)	不要	同左 プラントの長期運用を念頭に置いて、耐震試験及び非破壊試験によるコンクリートの強度低下、中性化及び凍融劣化等の劣化要因を加味した予測に基づき劣化傾向を監視することが必要。
耐震安全性	— (技術基準 <sup>※2</sup> 第5条)	必要	同左 ただし、プラントの長期運用を念頭に置いて、高経年化技術評価の結果に基づき現状保全に追加し管理すべき経年劣化事象を加味した、耐震安全性評価が必要。
その他事象の例 <sup>※3</sup>	— (技術基準 <sup>※2</sup> 第19条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	不要	同左
全面腐食	定期的な点検及び分解点検時の目視検査等により腐食状況を確認し、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。 (技術基準 <sup>※2</sup> 第17条及び第55条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	不要	同左
アンモニアアタック(備合せ)	定期的な点検点検時の腐食試験等による定量的な減肉傾向を監視することが必要。 (技術基準 <sup>※2</sup> 第17条及び第55条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	不要	同左
高サイクル疲労	機器等及び配管の腐食から生じた熱腐化の傾向を監視することが必要。 (技術基準 <sup>※2</sup> 第10条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	不要	同左

表 4-1 検査（使用前事業者検査及び定期事業者検査）の方法の例

実用炉施設の検査の方法の例を示す。

経年劣化事象	運転初期から継続的に実施する傾向監視※1	10年ごとの評価の長さ	30年以上実施する傾向監視※1
その他事象の例	プレッティング疲労 定期的な分解試験時の機械探傷試験等による亀裂、亀裂の検出及び目視検査等により劣化状況等を把握し、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。 〔技術基準第17条、第55条、第19条又は各設備の機能要求に係る技術基準を参照〕	不要	同左
	タービン破損、クリーブ亀裂、クリーブ疲労 非常用ディーゼル発電機等の限られた機器等の部材に想定されるが、分解試験時の目視検査等により、亀裂及び変形の有無の検出とともに、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。 〔技術基準第48条第1項参照〕	不要	同左

※1 この表における「傾向監視」は、点検等による劣化傾向監視に加えて、運転時期を定めた詳細による傾向監視を含む。  
 ※2 「実用炉原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会令第9号、この表において同じ)。  
 ※3 発電用原子炉施設において想定可能な以下の経年劣化事象を除く。  
 高圧酸化、酸化、脱炭、酸化、ハロゲン化、高圧腐食、溶融塩腐食、溶融金属触媒酸化、酸化物腐食、σ相酸化、焼き戻し脆化、ひずみ時効、青熱脆化、水素脆化、ラッチェッティング等

使用前事業者検査	定期事業者検査	検査の方法	
		検査項目	検査方法
① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法		材料検査	機器等に使用される材料が、 <b>設工認</b> を受けた設計仕様及び技術基準に適合するものであることを確認する。
		寸法検査	機器等の主要寸法が、 <b>設工認</b> を受けた許容寸法値内であることを確認する。
		原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査	原子炉格納施設の基礎基盤の状態が、設置許可時又は <b>設工認</b> 時に判断された支持力並びに滑り及び沈下に対する安全性を有するものであることを確認する。
		蒸気タービン等の一般事項（仕様、基礎の状態）を確認する検査	蒸気タービン本体、湿分分離器、復水器等が <b>設工認</b> に記載された設計仕様及び技術基準に適合するものであることを確認する。 また、蒸気タービンの基礎が、 <b>設工認</b> どおりであることを確認する。
		建物・構築物の構造を確認する検査	建物、構築物の型枠及び鉄筋の組立精度等、コンクリートの打上がり精度並びに鉄骨の建方精度が、 <b>設工認</b> 等に記載された許容差内に収まっていることを確認する。
	① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法	分解検査及び開放検査	機器等を分解、開放した状態で亀裂、変形、摩耗等の有無を目視等により確認する。
		外観検査	機器等（支持構造物を含む。）の組立・据付け位置、仕上がり状態、分解・開放しない状態での漏えい又はその形跡、亀裂、変形等の異常の有無を目視等により確認する。
		非破壊検査	<b>放射線透過試験</b> 、超音波探傷試験、 <b>磁粉探傷試験</b> 、 <b>浸透探傷試験</b> 、 <b>渦流探傷試験</b> 、目視試験等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。
		漏えい（率）検査	系統及び機器等の組立、据付又は点検完了後、所定の圧力において耐圧試験等を行い、これに耐え、著しい漏えいの有無又は漏えい率※1を確認する。

② 機能及び性能を確認するために十分な方法	② 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法	特性検査	電気設備及び計測制御設備について絶縁抵抗測定 <sup>※2</sup> 、校正及び設定値確認検査等を行い、機器等の特性を確認する。
		機能・性能検査	系統及び機器等の組立、据付又は点検完了後、作動試験、試運転及びインターロック試験等を行い、機器等単体又は系統の機能・性能等を確認する。
		総合性能検査	各設備の組立、据付け又は点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各発電用原子炉施設の運転状態が正常であること及び各種パラメータが妥当な値であることを確認する。
③ その他設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法	③ 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法	基本設計方針に係る検査	機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ、機能及び性能を有していることを確認する。
		品質マネジメントシステムに係る検査	原子力事業者等が設工認に記載された工事の方法及び品質マネジメントシステムに従って、設計情報を工事に引き継ぎ、工事の実施体制が確保されていることを確認する。

(注1) この表の検査の方法は実用炉施設の使用前事業者検査又は定期事業者検査の方法の一例を示すものであり、検査の方法を決定する際には、技術基準に定める事項を把握し、当該基準に適合していることが判断できる十分な方法を定める必要がある。

※1 漏えい率の確認には、「②試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

※2 絶縁抵抗測定には、「①開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

表4-2 検査(溶接に係る使用前事業者検査)の方法の例

実用炉施設の検査の方法の例を示す。

使用前事業者検査	検査の方法			検査方法
	検査項目			
	溶接施工法に関する検査	溶接士の技能に関する検査	溶接施工した構造物に対する検査	
① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法	溶接施工法の内容確認 ※試験開始前に確認する。	溶接士の試験内容の確認 ※試験開始前に確認する。		試験内容が技術基準に適合する方法であることを確認する。
	材料確認 ※開先確認の前に確認する。ただし、試験材を切断する場合は切断する前に確認する。			材料の種類、寸法、化学的成分及び機械的性質が設工認等に記載した設計仕様及び技術基準に適合するものであることを材料表示及び証明書により確認する。
	開先確認 ※溶接を開始する前に確認する。			試験材の取付け方法、溶接部の開先の形状、寸法、表面状態、継手面の食い違い、ウェルドインサート、裏当て金の種類及び取付け状況等が、設計寸法、技術基準に適合したものであり、健全な溶接が施工できることを確認する。
	溶接作業中及び溶接設備確認 ※溶接施工法又は溶接士の技能試験の場合は溶接開始前及び溶接中に確認し、溶接構造物の場合は耐圧検査を実施する前までに確認する。			溶接施工法、溶接を行う者の資格、溶接設備、溶接条件等が技術基準に適合し、計画どおりに実施されていることを確認する。
	溶接後熱処理確認 ※溶接終了後、機械試験開始前に確認する。		溶接後熱処理確認 ※溶接終了後、耐圧試験実施前までに確認する。	溶接後熱処理の方法、溶接後熱処理設備の種類及び容量等が、技術基準及び施工計画に適合していることを確認する。
	浸透探傷試験確認 ※クラッド溶接部及び管と管板の取付け溶接部：試験板を切断する前に確認する。		非破壊試験確認 ※耐圧試験を実施する前までに確認する。	溶接部に行う非破壊試験の試験方法及びその結果が技術基準に適合するものであることを確認する。非破壊試験実施者が客観性を有する認定試験に合格していることが必要である。
	機械試験確認 ※溶接施工終了後に確認する。ただし、溶接後			試験の方法(試験種類並びに試験片の数、採取位置及び形

熱処理が必要なものについては、溶接後熱処理終了後に確認する。溶接構造物の場合、耐圧試験を実施する前までに確認する。		状)及び試験結果が技術基準に適合するものであることを確認する。
断面検査確認 ※管と管板の取付け溶接部：溶接施工終了後に確認する。		溶接部の断面を確認する方法及びその結果が技術基準に適合するものであることを確認する。
外観確認 ※溶接終了後に確認する。	耐圧試験確認 ※材料確認から機械試験確認までの全ての検査が終了した後に確認する。 外観確認 ※耐圧試験と同時期か全ての検査が終了した後に確認する。ただし、最後では確認が困難な場合は、事前に行ってもよい。	耐圧試験の方法(規定圧力での試験方法及び規定圧力での試験を行うことが困難な場合の代替試験方法)が技術基準に適合していることを確認する。 最終の仕上がり状況(溶接部の形状、外観及び寸法)について、技術基準、設計、検査計画等に適合することを確認する。
終了確認		以上の全ての工程が終了し、当該工程が設工認及び技術基準に適合していることを確認する。

(注1) 補助ボイラー及び補助ボイラーの附属設備に係る溶接に係る使用前事業者検査の工程、方法及び該当規定：補助ボイラーにあつては、「電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査(火力設備)の解釈」(平成24年9月19日付け 20120919商局第71号)別表2に規定するボイラー等及び補助ボイラーの附属設備にあつては、同表に規定する熱交換器等に準ずること。

(注2) 溶接に係る使用前事業者検査についても、第3号に規定する方法の検査は表4-1に記載した検査の方法により行うこと。

(注3) この表の検査の方法は実用炉施設の溶接に係る使用前事業者検査の方法の一例を示すものであり、検査の方法を決定する際には、技術基準に定める事項を把握し、当該基準に適合していることが判断できる十分な方法を定める必要がある。

※：溶接に係る使用前事業者検査においては、原則、あらかじめ確認すべき事項と溶接施工した構造物に対する検査に区分し、設計及び工事の計画及び技術基準に基づき以下の事項及び工程ごとの検査を実施する必要がある。

(1) あらかじめ確認すべき事項に対する溶接に係る使用前事業者検査

① 次のイ及びロに掲げる事項については、発電用原子炉施設の溶接をしようとする前に表4-2に示す工程ごとの検査の方法により行うこと。

イ 溶接施工法に関すること。

ロ 溶接士の技能に関すること。

② ①イに掲げる事項については、客観性を有する方法により溶接規格第2部に規定

する溶接施工法認証標準並びに技術基準第17条第15号、第31条及び第48条第1項において準用する技術基準第17条第15号及び第55条第7号の解釈への適合性を確認すること。

③ ①ロに掲げる事項については、客観性を有する方法により溶接規格第3部に規定する溶接士技能認証標準及び技術基準第17条第15号及び第55条第7号の解釈への適合性を確認すること。

(2) 溶接施工した構造物に対する使用前事業者検査

次のイからトまでに掲げる事項については、原子力施設ごとに、表4-2に示す工程ごとの検査の方法により行うこと。

イ 溶接部の材料

ロ 溶接部の開先

ハ 溶接の作業及び溶接設備

ニ 溶接後熱処理(溶接後熱処理を実施する場合)

ホ 非破壊試験(非破壊試験を実施する場合)

ヘ 機械試験(機械試験を実施する場合)

ト 耐圧試験

表4-3 検査（燃料体に係る使用前事業者検査）の方法の例

実用炉施設の検査の方法の例を示す。

燃料体に係る使用前事業者検査においては、設計及び工事の計画並びに技術基準に基づき燃料体の加工の工程ごとに以下の事項について確認する必要がある。

使用前事業者検査	検査の方法	
	検査項目	検査方法
① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法	材料検査	燃料材、燃料被覆材その他の部品に使用される設工認に記載された設計仕様及び技術基準に適合するものであることを確認する。
	寸法検査	燃料材、燃料被覆材その他の部品、燃料要素及び燃料集合体の各寸法が、設工認に記載された設計仕様及び技術基準に適合するものであることを確認する。
	湾曲度を確認する検査	燃料被覆材及び燃料要素の軸が、設工認に記載された設計仕様のとおり著しく湾曲していないことを確認する。
	外観検査	燃料材、燃料被覆材その他の部品、燃料要素及び燃料集合体の表面に、割れ、傷等で有害なものがないこと、油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと、部品の欠如がないこと、組立状態が設工認に記載された設計仕様のとおりであることを確認する。
	表面汚染密度検査	燃料要素の表面に付着している核燃料物質の量が、技術基準に適合するものであることを確認する。
	溶接部の非破壊検査	燃料要素の溶接部に、ブローホール、アンダーカット等で有害なものがないことを確認する。
	ヘリウム漏えい検査	燃料要素のヘリウム漏えい量が、技術基準に適合するものであることを確認する。

(注1) 燃料体に係る使用前事業者検査についても、第3号に規定する方法の検査は表4-1に記載した検査の方法により行うこと。

(注2) この表の検査の方法は実用炉施設の燃料体に係る使用前事業者検査の方法の一例を示すものであり、検査の方法を決定する際には、技術基準に定める事項を把握し、当該基準に適合していることが判断できる十分な方法を定める必要がある。

表5 経年劣化に係る技術的な評価等に関する文書

事業等	文書名
加工の事業	「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定（NISA-181a-08-1）））及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き（内規）」（平成20・05・14原院第3号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））
試験研究用等原子炉の設置、運転等	—
研究開発段階原子炉の設置、運転等	—
実用発電用原子炉の設置、運転等	「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
貯蔵の事業	—
再処理の事業	「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定（NISA-181a-08-1）））及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き（内規）」（平成20・05・14原院第3号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））
第一種廃棄物埋設の事業	—
第二種廃棄物埋設の事業	—
廃棄物管理の事業	—
核燃料物質の使用等	—
核原料物質の使用	—

表6 発送前確認の方法の例

検査項目	検査対象	検査方法
外観検査	BM、BU AF、IF	容器の外観を目視で検査する。
気密漏えい検査	BM、BU	ヘリウムリークテスト、加圧漏えい試験又は真空試験等により漏えい率を検査する。
圧力測定検査	BM、BU	圧力計等により容器内部の圧力を検査する。
線量当量率検査	BM、BU AF、IF	輸送物の表面及び表面から1mの距離におけるガンマ線量当量率及び中性子線量当量率をサーベイメータ等で測定する。
未臨界検査*	BM、BU AF、IF	バスケット等の外観を目視で検査する。
温度測定検査	BM、BU	温度計により輸送物の表面温度を測定し、周囲温度38℃での値に補正する。
吊上検査	BM、BU AF、IF	輸送物を吊り上げた後の状態において、トランニオン部その他吊上部等の外観を目視で検査する。
重量検査	BM、BU AF、IF	輸送容器及び収納物の合計重量を検査する。
収納物検査	BM、BU AF、IF	収納物の仕様、数量、収納配置等を検査する。 収納物に変形又は破損がないことを検査する。
表面密度検査	BM、BU AF、IF	スマイヤ法等により輸送物の表面密度を測定する。

注：BM：BM型輸送物（BM型核分裂性輸送物を含む。）に係る輸送容器  
 BU：BU型輸送物（BU型核分裂性輸送物を含む。）に係る輸送容器  
 AF：A型核分裂性輸送物に係る輸送容器  
 IF：IP型核分裂性輸送物に係る輸送容器  
 \*：未臨界検査は、核分裂性輸送物のみを対象とする。  
 六ふっ化ウラン輸送物に係る容器についてはAF及びIFの検査項目に準ずる。

別記1

実用炉施設の技術基準条文ごとの検査の方法に係る特記事項

①第1号に規定する方法

○技術基準第14条第2項及び第19条（配管内円柱状構造物の流力振動）  
 技術基準第14条第2項及び第19条への適合性を確認するために行う検査のうち、「一次冷却材若しくは二次冷却材の循環又は沸騰等で生ずる流体振動によって損傷を受けないように施設するための確認の十分な方法」とは、日本機械学会「配管内円柱状構造物の流力振動評価指針」（J S M E S O 1 2）に規定する手法で評価し、損傷の可能性が否定できない部位について、損傷防止措置が完了するまでの間は、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（原規技発第1408063号（平成26年8月6日原子力規制委員会決定））の別紙1に規定されている方法を参考に、亀裂の有無を確認するものであること。  
 【日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（J S M E S N C 1）」（2005年改訂版）並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評価書（平成17年12月）】

○技術基準第17条及び第55条（配管肉厚管理）  
 技術基準第17条及び第55条への適合性を確認するために行う検査のうち、**実用炉規則第56条第1項に掲げる配管の「各部の摩耗の発生状況を確認するために十分な方法」とは**、日本機械学会「発電用原子力設備規格加圧水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」（J S M E S N G 1 - 2 0 0 6）又は「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」（J S M E S N H 1 - 2 0 0 6）に規定する方法に、別記2の留意事項を付したものであること。  
 【日本機械学会「発電用原子力設備規格 加圧水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」（2006年版）「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」（2006年版）の技術評価書（平成19年6月）】

○技術基準第18条及び第56条（亀裂等）  
 技術基準第18条及び第56条への適合性を確認するために行う検査については、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」に規定する方法であること。

○技術基準第19条（配管の高サイクル熱疲労）  
 技術基準第19条への適合性を確認するために行う検査のうち、「温度差のある流体の混合等で生ずる温度変動によって損傷を受けないように施設するための確認の十分な方法」とは、日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針」（J S M E S O 1 7）に規定する手法で評価し、損傷の発生が否定できない部位について、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」の別紙1に規定されている方法を参考に、亀裂の有無を確認するものであること。  
 【日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（J S M E S N C 1）」（2005年改訂版）並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評価書（平成17年12月）】

○技術基準第31条（蒸気タービン）  
 蒸気タービンについての構造健全性等を確認するために行う検査としては、「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の

解釈」(20170323商局第3号(平成29年3月31日経済産業省制定))を参考とするとともに、原子炉施設の運転中に行う定期事業者検査時に開放検査を行わない車室においては、可能な範囲(低圧最終段翼含む。)での目視及び外観点検を行う必要がある。

○技術基準第48条第1項(補助ボイラー)

補助ボイラーについての構造健全性等を確認するために行う検査としては、「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈」(平成23・01・82原院第3号(平成23年4月4日原子力安全・保安院制定))を参考とするとともに、点検頻度としては、別記3を踏まえて計画を立てる必要がある。

②第2号に規定する方法

○技術基準第35条(デジタル安全保護系)

技術基準第35条への適合性を確認するために行う検査のうち、デジタル安全保護系に関しては、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号)の「第35条(安全保護装置)」の「4」に記載されている「日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008)」の要求事項に準じた文書体系を整備し、維持し、ソフトウェア構成管理が適切になされていることの確認を行うこと。

○技術基準第38条第5項(制御室居住性)

技術基準第38条第5項における「原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域(以下「原子炉制御室等」という。)における遮蔽その他の適切な放射線防護に関する当面の措置を確認するための十分な方法」とは、事故・異常時においても従事者が立ち入り、一定期間滞在できるように、技術基準解釈の「第38条第5項(制御室居住性)」の「12」に記載されている「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」(平成21・07・27原院第1号(平成21年8月12日原子力安全・保安院制定))による要求事項に従って、原子炉制御室等における従事者の被ばく評価を行い、チャコールフィルターを通らない空気の制御室への流入量の確認を行うこと。

別記2

発電用原子炉施設における配管肉厚管理に対する留意事項

1. 配管外面からの減肉事象の考慮について

日本機械学会「発電用原子力設備規格 加圧水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」(JSME S NG1-2006)及び「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」(JSME S NH1-2006)に規定される配管減肉管理の対象は、配管内の流体による配管内面減肉の事象に限定したものであるため、使用環境等の影響により配管外面からの減肉が想定される部位については、外面からの減肉事象も適切に考慮すること。

2. 配管分岐合流部の穴の周囲の肉厚管理について

配管分岐合流部の穴の周囲では、穴による板厚の欠損分を補う必要があることから、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2005/2007)又は日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2012)の規定を準用し、必要な穴の補強面積が確保されるように管理すること。

3. 初回の肉厚測定時における肉厚管理方法について

初回の肉厚測定時においては、実際の肉厚を推定することが困難な部位(曲がり部、エルボ、ティ、レジャーサ等)であって供用前試験や製造・加工記録等により使用開始前に実際の肉厚が確定できないもの等、余寿命が適切に算出できないものについては、試験間隔に最大の限度を設ける等早めに試験実施時期を設定して、余裕をもって減肉傾向を確認していくこと。



補助ボイラーの点検頻度設定における留意事項

1. 用語の定義

累積運転時間：初回の起動から現在に至るまでの運転時間

起動回数：並列の回数

事故：電気関係報告規則（平成10年通商産業省令第34号）第3条第1項各号において報告を要する事項

2. 点検頻度設定における留意事項

日常的な運転管理・保守点検等が（2）のとおり適切に実施されていることを前提として、（1）を満足する範囲で点検を行うものとする。

（1）点検頻度設定における上限

- 累積運転時間が10万時間以下及び累積起動回数が2,500回以下の場合、25月を超えない時期。ただし、前回の点検後の運転時間及び起動回数が4,000時間かつ120回（低サイクル疲労対策を実施しているものにあつては240回）に達していない場合は、これらの時間又は回数に達すると見込まれる時期。
- 累積運転時間が10万時間を超えている又は累積起動回数が2,500回を超えている場合は、25月を上限とし、当該対象設備の主要部位の余寿命診断が別紙1の指針に従って適切に行われ、算定された余寿命の範囲内。

（2）日常的な運転管理・保守点検等の実施

- 以下の適切な管理が実施されていること。
- 当該対象設備の使用状況に応じて適切に運転管理がなされ、かつ、日常における保守点検が十分行われていること。また、他の事故及び故障の経験を踏まえ、同種の事故及び故障の防止について適切に処置がなされていること。この場合にいう、「適切に運転管理がなされ」とは、別紙2の「1. 運転管理」に従って運転管理が行われていることをいい、「日常における保守点検」とは別紙2の「2. 日常点検」に従って行われる保守点検をいう。
- 前回の定期事業者検査の結果、当該対象設備に異常が認められていないこと又は前回の定期事業者検査において異常が認められた箇所及び異常が発生するおそれがあると判定・評価された箇所について、事故及び故障の防止措置が適切に行われていること。
- 前回の定期事業者検査の終了後、当該対象設備に事故又は故障が発生した場合は、当該設備の事故又は故障が発生した部位に適切な事故及び故障の防止対策が施されており、かつ、当該対象設備の類似の部位に適切な事故及び故障の防止対策が施されていること。

補助ボイラーの余寿命診断実施に関する指針

1. 余寿命診断の実施時期（初回）

劣化要因が低サイクル疲労によるものであつて、累積運転時間10万時間又は累積起動回数2500回を超えた時期又は超えると見込まれる時期とする。  
（「注」2回目以降の余寿命診断については3. 参照）

2. 余寿命診断の内容

（1）対象部位、劣化要因及び手法

対象部位	劣化要因	余寿命診断手法		
		①	②	③
高応力作用部	低サイクル疲労	硬度測定法 又は 電気抵抗法	解析法	破壊検査法

- 備考1. 余寿命診断は、設計条件において最も過酷と考えられる部位を代表箇所として選定し、行うものとする。
2. 余寿命診断手法①から③までは、いずれも適用することができる。
3. 上記手法以外の手法は、上記手法と同等の精度が得られることを検証の上、適用することができる。

（2）余寿命診断の方法

a. 硬度測定法

- (a) 高温部及び高応力部位を選定して、9点以上の硬度の測定を行う。
- (b) (a) で得られた9点以上のテストデータにより、99%信頼区間の硬度の下限値を求め、この値に応じた亀裂発生回数（起動回数）と応力振幅の関係カーブ（以下「99%信頼度下限線」という。）を作成し、これより余寿命を推定する。

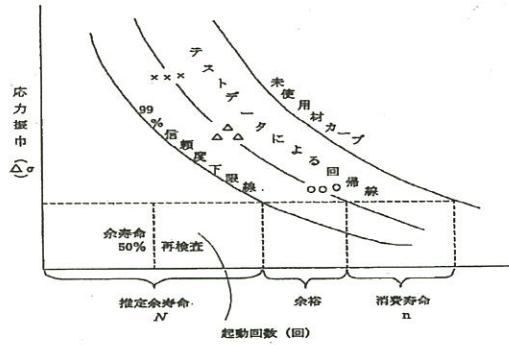


図-1 硬度測定法による余寿命の算出

$$\text{余寿命} = \left( N_c \times \frac{n_c}{n} + N_w \times \frac{n_w}{n} + N_b \times \frac{n_b}{n} \right)$$

- $N_c$  : コールド起動の応力に対応した推定余寿命
- $N_w$  : ウォーム " "
- $N_b$  : DSS " "
- $n$  : 余寿命診断時の累積起動回数 ( $n_c + n_w + n_b$ )
- $n_c$  : コールド起動回数
- $n_w$  : ウォーム " "
- $n_b$  : DSS " "

b. 電気抵抗法

上記 a. 硬度測定法における「硬度」を「電気抵抗」と読み替えるものとする。

c. 解析法

原子炉の運転時の変動応力及び起動回数の履歴から計算によって余寿命を推定する。

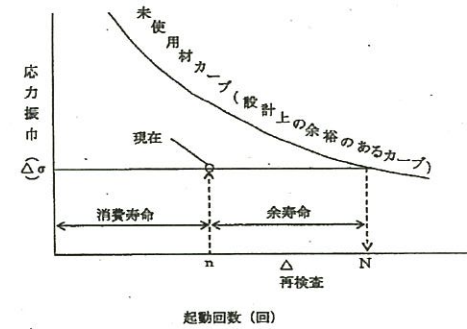


図-2 解析法による余寿命算出

$$\text{余寿命} = \left\{ (N_c - n_c) \times \frac{n_c}{n} + (N_w - n_w) \times \frac{n_w}{n} + (N_b - n_b) \times \frac{n_b}{n} \right\}$$

- $N_c$  : コールド起動の応力に対応した許容起動回数
- $N_w$  : ウォーム " "
- $N_b$  : DSS " "
- $n$  : 余寿命診断時の累積起動回数 ( $n_c + n_w + n_b$ )
- $n_c$  : コールド起動回数
- $n_w$  : ウォーム " "
- $n_b$  : DSS " "

d. 破壊検査法

- (a) 使用材からサンプルを採取し、3種類以上の応力条件の下で、それぞれ3本の試験片により、低サイクル疲労試験を行う。
- (b) (a) で得られた9個以上のテストデータにより99%信頼度下限線を作成し、これにより余寿命を推定する。

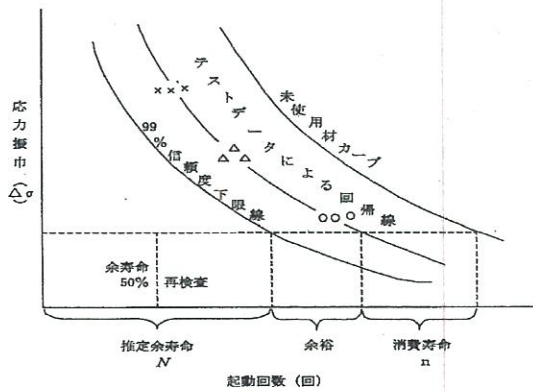


図-3 破壊検査法による余寿命の算出

$$\text{余寿命} = \left( Nc \times \frac{nc}{n} + Nw \times \frac{nw}{n} + Nb \times \frac{nb}{n} \right)$$

$Nc$  : コールド起動の応力に対応した推定余寿命

$Nw$  : ウォーム " "

$Nb$  : DSS " "

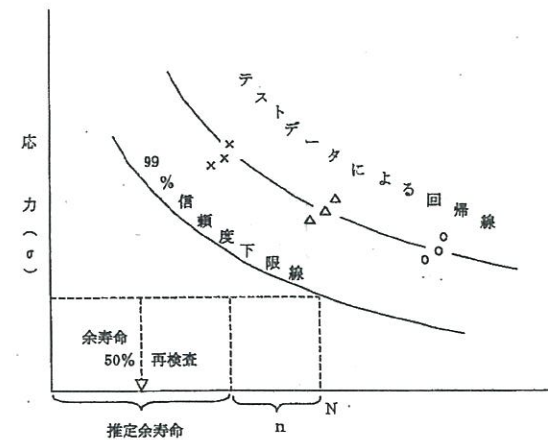
$n$  : 余寿命診断時の累積起動回数 ( $nc+nw+nb$ )

$nc$  : コールド起動回数

$nw$  : ウォーム " "

$nb$  : DSS " "

(c) 破壊検査のサンプルのうち劣化要因が低サイクル疲労である部位は、寿命消費の最も過酷な部位から採取することを基本とするが、これが不可能な場合は、類似する部位からのサンプルを用いて破壊検査を行い、この結果に温度、圧力等を勘案した補正を加えたデータにより99%信頼度下限線を作成し、これにより余寿命を推定することを可とする。



$n$  : 余寿命診断時の累積起動回数

図-4 低応力部位からのサンプルを用いた場合の

温度、圧力等を勘案した補正の例

### 3. 余寿命診断の再実施時期

前記2. により得られた推定余寿命の50%程度を消費した時点で、再度2. による余寿命診断を行い、以降これを繰り返すものとする。

ただし、前回余寿命診断時期と次回余寿命診断時期との間隔は、その間の運転時間が10万時間を超えないものとする。

補助ボイラー設備の維持管理について

1. 運転管理

原子力事業者等は、次の項目について運転管理基準を定め、適切な運転管理を行うこと。

- 補助ボイラーの出口における蒸気の圧力
- 補助ボイラーの蒸発量又は給水流量
- ドラム内の水位\*
- ドラム内の圧力\*
- ボイラー水及び給水の水质
- 使用燃料
- 補助ボイラーの効率

※ 監視による方法でもよい。ただし、運転管理基準に照らして異常のある場合は記録しておくこと。

2. 日常点検

原子力事業者等は次の項目について日常における巡視点検方法を定め、チェックシートにより確認すること。なお、巡視・点検頻度は少なくとも1日1回とする。

設 備		項 目
補助ボイラー	安全弁	○ シート部からの蒸気の漏えい
	火炉	○ 燃焼状態の異常 ○ 火炉内部の異常
主要配管		○ ハンガー類の異常 ○ 配管からの蒸気の漏えい ○ 配管の振動
主要回転機		○ 本体の振動、異音及び温度の上昇 ○ グランド部からの蒸気の漏えい ○ 軸受の油温、油面及び油の漏えい
主要弁		○ 弁体の振動及び異音 ○ 弁のグランド部等からの蒸気の漏えい ○ 作動源の異常

(参考)

使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）の施設管理の例

1. 施設管理方針（使用規則第2条の11の7第1号）

使用許可、核燃料物質の使用等に関する規則及び使用施設等の技術基準に関する規則に適合するよう使用施設等を維持するために必要な方針を定める。

【例】使用者である〇〇は、原子力の安全を確保するため、貯蔵施設である〇〇について、核燃料物質の漏洩を防止するための措置を行う。

2. 施設管理目標（使用規則第2条の11の7第3号）

上記1. で掲げた方針を踏まえた定量的な目標を定める。

【例】使用者である〇〇は、核燃料物質の漏洩が1年につき0件となるよう、必要な措置を実施する。

3. 施設管理実施計画（使用規則第2条の11の7第4号）

(1) 施設管理実施計画の始期及び期間

始期は直近（次回）の使用施設等の点検の開始日を、施設管理実施計画の期間はその後（次々回）の点検の開始日前日までの期間として設定する。施設管理を外部機関に委託している場合は、当該期間の点検日等を用いてよいが、点検間隔の妥当性について確認する。

【例】20××年4月1日から20××年3月31日まで

(2) 設計及び工事

上記(1)で設定した期間中に実施する使用施設等の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等を記録する。

【例】20××年度には設計及び工事の予定はなし。

(3) 巡視

体制、巡視時の確認の視点等を整備する。

【例】〇〇は、1週間に一度、〇〇貯蔵施設の巡視を行う。

(4) 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期

点検等について、方法、実施頻度及び時期を、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る要領書等を定める。

【例】外観検査：ドラム缶の表面に異常がないこと。

実施頻度：3ヶ月に1回

時期：通年

(5) 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

工事及び点検等を行う際には、使用施設等の状態を踏まえた考慮事項を整理する。

【例】ドラム缶の表面に異常が認められ、核燃料物質の漏洩が懸念された場合には、当該ドラム缶を隔離、覆いを施す等の核燃料物質の汚染の広がりを防止するための措置を講じる。

(6) 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法

上記(1)で設定した期間ごとに、施設管理に係る保安活動の問題点等の有無について確認及び評価を行う。

【例】〇〇は、外観検査結果を確認するとともに、過去の実施結果や他施設での不具合情報を含めて評価を行う。

(7) 上記(6)の結果を踏まえて実施すべき処置

上記（６）の結果を踏まえて他の施設で発生した事象も考慮しつつ実施すべき処置を定める。

【例】 必要に応じてドラム缶の保管状態の変更などの核燃料物質の漏洩防止のための処置を実施する。必要に応じて検査の方法、実施頻度を見直す。

(8) 施設管理に関する記録

使用規則第2条の11第1号ロ及びハに基づく施設管理の記録

「3. 施設管理の計画」の実施状況及び担当者の氏名

「4. 施設管理の評価」の結果及び担当者の氏名

4. 施設管理の評価

「3. (6) 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法」に基づき実施した評価の結果及び施設管理目標の達成度より、施設管理方針及び施設管理目標及び施設管理実施計画を「3. (1) 施設管理実施計画の始期及び期間」ごとに評価する。

5. 施設管理の評価結果の反映

上記「4. 施設管理の評価」の結果を速やかに施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画に反映する。

6. 特別な保全計画

使用施設等が地震、事故等により施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、使用施設等の状態に応じて、上記1. から5. について特別な措置を講じる。

【例】 容器からの漏えいのおそれがある場合、「3. (3) 巡視」の頻度を多くする。